

浦安市
セルフ・ネグレクト対策に
関する調査分析

報告書

令和2年（2020年）3月

浦安市

目次

| | | |
|-----|---|----|
| 1-1 | 調査の目的及び用語の定義..... | 1 |
| 1 | 1 調査目的..... | 1 |
| 2 | 2 用語の定義..... | 1 |
| 2-1 | 調査の概要及び検討の経緯..... | 2 |
| 1 | 1 セルフ・ネグレクト等の諸問題を誘発する可能性のある市民の数を推計するための 実態把握と分析..... | 2 |
| 2 | 2 セルフ・ネグレクト等の個別対応事例に関する調査と分析..... | 2 |
| 3 | 3 先進地自治体の取り組み実態の調査..... | 2 |
| 4 | 4 セルフ・ネグレクト対策に係る関連事業の調査..... | 2 |
| 5 | 5 検討の経緯..... | 2 |
| 3-1 | 浦安市におけるセルフ・ネグレクト等の実態と対応..... | 4 |
| 1 | 1 セルフ・ネグレクト等の諸問題を誘発する可能性のある市民の数を推計するための 実態把握と分析..... | 4 |
| (1) | (1) 調査要領..... | 4 |
| (2) | (2) 調査結果..... | 6 |
| 2 | 2 セルフ・ネグレクト等の個別対応事例に関する調査と分析..... | 16 |
| (1) | (1) 調査要領..... | 16 |
| (2) | (2) 調査結果..... | 16 |
| 4-1 | 先進地自治体の取り組み実態の調査..... | 24 |
| 1 | 1 調査要領..... | 24 |
| 2 | 2 調査結果..... | 24 |
| (1) | (1) 回答自治体の概要（回答者の属性）..... | 24 |
| (2) | (2) セルフ・ネグレクトの取り組み状況について..... | 25 |
| (3) | (3) セルフ・ネグレクト対策への課題と今後の方策について..... | 33 |
| 5-1 | セルフ・ネグレクト対策に係る関連事業の調査..... | 39 |
| 1 | 1 調査要領..... | 39 |
| 2 | 2 調査結果..... | 39 |
| (1) | (1) 「予防」段階に係る関連事業..... | 39 |
| (2) | (2) 「発見」段階に係る関連事業..... | 39 |
| (3) | (3) 「連携」段階に係る関連事業..... | 40 |
| (4) | (4) 「支援」段階に係る関連事業..... | 40 |
| 6-1 | 今後の施策展開の方向性..... | 42 |
| 1 | 1 セルフ・ネグレクトの対象と対策の方向性..... | 42 |
| 2 | 2 全庁的な取り組みとしての連携体制の構築..... | 42 |
| 3 | 3 地域における見守り体制の構築..... | 44 |
| 4 | 4 アウトリーチによる発見・支援にむけた取り組み..... | 46 |
| 5 | 5 ごみ屋敷条例の制定..... | 46 |

| | | |
|-----|--|----|
| 7-1 | 今後の具体的な取り組み | 48 |
| 1 | セルフ・ネグレクト対策の対象の拡大 | 48 |
| 2 | 包括的な連携体制の構築 | 48 |
| 3 | 地域における見守り体制の構築 | 48 |
| 4 | アウトリーチによる発見・支援にむけた取り組み | 48 |
| 5 | ごみ屋敷条例の制定 | 48 |
| | 資料編 | 49 |
| 1 | セルフ・ネグレクト等の諸問題を誘発する可能性のある市民の数を推計するための 実態把握調査票 | 49 |
| 2 | セルフ・ネグレクト等の個別対応事例に関する調査票 | 51 |
| 3 | 先進地自治体の取り組み実態調査票 | 59 |
| 4 | 浦安市におけるセルフ・ネグレクト対策関連事業一覧 | 65 |
| 5 | セルフ・ネグレクトのサインシート・アセスメントシート | 74 |
| | (1) セルフ・ネグレクトのサインシート | 74 |
| | (2) アセスメントシート | 75 |
| 6 | 浦安市セルフ・ネグレクト対策検討委員会及びプロジェクトチーム 開催状況 | 77 |
| 7 | 浦安市セルフ・ネグレクト対策検討委員会設置要綱 | 78 |

1-1 調査の目的及び用語の定義

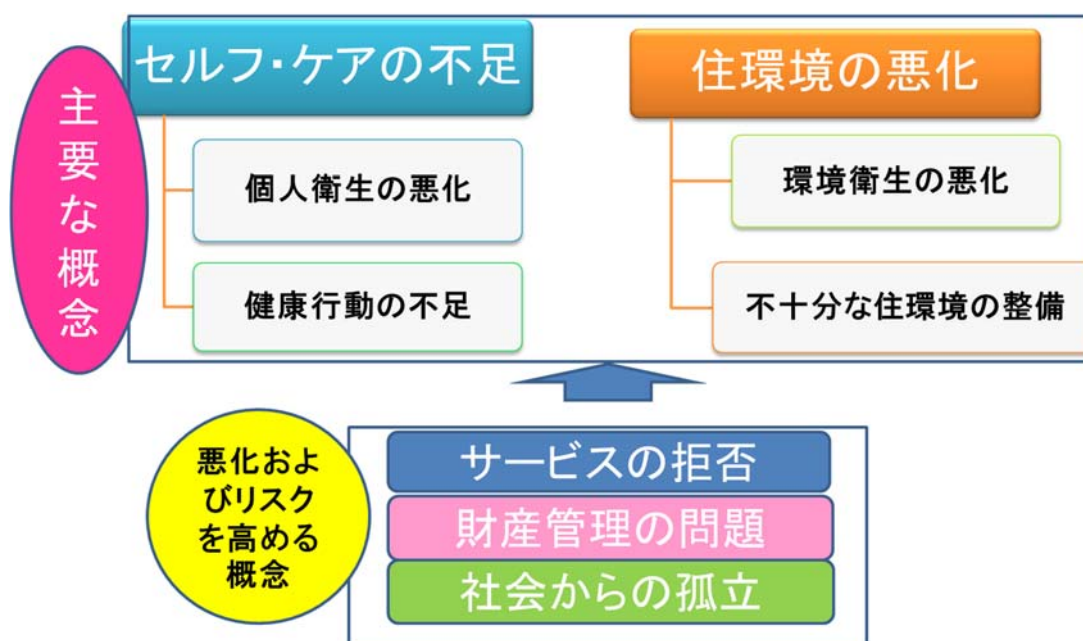
1 | 調査目的

市民が尊厳を持ちながら暮らしていくことのできる地域社会をめざして、孤立死や、市民の個人衛生及び公衆衛生の悪化、不適切な住環境につながるおそれのあるセルフ・ネグレクトについて、調査及び分析を行うことで、本市におけるセルフ・ネグレクト対策の支援のあり方を策定することを目的とする。

2 | 用語の定義

セルフ・ネグレクトとは、「健康、生命および社会生活の維持に必要な個人衛生、住環境の衛生もしくは整備、または健康行動を放任・放棄していること」をいい、下図に示すとおり『セルフ・ケアの不足』、『住環境の悪化』という2つの主要な概念と『サービスの拒否』『財産管理の問題』『社会からの孤立』という悪化およびリスクを高める概念から構成されるものとされている（野村祥平、岸恵美子他，高齢者虐待防止研究，2014）。

図表 1 セルフ・ネグレクトの定義・概念



出所：岸恵美子 編集代表（2015）「セルフ・ネグレクトの人への支援」中央法規出版

セルフ・ネグレクト状態とは、家の前や室内にごみが散乱した中で住んでいる、いわゆる「ごみ屋敷」のほか、極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置しているなどの衛生状態が保てていない状態や、窓や壁などに穴が開いていたり、構造が傾いていたりする家にそのまま住み続けている、生活に必要な最低限の制度、介護、福祉サービスの利用を拒否したり、重度のけがを負っている、あるいは治療が必要な病気があるにもかかわらず、受診・治療を拒否したりするなど、様々な形で表出される状態を包括的にとらえる概念といえよう（岸恵美子「セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究」平成24～28年度 科学研究費助成事業（基盤研究B））。

2-1 調査の概要及び検討の経緯

1 | セルフ・ネグレクト等の諸問題を誘発する可能性のある市民の数を推計するための実態把握と分析

地域の中でセルフ・ネグレクトが疑われる者を把握している可能性が高い、民生委員や居宅介護支援事業所及び自治会等のほか、市の関連部局、市内在住の市職員を対象者として調査を実施し、地域の中に埋もれている、いわば「初期のセルフ・ネグレクト」の段階にある場合を含め、できるだけ幅広く把握することとした。

2 | セルフ・ネグレクト等の個別対応事例に関する調査と分析

セルフ・ネグレクト状態にある高齢、障がい、母子、生活困窮者などへの個別対応事例を幅広く収集し、各事例の状態像及び対応にあたった関係機関や支援者の範囲、支援の内容等を明らかにするなかで、望ましい支援のあり方と今後の施策展開の方向性を探るための示唆を得ることとした。

3 | 先進地自治体の取り組み実態の調査

先行してセルフ・ネグレクトへの対応をはかっている県内外の先進自治体を対象とするヒアリングにより、取り組みの内容や施策導入の経緯等を明らかにすることで今後の施策展開の方向性検討にあたっての資料を得ることとした。

4 | セルフ・ネグレクト対策に係る関連事業の調査

市で実施している既存事業の中から、セルフ・ネグレクト対策に資する事業としてどのようなものがあり、セルフ・ネグレクト対策の一環として活用する方策を検討することを目的として、市と関係機関を対象に調査を実施した。

5 | 検討の経緯

庁内にセルフ・ネグレクト対策検討委員会及びセルフ・ネグレクトプロジェクトチームを設置し、下記の日程・次第にて開催し、調査結果について報告するとともに施策事業についての検討をすすめた。

| 開催日程 ※日付は上段:プロジェクト、下段:委員会 | 議事次第 |
|------------------------------|--|
| 第1回 R1.09.27 R1.10.03 | 1. セルフ・ネグレクト対策検討委員会及びプロジェクトチームについて 2. 事業の目的及び用語の定義について 3. セルフ・ネグレクト対策に係る調査の報告について 4. セルフ・ネグレクト対策に関連する事業に関する調査について |
| 第2回 R2.01.07 R2.01.22 | 1. セルフ・ネグレクト対策関連事業について 2. セルフ・ネグレクト個別事例について 3. 先進地調査について 4. 今後の施策展開について |

| 開催日程 ※日付は上段：プロジェクト、下段：委員会 | 議事次第 |
|------------------------------|--|
| 第3回 R2.03.05 R2.03.26 | 1. セルフ・ネグレクト対策関連事業に係る再調査の結果について 2. セルフ・ネグレクト対策に関する調査分析業務委託報告書について |

3-1 浦安市におけるセルフ・ネグレクト等の実態と対応

1 | セルフ・ネグレクト等の諸問題を誘発する可能性のある市民の数を推計するための実態把握と分析

(1) 調査要領

民生委員、自治会・管理組合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と市の関連部局、市内在住の市職員を対象として調査票を配布、調査協力者が把握する「セルフ・ネグレクト」が疑われる市民それぞれについて、「本人の状況」「家屋・家屋周囲の状況」「社会との交流の状況」及び当該市民の属性、居住地等の状況を聴取・回収した。

調査は7月末より順次開始し、約1か月の回収期間中に計442件を回収した。調査協力者ごとの回収件数は以下に示すとおりである。

図表 2 回収件数

| | 回収件数 |
|-------------|------|
| 民生委員 | 75件 |
| 自治会 | 25件 |
| 管理組合 | 12件 |
| 関係機関 | |
| 地域包括支援センター | 11件 |
| 居宅介護支援事業所 | 9件 |
| 市の関係部局及び市職員 | 310件 |
| 計 | 442件 |

上記の通り、回収票の大半は市の関係部局と市職員からの報告であり、セルフ・ネグレクト状態にあると思われる市民の多くは、市も何らかの形で把握していることになる。一方で、市の関連部局及び市職員と自治会や管理組合など調査協力者間の重複がほとんどなかったことは、市が把握することなく地域に埋もれている者も少なからず存在していることを示しているといえよう。

これらの回収票については、調査協力者間で重複が生じる可能性があることから、各々の項目への該当状況と性別、年齢や居住地、住居形態がすべて一致する場合を重複として、排除した上でセルフ・ネグレクト状態にあると思われる市民の数^{*}を推計した。なお、重複は442件中、2件のみであった。

調査票中では、「本人の状況」として16項目、「家屋・家屋周囲の状況」として15項目、「社会との交流の状況」として16項目をそれぞれ挙げ、それぞれ該当する項目にチェックしてもらった方式として実施した。ただしこれらの項目の中には、1項目や2項目のみ該当したからといってただちにセルフ・ネグレクトが疑われるわけではないものも含まれていることから、図表3に示す項目については1項目のみ、あるいは2項目のみに該当する者を除いて推計している。

^{*}把握する市民の数は調査時点において調査協力者が把握できている者に限られることから、セルフ・ネグレクト状態にありながら地域に埋もれ誰からも気づかれていないために報告から漏れる市民がいる可能性は排除できない。そのため、推計数が必ずしもセルフ・ネグレクト状態にある市民の全容を示すものではない点には留意する必要がある。

図表 3 ただちにセルフ・ネグレクトが疑われる
わけではないために除外すべきとした項目

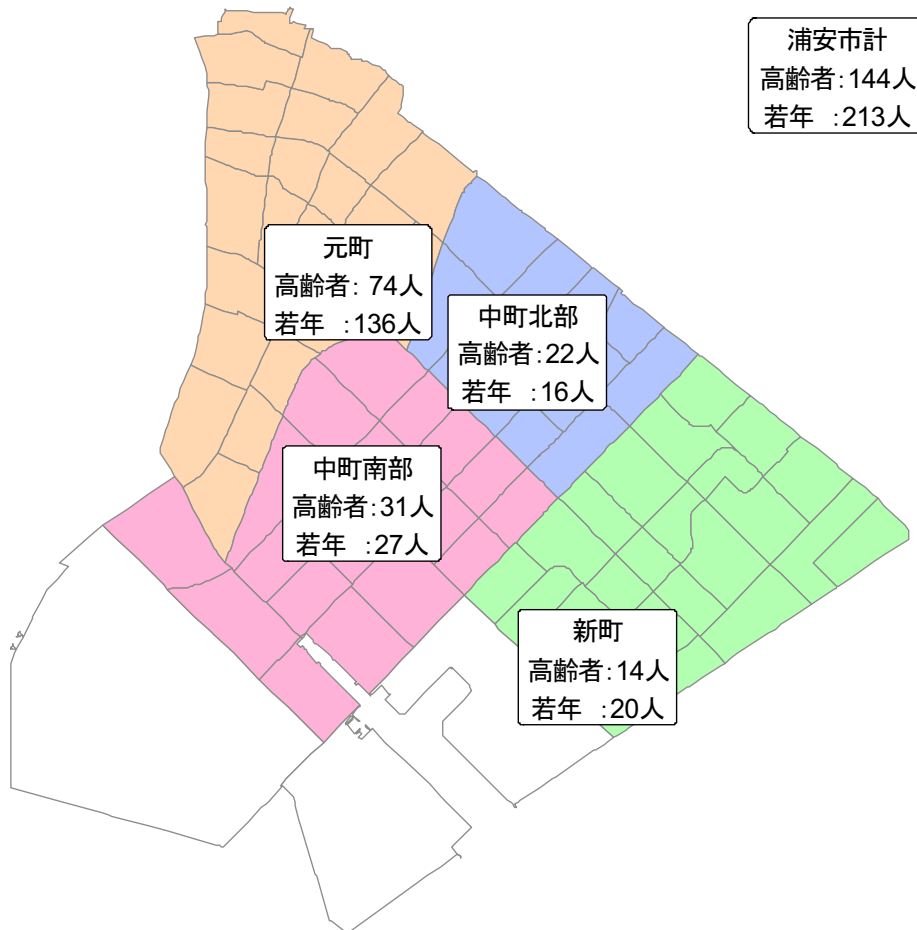
- 1項目のみ該当の場合
 - 無力感、あきらめ、投げやりな様子がみられる
 - 全身倦怠感。疲労感。
 - 仕事が長続きしない。少なくともこの1年は仕事をしていない
 - 問題行動を指摘しても正当化した理由を主張する
 - こだわりが強く、会話がかみ合わないことがたびたびある
 - ギャンブルやパチンコに毎日のように通っている様子がみられる
 - 庭や家屋の手入れがされていない
 - 玄関周りや室内の床に小銭が落ちている
 - ブルーシートで覆うなど溜め込んだモノを隠している様子がある
 - 頻繁に荷物が届くなど買い物を多くしている様子がある
- 2項目のみ該当の場合
 - ここ3年ぐらいの間に、一人暮らしになった
 - ここ3年ぐらいの間に、家族、特に配偶者の死に直面した
 - 今まであった親族・別居家族の出入りがみられない

(2) 調査結果

① セルフ・ネグレクトが疑われる市民の数(推計値)と地域的分布の状況

調査の結果、セルフ・ネグレクトが疑われる市民の数は、浦安市全体では65歳以上の高齢者が144人、65歳未満の現役世代(若年)が213人、年齢不詳が20人の計377人であった。日常生活圏域別にみると、元町が高齢者74人、若年が136人と、他の圏域に比べ突出して多く、中町南部(高齢者31人、若年27人)、中町北部(高齢者22人、若年16人)、新町(高齢者14人、若年20人)の順となっている。

図表 4 セルフ・ネグレクトが疑われる市民の数(推計値)



※地図上、鉄鋼通りは中町南部圏域に含めている。

※日常生活圏域を構成する町名とそれぞれの特徴はそれぞれ以下の通り。

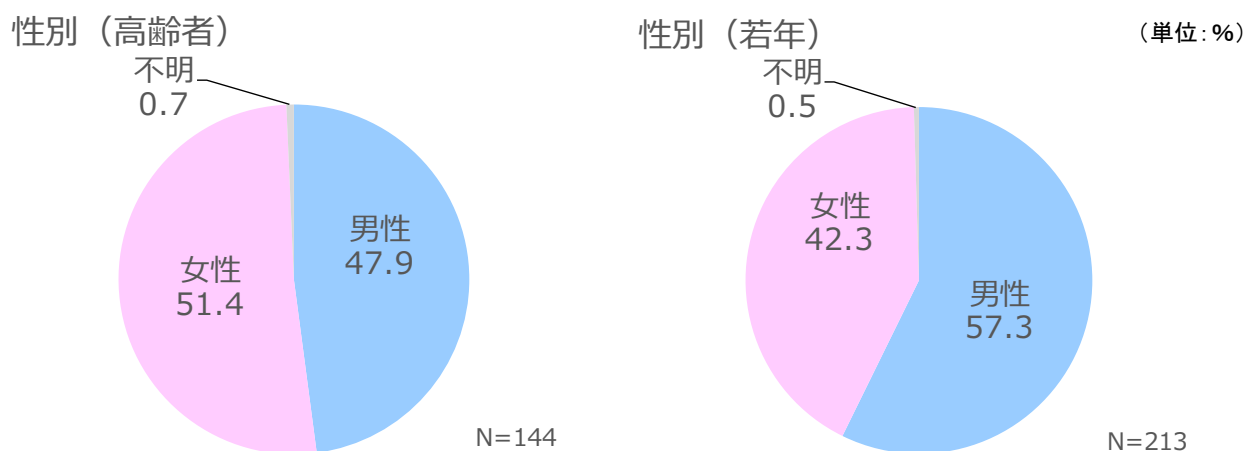
- 元町圏域 ……北栄、当代島、猫実、富士見、堀江
かつての漁師町の面影を残している地域。戸建住宅と集合住宅が多く単身若年世代が多いことから、高齢化率は新町圏域に次いで低い。
- 中町北部圏域 ……入船、海楽、美浜
第1期埋立造成が完了し、分譲住宅を主体とした戸建住宅と中高層の集合住宅が計画的に開発された地域。開発から40年以上が経過し、高齢化率は市内で最も高い。
- 中町南部圏域 ……今川、富岡、東野、弁天、舞浜
第1期埋立造成が完了し、分譲住宅を主体とした戸建住宅と中高層の集合住宅が計画的に開発された地域。開発から40年以上が経過し、高齢化率は中町北部圏域に次いで高い。
- 新町圏域 ……明海、高洲、日の出
第2期埋立造成により、中高層の集合住宅を中心に、商業、業務、文化等が融合した計画的なまちづくりが進められている。開発から30年以上が経過した地域。高齢化率が市内で最も低い。

② セルフ・ネグレクトが疑われる市民の属性

2-1 性別・年代別

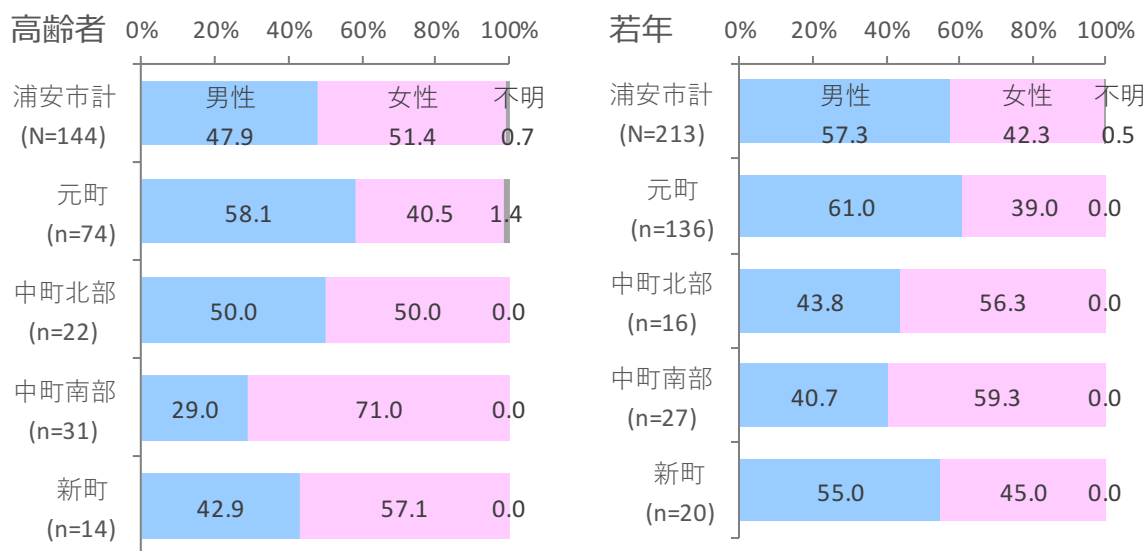
性別にみると、浦安市全体では高齢者が男性 47.9%、女性 51.4%と僅かながら女性の方が多く、若年では男性 57.3%、女性 42.3%と男性の方が多くなっている。

図表 5 セルフ・ネグレクトが疑われる市民の属性（性別）



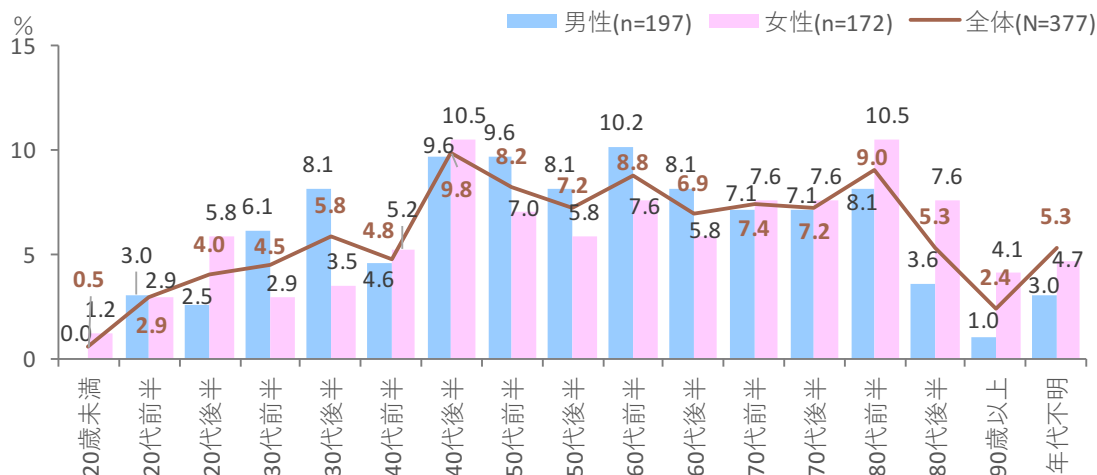
これを日常生活圏域別にみると、元町では高齢者、若年ともに男性が6割前後を占めて多く、中町北部、中町南部では逆に高齢者、若年ともに女性が半数を超えて多くなっている。特に中町南部では高齢者の71.0%、若年の59.3%が女性と、大きく偏っている様が見てとれる。

図表 6 セルフ・ネグレクトが疑われる市民の属性（日常生活圏域別・性別）



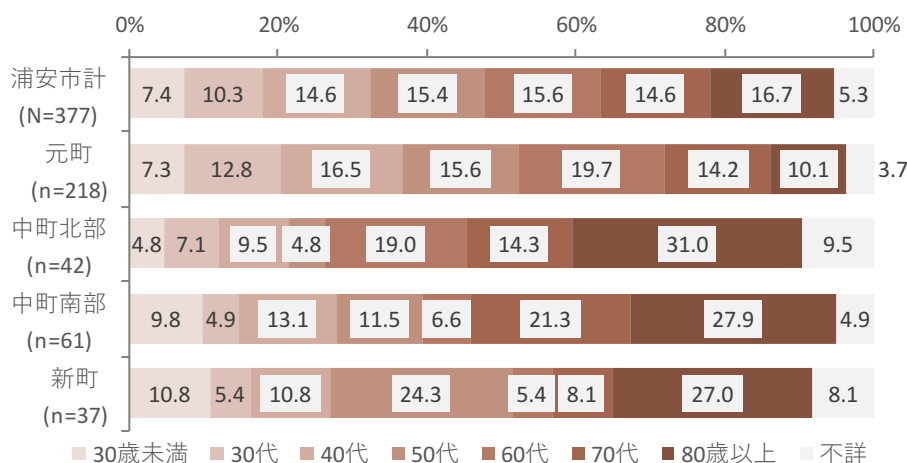
また、年代別にみると、40代後半が9.8%で最も多く、次いで80代前半(9.0%)、60代前半(8.8%)の順で続いている。性別では男性の60代前半(10.2%)、女性の40代後半と80代前半(いずれも10.5%)で1割を超えて多くなっている。性別で比較すると、男性で30代後半(8.1%)が女性(3.5%)に比べ5ポイント高く、女性で90歳以上(4.1%)が男性(1.0%)に比べ3ポイント高くなっている。この結果、65歳以上高齢者が占める割合では女性が43.0%と男性(35.0%)に比べ高く、75歳以上の後期高齢者に限ると女性は29.7%と男性(19.8%)を10ポイント近く上回って多くなっている。

図表 7 セルフ・ネグレクトが疑われる市民の属性 (年代別)



これを日常生活圏域別にみると、中町北部、中町南部、新町では80歳以上が3割前後と多く、中町南部では70代(21.3%)が、新町では50代(24.3%)が、それぞれ2割を超えて多くなっている。

図表 8 セルフ・ネグレクトが疑われる市民の属性 (日常生活圏域別・年代別)



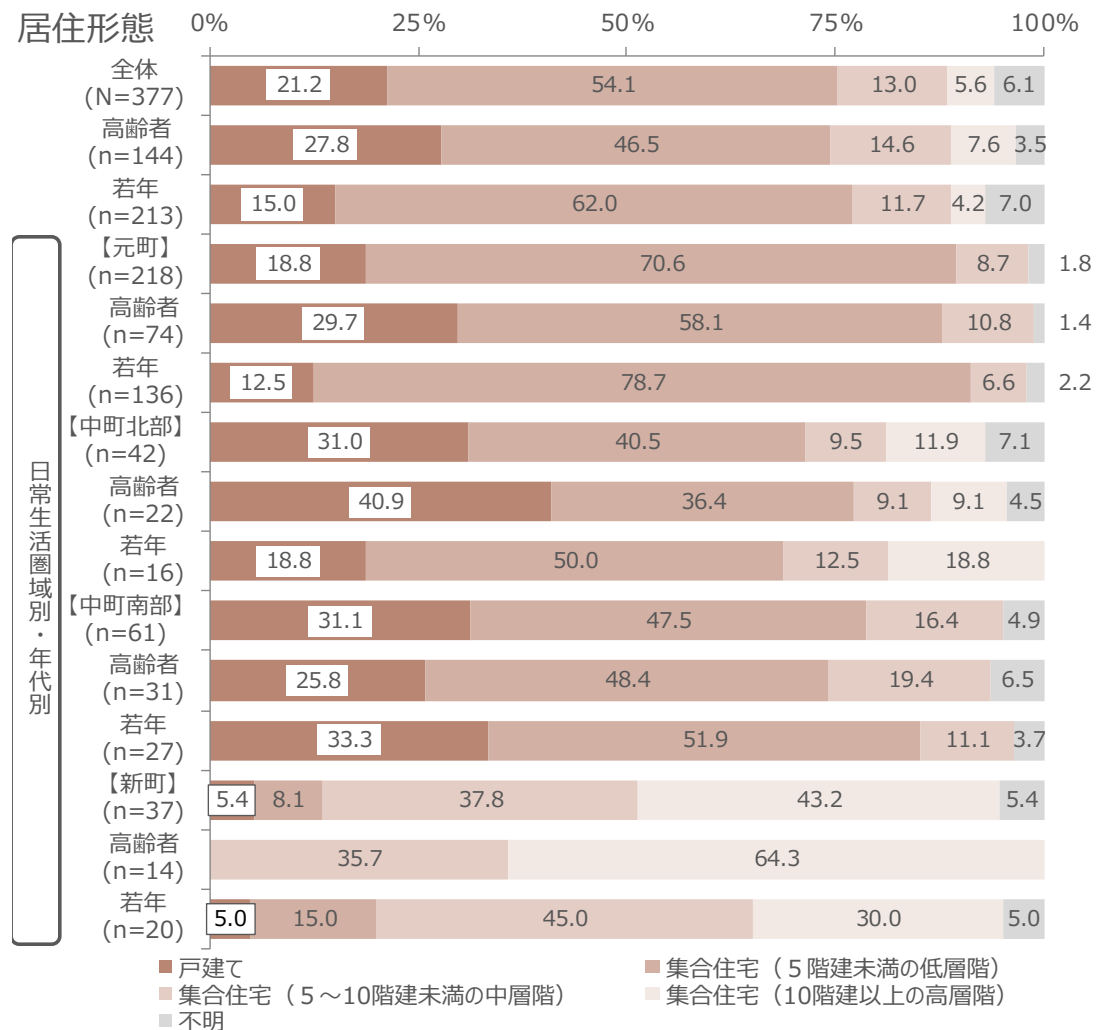
2-2 居住形態と同居家族

居住形態についてみると、全体では「集合住宅（5階建未満の低層階）」が54.1%と半数以上を占めて多く、次いで「戸建て」（21.2%）、「集合住宅（5～10階建未満の中層階）」（13.0%）が続いている。高齢者では「集合住宅（5階建未満の低層階）」が46.5%と全体に比べ低く、「戸建て」（27.8%）が高くなっているのに対し、若年では「集合住宅（5階建未満の低層階）」が62.0%と6割を占めて多くなっている。

日常生活圏域別にみると、元町では「集合住宅（5階建未満の低層階）」が70.6%と7割を占めて多く、中町北部、中町南部では「戸建て」がそれぞれ31.0%、31.1%と3割を占める。一方、新町では「集合住宅（10階建以上の高層階）」が43.2%と最も多く、「集合住宅（5～10階建未満の中層階）」（37.8%）をあわせ8割が中層階以上の集合住宅となっている。

浦安市は、過去の都市開発の経緯から、古くからの市街地を伴い低層階の集合住宅地も多いことから地域住民間の継続的な関係性が構築されている可能性がある元町、大規模住宅団地の開発のなかで戸建住宅と低～高層階の集合住宅が混在する住宅・商業エリアとなった中町、都市再生機構による開発のなかで中高層住宅が多くを占める新町と、そもそもそれぞれの日常生活圏域により居住形態に差異がみられる。日常生活圏域別の結果は、このような地域特性の差異による可能性によるものとも考えられよう。

図表 9 セルフ・ネグレクトが疑われる市民の居住形態（日常生活圏域別）

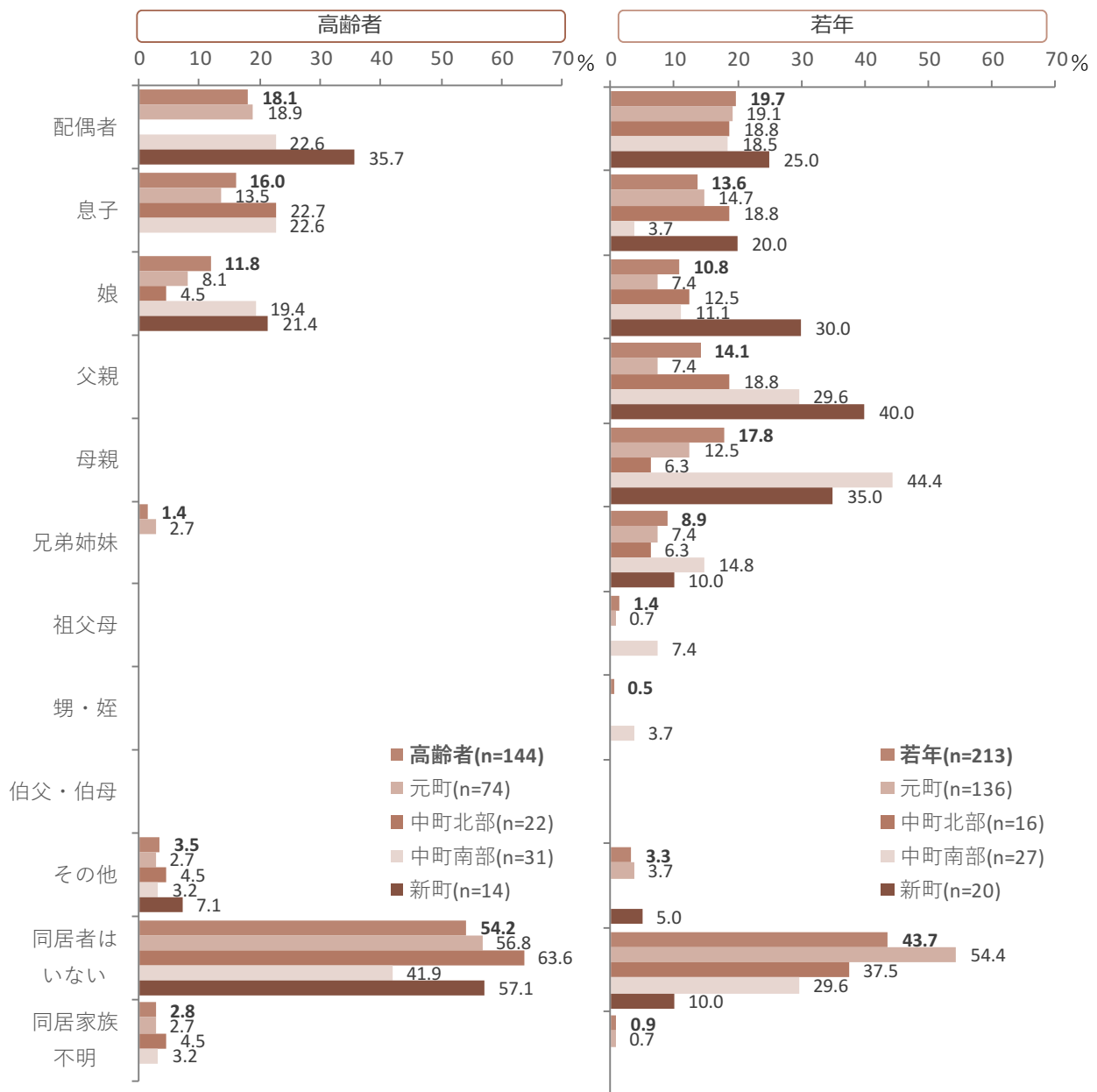


同居家族についてみると、高齢者、若年ともに「同居者はいない」が半数前後を占めて最も多く、次いで高齢者では「配偶者」(18.1%)、「息子」(16.0%)、「娘」(11.8%)の順、若年では「配偶者」(19.7%)、「母親」(17.8%)、「息子」(13.6%)の順となっている。

日常生活圏域別にみると、中町南部の高齢者と若年、中町北部、新町の若年では「同居者はいない」が半数を下回っていることから、元町を除くこれらの地域においては同居者がいるなかでセルフ・ネグレクトが疑われる状態にあることがわかる。

このように、若年においては市内のほとんどの地域で同居者がいる中でセルフ・ネグレクトの状態に陥っていることになる。後述するとおり、若年のセルフ・ネグレクトが疑われるケースでは、親が引きこもりや精神面の相談をしていた履歴があるケースも少なくないことを考え合わせれば、いわゆる「8050問題」や「引きこもり」に該当する者も含まれている可能性も考えられよう。

図表 10 セルフ・ネグレクトが疑われる市民の同居家族



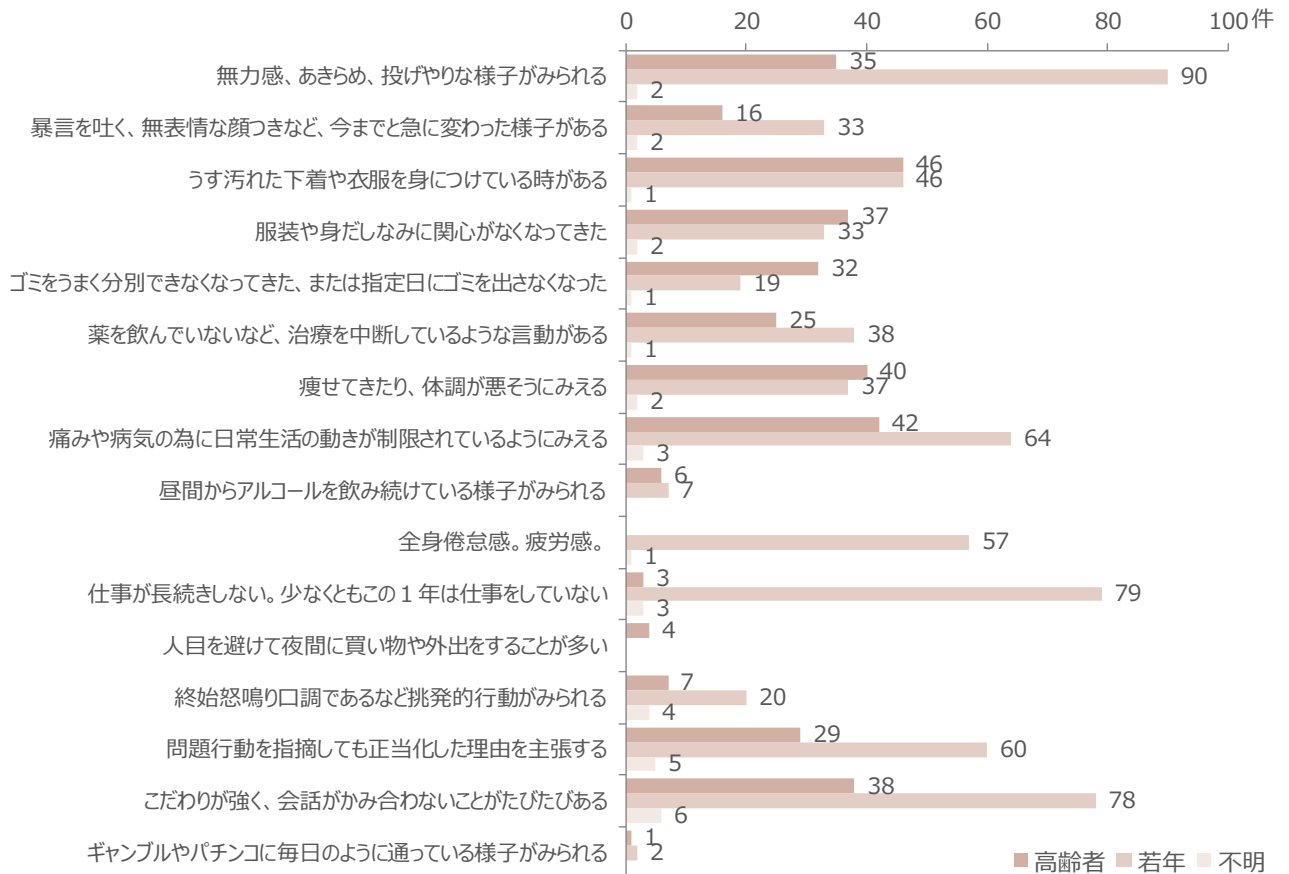
③ セルフ・ネグレクトが疑われる市民の具体的な状況

3-1 本人の状況

本人の状況として尋ねた各々の項目ごとの該当状況についてみると、高齢者では「うす汚れた下着や衣服を身につけている時がある」が46件と最も多く、「痛みや病気の為に日常生活の動きが制限されているように見える」(42件)、「こだわりが強く、会話がかみ合わないことがたびたびある」(38件)、「服装や身だしなみに関心がなくなってきた」(37件)の順で続いている。これに対し若年では「無力感、あきらめ、投げやりな様子がみられる」が90件で最も多く、「仕事が長続きしない。少なくともこの1年は仕事をしていない」(79件)、「こだわりが強く、会話がかみ合わないことがたびたびある」(78件)、「痛みや病気の為に日常生活の動きが制限されているように見える」(64件)の順で続いている。高齢者と若年との比較では、総じて若年の方が高齢者に比べ該当数が多くなっており、平均では高齢者が2.7項目、若年が3.2項目に、同時に該当していることになる。

個々の項目についてみると、「ゴミをうまく分別できなくなってきた、または指定日にゴミを出さなくなった」や「痩せてきたり、体調が悪そうに見える」、「うす汚れた下着や衣類を身につけている時がある」などでは高齢者の方が、「仕事が長続きしない。少なくともこの1年は仕事をしていない」や「全身倦怠感。疲労感」、「無力感、あきらめ、投げやりな様子がみられる」などでは若年の方が、それぞれ該当者が多く、特に「全身倦怠感、疲労感」では高齢者には全く該当者がいないにも関わらず若年では57件と多数に該当しているなど、高齢者と若年とでは、セルフ・ネグレクトが疑われる状態像にも差異がある様が見てとれる。

図表 11 本人の状況（項目ごとの該当状況）



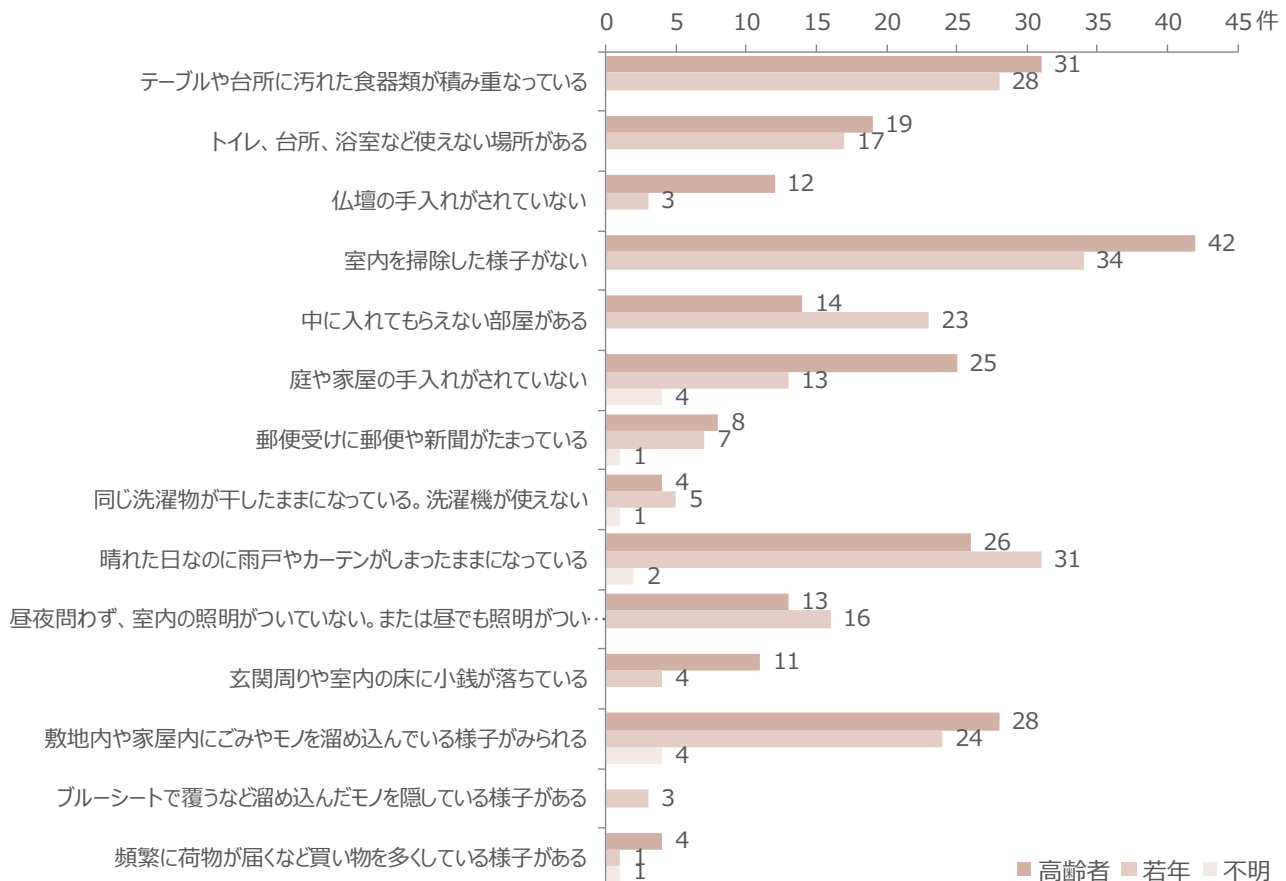
3-2 家屋・家屋周囲の状況

家屋・家屋周囲の状況として尋ねた各々の項目ごとの該当状況についてみると、高齢者では「室内を掃除した様子がない」が42件で最も多く、「テーブルや台所に汚れた食器類が積み重なっている」(31件)、「敷地内や家屋内にごみやモノを溜め込んでいる様子がみられる」(28件)、「晴れた日なのに雨戸やカーテンがしまったままになっている」(26件)の順で続いている。若年でも同様に「室内を掃除した様子がない」が34件で最も多く、「晴れた日なのに雨戸やカーテンがしまったままになっている」(31件)、「テーブルや台所に汚れた食器類が積み重なっている」(28件)、「敷地内や家屋内にごみやモノを溜め込んでいる様子がみられる」(24件)の順と、順番はやや異なるものの総じて同様の項目に該当しているようである。

ただし、高齢者、若年ともに、本人の状況に比べ該当数は限られ、平均では高齢者が1.6件、若年は1.0件に留まっている。室内の状況など、家屋内への立ち入りができなければ様子を窺うことができないことが影響しているものと思われる。

個々の項目についてみると、「室内を掃除した様子がない」や「庭や家屋の手入れがされていない」では高齢者の方が若年に比べ該当者が多い一方で、若年の方が多い項目はみられない。家屋や家屋周囲の状況については、在宅率の高さや庭のある戸建て住宅への入居率の高さなどから、高齢者の方が把握しやすいことを示しているものと思われる。

図表 12 家屋・家屋周囲の状況（項目ごとの該当状況）



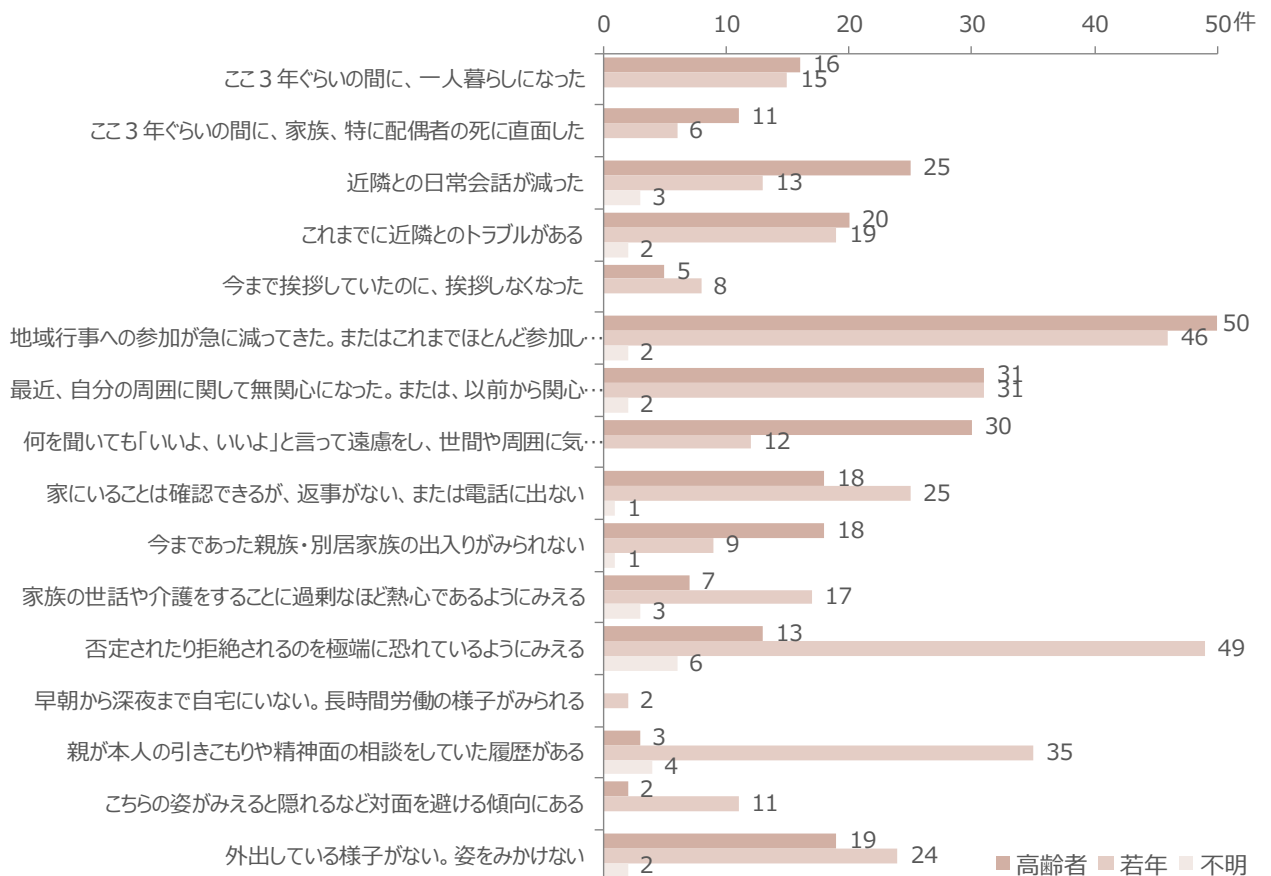
3-3 社会との交流の状況

社会との交流の状況として尋ねた各々の項目ごとの該当状況についてみると、高齢者では「地域行事への参加が急に減ってきた。またはこれまでほとんど参加したことがない」が50件で最も多く、「最近、自分の周囲に関して無関心になった。または、以前から関心がない」(31件)、「何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、世間や周囲に気がねする態度がみられる」(30件)、「近隣との日常会話が減った」(25件)の順で続いている。これに対し若年では「否定されたり拒絶されるのを極端に恐れているようにみえる」が49件で最も多く、「地域行事への参加が急に減ってきた。またはこれまでほとんど参加したことがない」(46件)、「親が本人の引きこもりや精神面の相談をしていた履歴がある」(35件)、「最近、自分の周囲に関して無関心になった。または、以前から関心がない」(31件)の順となっている。

該当数の平均は高齢者が1.9件、若年が1.5件である。

なお、個々の項目についてみると、「何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、世間や周囲に気がねする態度がみられる」や「地域行事への参加が急に減ってきた。またはこれまでほとんど参加したことがない」、「近隣との日常会話が減った」では高齢者の方が、「親が本人の引きこもりや精神面の相談をしていた履歴がある」や「否定されたり拒絶されるのを極端に恐れているようにみえる」では若年の方が、それぞれ該当者が多くなっている。高齢者では過去からの変化として、若年では過去の生育過程を踏まえた特性として、それぞれ社会との交流に対して消極的な姿勢となっているようである。

図表 13 社会との交流の状況 (項目ごとの該当状況)

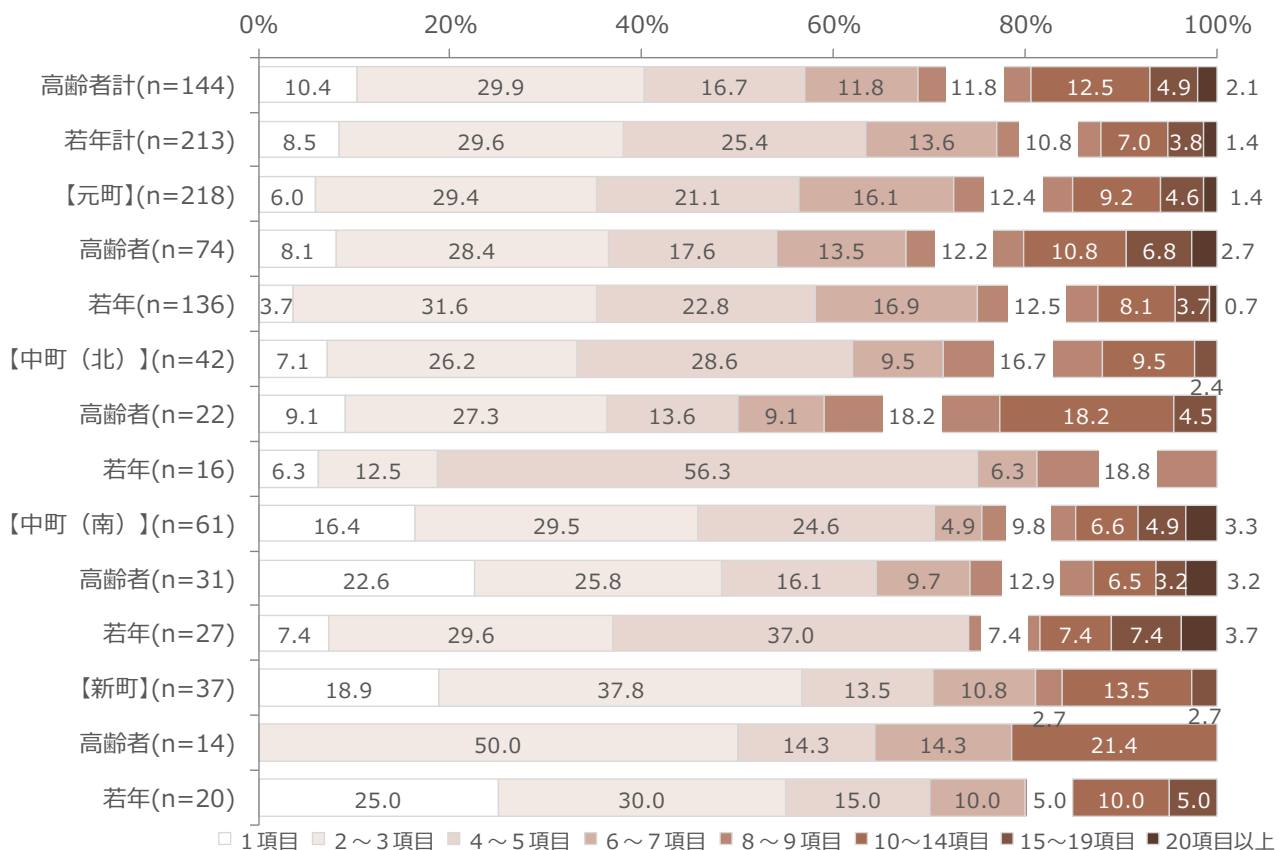


④ セルフ・ネグレクトの状態像

これらの3つの領域を通じた該当数の分布をみると、高齢者、若年ともに「2～3項目」が3割弱（高齢者 29.9%、若年 29.6%）で最も多く、「4～5項目」（同 16.7%、25.4%）が続いている。高齢者と若年の比較では、高齢者で「10～14項目」が12.5%と若年（7.0%）に比べ高く、若年では「4～5項目」で高齢者に比べ高い。

日常生活圏域別にみると、元町、中町北部で「8～9項目」が1割を超えて高く、中町南部、新町では「1項目」が高い。また、元町、新町では「6～7項目」が1割を超えており、中町南部に比べ高くなっている。《2-2 居住形態と同居家族》でも触れたとおり、浦安市は戸建や低層階の集合住宅が集中する圏域や中・高層階の集合住宅が多い圏域など日常生活圏域により居住形態が異なっている。そのため、第一種住居地域の占める割合が大きく低層階の集合住宅が多い元町圏域では、地域住民が居住者の生活状況を把握しやすく、第一種中高層住居地域が多く点在する中町南部や新町圏域では居住者の生活状況が把握しにくい環境にあるものと考えられる。日常生活圏域別にみた該当状況の差異は、こうした地域特性の影響によって生じた可能性もあろう。

図表 14 全体での該当状況（日常生活圏域別）



⑤ セルフ・ネグレクトが疑われる市民の数と地域別分布の状況

一連の分析の結果、セルフ・ネグレクトが疑われる市民の数は、浦安市全体では高齢者が144人、若年が213人、年齢不詳が20人の計377人であった。

5-1 高齢者と若年との差異

具体的なセルフ・ネグレクトの状態像について高齢者と若年との差異に着目すると、本人の状況では高齢者で加齢に伴う虚弱化や体調の悪化、ごみの分別などをきっかけとした判断力の低下が、若年では就労状況や無気力な様子などが、社会との交流の状況では高齢者で近隣との日常会話や地域行事への参加の減少、高齢者特有の遠慮、気がねが、若年では引きこもりや精神面に関する過去の相談歴やコミュニケーション上の特徴などが、それぞれ多くなっている。高齢者では過去からの変化として、若年では過去の生育過程を踏まえた特性として、それぞれ社会との交流に対して消極的な姿勢となっているようである。一方で、家屋や家屋周囲の状況については、高齢者で家屋内や庭の手入れに関する項目がより多くあがるものの若年では高齢者に比べ顕著に多い項目はみられない。家屋や家屋周囲の状況については、在宅率の高さや庭のある戸建て住宅への入居率の高さなどから、高齢者の方が把握しやすいことを示しているものと思われる。

5-2 地域別分布の状況

日常生活圏域別にみると、高齢者、若年ともに元町で最も多く、中町南部、中町北部、新町の順となっている。

浦安市内の日常生活圏域は、圏域のほとんどが住商複合ゾーンであり、古くからの市街地を伴うことから、いずれも低層階ながら戸建住宅・併用住宅・集合住宅が混在する元町圏域、第1期埋立事業により造成され、戸建及び中・高層階の集合住宅を計画的に開発してきた経緯から、戸建と中高層階の集合住宅が混在する中町北部圏域と戸建が多くを占める中町南部圏域、第2期埋立事業により造成され、千葉県企業庁や都市再生機構、民間デベロッパーなどによる開発のなかで中高層階の集合住宅が多くを占める新町圏域と、それぞれ居住形態に差異がある。そのため、地域住民間の継続的な関係性が構築されている可能性がある元町では地域住民が居住者の生活状況から、戸建が多くを占める中町南部では家屋周囲の状況から、それぞれセルフ・ネグレクトが疑われる方を把握しやすくなっているものと思われる。ただし、狭あい道路や未接道住宅も多く、戸建であっても家屋間の距離が比較的近い元町と都市計画に基づいて宅地開発が進んだため戸建住宅間に比較的距離のある中町では、同じ戸建であっても家屋内の状況把握の容易さは異なる。両圏域間の人数の差異は、地域住民間の継続的な関係性の有無や濃度のほか、戸建と集合住宅といった居住形態の差異、住宅間の距離などにより生じている可能性があるといえよう。

一方で中町北部や新町圏域では、中高層階の集合住宅自体が家屋の密閉性も高く専用庭など家屋外に専有する敷地を有することもないという特性をもつことから、そもそも居住者の生活状況が見えにくく、セルフ・ネグレクトが疑われる方も把握しにくい環境にあると考えられる。

2 | セルフ・ネグレクト等の個別対応事例に関する調査と分析

(1) 調査要領

福祉部の各課、こども家庭支援センターと地域包括支援センターを対象として事例記入シートを配布、①支援の結果改善した事例、②支援に入っているものの改善につながらず支援困難となっている事例、③支援したものの孤立死した事例のそれぞれについて、直近の支援事例の中から最大3事例までの記入・回収を依頼、内容について分析するとともに、支援内容の詳細について確認が必要な事例を複数選定の上、個別ヒアリングを実施した。

支援事例は、改善した事例が8事例、支援困難となっている事例が6事例、孤立死（対象者死亡により支援終了）した事例が2事例、計16事例を収集、分析した。

(2) 調査結果

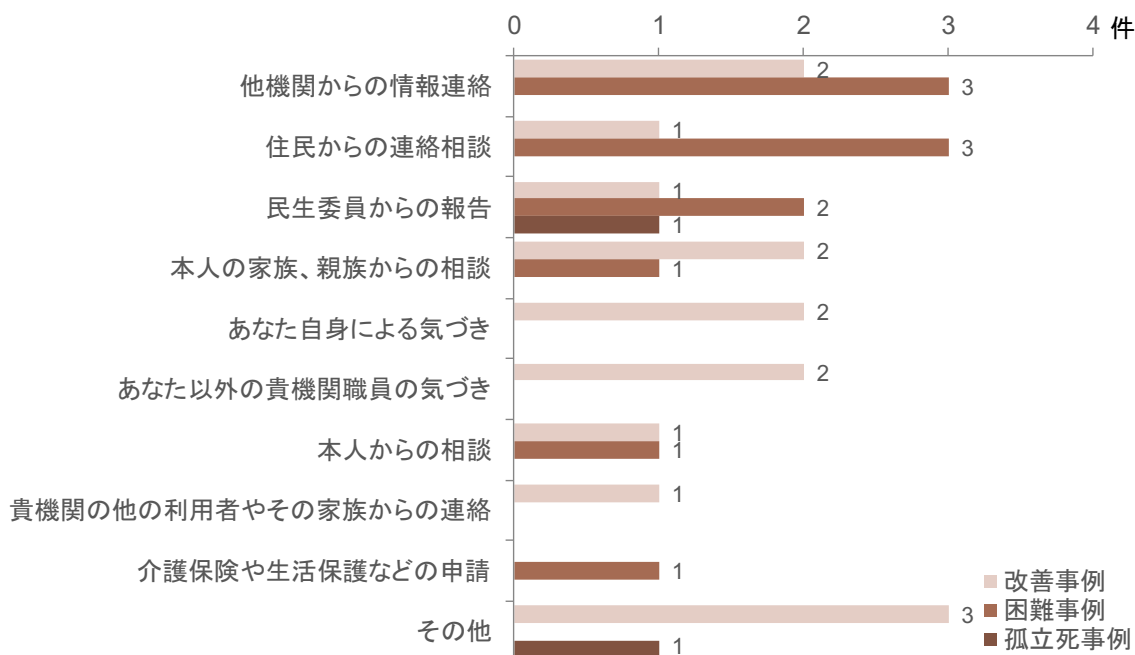
① 事例の概要(対象者の属性)

改善事例は男性6件、女性2件であり、高齢者、若年が各4件となっている。一方、困難事例は6件すべてが女性であり、高齢者が4件、若年が2件、孤立死事例は男女各1件ずつであり、すべて高齢者の事例であった。

② 事例把握のきっかけ

把握のきっかけについてみると、改善事例、困難事例ともに「他機関からの情報連絡」や「住民からの連絡相談」、「民生委員からの報告」が多くなっている。

図表 15 事例把握のきっかけ

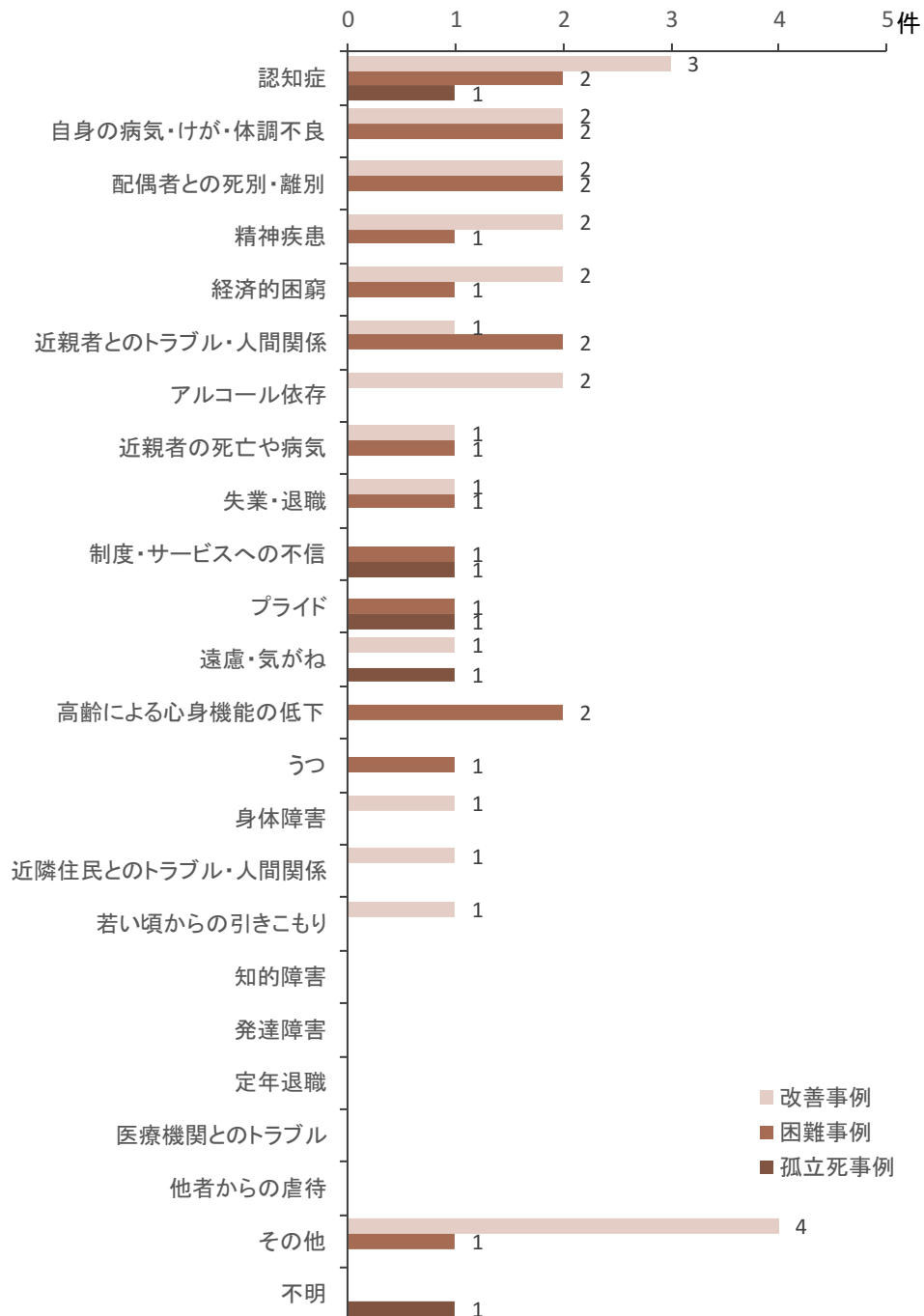


③ セルフ・ネグレクトに至ったきっかけ(背景・要因)

セルフ・ネグレクトに至ったきっかけ(背景・要因)についてみると、改善事例、困難事例ともに「認知症」、「自身の病気・けが・体調不良」、「配偶者との死別・離別」などが多いものの、総じて特定の背景・要因に集中しているものではないようである。

なお、改善事例の「その他」については、家族との関係不良や依存していた母との別居などの家族関係に起因するもののほか、仲間の死が契機となったものであった。

図表 16 セルフ・ネグレクトに至ったきっかけ(背景・要因)



セルフ・ネグレクトに至ったきっかけとして該当する項目数の分布をみると、改善事例、困難事例はともに平均3項目となっているものの、改善事例は8事例中5件が2項目に集中しているのに対し、困難事例では事例によりきっかけとなった項目数のバラツキが多くなっているように見受けられる。

図表 17 セルフ・ネグレクトに至ったきっかけの該当項目数の分布

| | 1項目 | 2項目 | 3項目 | 4項目 | 5項目 | 6項目 | 不明 | 平均 (項目) |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|------------|
| 改善事例 | | 5 | | 2 | | 1 | | 3.0 |
| 困難事例 | 2 | | 2 | | 2 | | | 3.0 |
| 孤立死事例 | | | | 1 | | | 1 | 2.0 |

④ 対応した期間

現時点（または対応終了まで）に対応した期間についてみると、改善事例では8事例中6事例が「1～3年未満」となっているほか、残る2事例は「1か月未満」や「3～6か月未満」と比較的短期間に対応を完了しているように見受けられる。これに対し困難事例では、すべての事例が3か月以上の対応機関となっており、最長では「5年以上」となっているものもあることがわかる。

図表 18 対応した期間

| | 1か月未満 | 1～3か月未満 | 3～6か月未満 | 6か月～1年未満 | 1～3年未満 | 3～5年未満 | 5年以上 |
|-------|-------|---------|---------|----------|--------|--------|------|
| 改善事例 | 1 | | 1 | | 6 | | |
| 困難事例 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 孤立死事例 | | | | 2 | | | |

先にみたセルフ・ネグレクトに至ったきっかけとあわせると、様々な要因が複雑に絡み合うなかで把握された事例は実際に支援に入るまで、また、その結果改善に向かうまでも相応の時間を要する困難事例となりやすいものと考えられる。

ただし改善事例についても多くは対応を完了するまでに1～3年程度を要していることは、セルフ・ネグレクトの支援にあたっては、中長期的な対応が求められるといえよう。

⑤ 事例把握時と支援後(現在)の状態

セルフ・ネグレクトの主要な概念と悪化およびリスクを高める概念に対応する【生命を脅かす自身による治療やケアの放置】、【不潔で悪臭のある身体】の放置】、【不衛生・不適切な住環境】、【必要な医療・サービスの拒否】、【地域の中での孤立】、【不適当な財産管理】の6つの領域ごとに具体的な状態像を示してそれぞれへのあてはまりの程度を事例把握時と支援後(現在)のそれぞれについて確認した。以下では各項目について、「ある」または「ややある」とされた事例の数を示す。

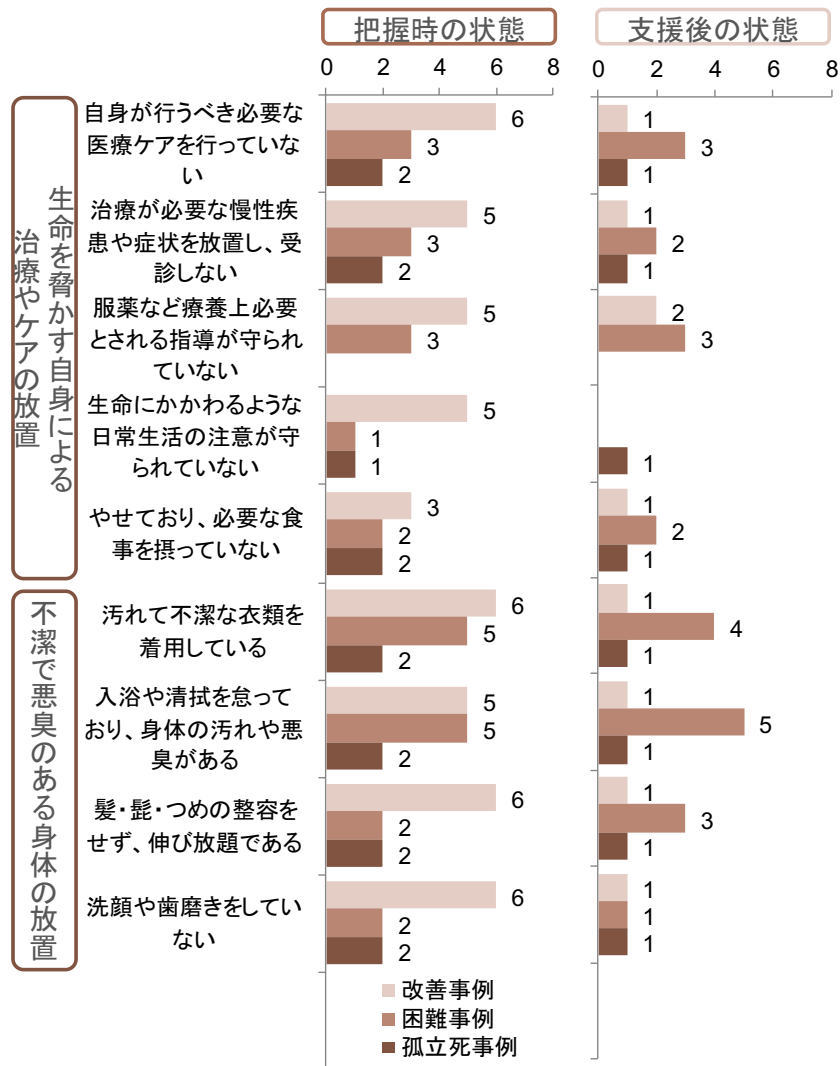
5-1 生命を脅かす自身による治療やケアの放置及び不潔で悪臭のある身体の放置

改善事例では、把握時から支援後（現在）にかけて、すべての項目で該当する事例数が減少している。一方、困難事例では、「治療が必要な慢性疾患や症状を放置し、受診しない」「汚れて不潔な衣類を着用している」など、該当する事例数が減少している項目はあるものの、ほとんどの項目で事例数に変化がみられない。

一方で「髪・髭・つめの整容をせず、伸び放題である」では逆に、事例把握時には2事例であったものが支援後（現在）には3事例に増えている。これは、住民からの連絡相談が事例把握のきっかけとなっている場合や、事例把握時点では面会すること自体を拒否するなどの理由により対象者と会うことができず、関わりをもつことができるようになってようやく、状況を把握できる場合があるためと思われる。

図表 19 事例把握時と支援後（現在）の状態

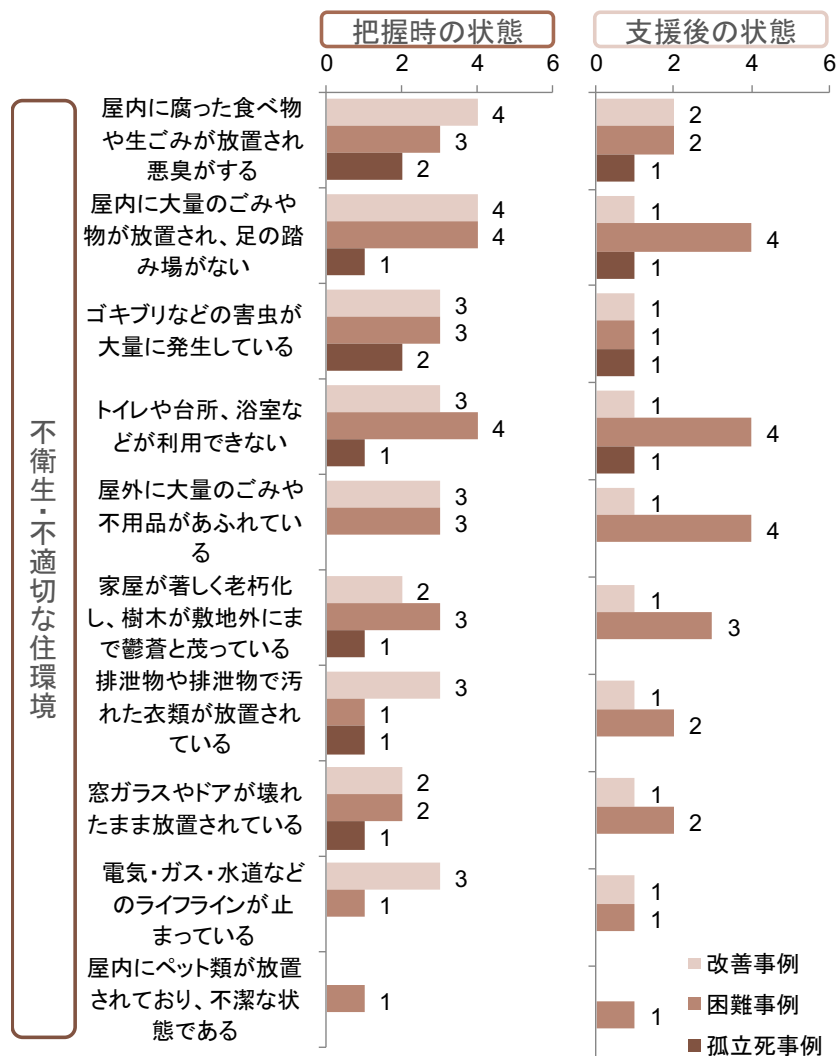
〔生命を脅かす自身による治療やケアの放置及び不潔で悪臭のある身体の放置〕



5-2 不衛生・不適切な住環境

改善事例では、把握時から支援後（現在）にかけて、すべての項目で該当する事例数が減少している。困難事例についても同様に事例数が減少している項目もみられるものの、多くの項目では事例数に変化はみられない。

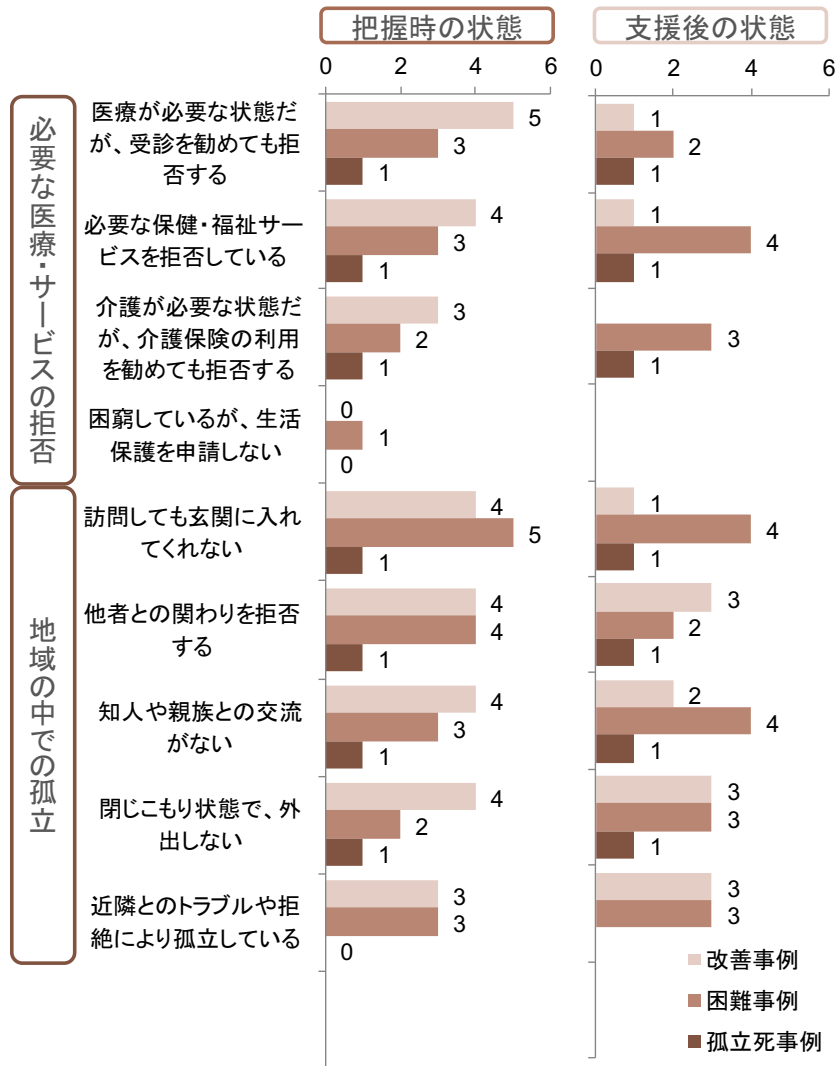
図表 20 事例把握時と支援後（現在）の状態
〔不衛生・不適切な住環境〕



5-3 必要な医療・サービスの拒否及び地域の中での孤立

改善事例では、把握時から支援後（現在）にかけて、すべての項目で該当する事例数が減少している一方で、困難事例では項目により事例数の増減が分かれています。ただし改善事例であっても、【必要な医療・サービスの拒否】の項目では支援後（現在）にはほとんど該当しなくなっているのに対し、【地域の中での孤立】の項目では「他者との関わりを拒否する」や「閉じこもり状態で、外出しない」「近隣とのトラブルや拒絶により孤立している」など、支援後（現在）でも該当する状況が続く項目もみられています。

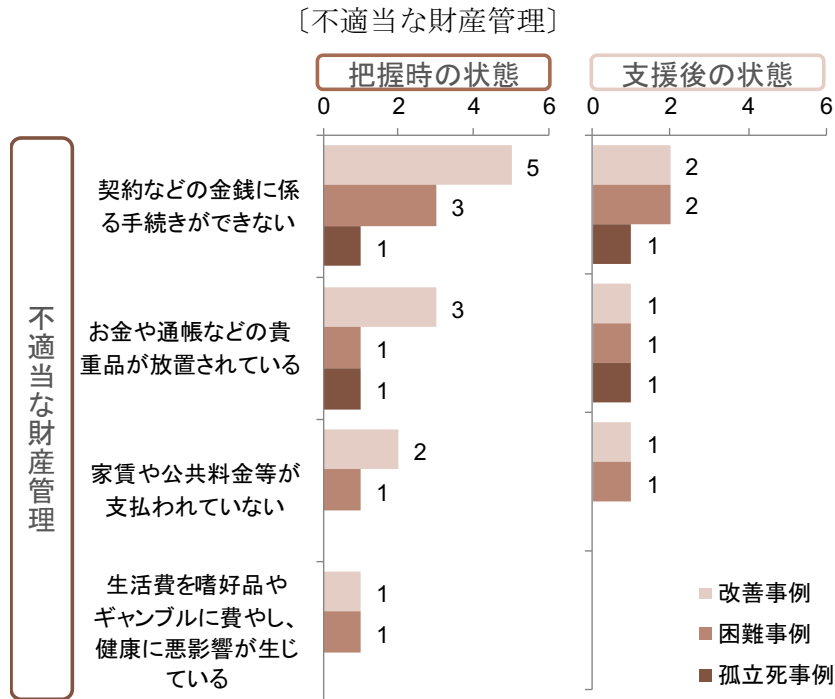
図表 21 事例把握時と支援後（現在）の状態
 [必要な医療・サービスの拒否及び地域の中での孤立]



5-4 不適当な財産管理

改善事例では、把握時から支援後（現在）にかけて、すべての項目で該当する事例数が減少している一方で、困難事例ではほとんど変化がみられない。改善事例、困難事例のいずれについても、他の領域に比べ該当する事例数が少なくなっていることは、事例把握の時点では財産の状態にまで踏み込んで情報提供を受けることは少ないと考えられる上、困難事例では関わりをもつようになって以降でも状態の把握が難しいことを示している可能性も考えられる。

図表 22 事例把握時と支援後（現在）の状態



⑥ 現在の事例の状態

現在の事例の状態は、改善事例は8事例中、7事例が支援を終了しており、困難事例はすべて支援を継続中となっている。なお、改善事例のうち継続中の1件は、「脳神経系疾患を持つ親と就学児童の世帯」という、親のセルフ・ネグレクトが子のネグレクトにつながってしまう事例であることから、引き続き支援を続けているものである。

図表 23 現在の事例の状態

| | 終了 | 継続中 |
|-------|----|-----|
| 改善事例 | 7 | 1 |
| 困難事例 | 0 | 6 |
| 孤立死事例 | 2 | 0 |

⑦ 個別対応事例からみる状態改善につながる支援のあり方

セルフ・ネグレクト対策に関する調査の一環として収集した16の個別事例のうち、効果的な改善方策を得るために、追加ヒアリングを実施した。追加ヒアリングの実施方法は、事務局より個別事例に回答した担当者へ追加ヒアリングの許可を取り、担当者の部署へ出向き、各1～2時間程度追加ヒアリングを実施した。追加ヒアリングを実施した部署は、地域包括支援センター2件（猫実、高洲）、こども家庭センター1件、障がい事業課1件、高齢者包括支援課1件であった。取り扱った事例は、改善事例4件、継続事例1件である。

まず、事例の改善に至る過程にて共通して得られたポイントとしては、見守り体制から積極的な介入体制への移行、支援者や専門職との連携体制、対象者との継続的な信頼関係の構築があげられた。

いずれの事例についても、相談を受けた部署や関係機関が対応できる範囲において、提供できうる限りの情報提供や介入を試みていた。また、対象者の状況変化に関わらず、一つの部署が積極的に主担当を担い、主導して支援者や関係各所を巻き込むことで、より強固な組織的な支援体制が築かれることが判明した。主担当として個別のケース会議や情報共有の場ができることで、関係各所がそれぞれに抱いていた「支援を継続しても改善しない」、「状態が変わらず支援の意味が見出せない」などの無力感が表出され、対象者の状態把握の見直しや各機関の役割分担を明確にすることにつながっていた。

本人以外の家族の状況や支援者となりうる方との連絡を積極的に試みることで、対象者の生育歴の把握や緊急時の承諾が必要な場面等で有効に協力を得られていることも判明した。本人からの情報だけでは適切なアセスメントに繋がらない場合や、支援の拒否などにより積極的な介入ができない時などには、家族による見守りや情報提供が重要となってくる。また、保健所の精神保健福祉士などの専門職による相談機会等を積極的に活用し、対象者の客観的なアセスメントに努めていることも支援策を講じる上で重要なポイントであった。支援者が直接対象者に会えなくとも、拒否的な対象者の言動等を情報として蓄積し、専門職へ相談することで適切な客観的なアセスメントにつながり、対象者への新しい支援の方策が見いだせる可能性がある。そのためには、支援の介入に拒否的な対象者であっても、適切な状況判断を下すための迅速な情報提供や専門職の活用が可能な組織体制（予算措置）を整えることが重要である。

さらに、本人に改善の意思が見られない場合や支援の必要性を感じてもらえない場合にも、担当部署が根気強く継続的に本人との接触を試みることで、その後の信頼関係の構築につながっていることも判明した。ここでポイントとなるのは、より多くの人が入介入するのが良いのではなく、一貫して対象者のことを心配しているというメッセージを同一の支援者が本人に伝え続けることで信頼関係の構築へつながっていることである。必ずしも、多くの関係機関や近隣住民を巻き込むことが対象者との信頼関係を構築する上で有利に働くわけではないことに留意したい。

その他のポイントとしては、本来であれば適応対象外の既存の地域資源や各事業を活用していたことである。その場合には、個別のケース検討会議や要保護児童対策地域協議会などで事例を共有し、支援事業に適応させることが適切なのかについて、組織的判断を下した上で決定している。主導部署が積極的に支援の方策を探り、行動に移すことが状況改善のための一歩となりうる。

また、措置入所や病院移送の決行など対象者の環境を多少なりとも変化させることで、

状態改善に転じていることも把握された。しかし、この場合も、最終的には本人による同意が得られており、継続的な支援による信頼関係の構築が、環境改善へ転じる足がかりとなっている。一度、環境改善による本人の状態改善が見られると、信頼関係を構築できた支援者から提案された成年後見制度等の各種制度の受け入れもしやすくなる傾向も見られている。

今回の追加ヒアリングでは、改善していない継続ケース1件を含んでいた。当該ケースでは、支援者となりうる家族からの介入拒否がみられているため、迅速な情報把握や改善に向けた方策が得られていない状況にある。しかし、改善に至った他ケースと同様に、主担当が積極的に情報集約と関係機関への働きかけを実施していることから、地域を巻き込んだ見守り支援体制の構築にまで進んでいる。生命にも直結するセルフ・ネグレクト状態の改善と本人の意思選択について、どちらを優先させるのかについては課題が残るが、今回の個別事例調査にて明らかになった改善への方策を手掛かりに、セルフ・ネグレクト対策に係る支援・介入の根拠となりうる条例の整備や組織体制の構築が望まれる。

4— 先進地自治体の取り組み実態の調査

1 | 調査要領

本調査は、セルフ・ネグレクト対策を講じる上で、市として求められる支援の在り方を検討するにあたり、先進地自治体での取り組み実態を調査し、参考とするために実施した。

自治体のホームページや学会での発表資料等の公開情報に基づいて、生活環境保全に関する条例（以下、ごみ屋敷条例）や孤立死対策等を先駆的に実施している自治体を取りまとめ、条例内容に「支援」が含まれていることや自治体規模等を考慮した上で、セルフ・ネグレクト対策に関連する施策・事業に取り組む15自治体を選定した。

調査対象15自治体の担当課へ、事前に電話にて本調査の目的や趣旨を説明し、協力可能な自治体及び部署へ依頼文と調査票を送付した。調査票は、セルフ・ネグレクトへの取組状況及び現在の課題と今後の方策に関する内容である。（参照：巻末資料・先進地事例ヒアリング調査票）

さらに、回答内容の詳細について、メール・電話等により個別に追加ヒアリングを実施した。

2 | 調査結果

（1）回答自治体の概要（回答者の属性）

調査対象15自治体のうち、回答を得られたのは10自治体、協力不可3自治体、連絡・返答なしが2自治体であった。なお回答自治体の地域は、関東7区市、中部1市、関西2市である。回答を得られた10自治体のうち、2自治体では異なる部署からの回答が得られ、全回答件数は10自治体13課であった。回答部署は全て、保健・福祉・高齢に属するものであり、環境等の部署からの回答は得られなかった。回答者の職種等の属性は、事務などの行政職や保健師などであった。（参照：図表24 先進地自治体回答概要）

図表 24 先進地自治体回答概要

| | 都道府県 | 市町村 (人口:平成31年4月現在) | 部 | 課 | 係 | 役職・職種 |
|----|------|-------------------------|----------------|----------------------|--------|---------------|
| 1 | 千葉県 | 松戸市 (人口: 496,961人) | 福祉長寿部 | 高齢者支援課 | — | 主事・社会福祉士 |
| 2 | 東京都 | 立川市 (人口: 183,923人) | 福祉保健部 | 高齢福祉課 | 在宅支援係 | 係長 |
| 3 | 千葉県 | 市川市 (人口: 488,714) | 福祉部 | 介護福祉課 | — | 副主幹・ 社会福祉士 |
| 4 | 東京都 | 足立区 (人口: 689,242人) | 福祉部 | 高齢者施策推進室長付き 高齢福祉課 | 高齢援護係 | 事務 |
| 5 | 大阪府 | 和泉市 (人口: 185,890人) | 生きがい健康部 | 高齢介護室 | 高齢支援担当 | 主任 |
| 6 | 愛知県 | 豊田市 (人口: 425,340人) | 福祉部 | 福祉総合相談課 | 地域福祉担当 | 書記 |
| 7 | 千葉県 | 船橋市 (人口: 640,012人) | 福祉サービス部 | 地域福祉課 | — | 副主事 |
| | | | 健康・高齢部 | 包括支援課 | — | 主事 |
| 8 | 東京都 | 世田谷区 (人口: 912,095人) | 保健福祉部 | 調整・指導課 | — | — |
| 9 | 京都府 | 京都市 (人口: 1,409,061人) | 保健福祉局 保健福祉部 | 保健福祉総務課 | — | 担当係長 |
| 10 | 神奈川県 | 横浜市 (人口: 3,749,085人) | 健康福祉局 | 福祉保健課 | — | 保健師 |
| | | | | 高齢在宅支援課 | — | 社会福祉職 |
| | | | | 障害企画課 | — | — |

(2) セルフ・ネグレクトの取り組み状況について

次に、セルフ・ネグレクトに対する自治体としての認識や、対応状況、関連する事業やその背景等について調査した結果を以下に報告する。

① セルフ・ネグレクトの認識度

セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応の必要性について、どのように認識しているかについて調査した。回答を得られたのは9自治体12課、未記入は1自治体1課であった。これら9自治体12課の回答は「非常に重要な問題と認識している」が6件、「ある程度重症な問題と認識している」が6件、「あまり重要な問題と認識していない」、「全く重要な問題と認識していない」、「分からない」はいずれも0件であった。

今回、回答を得られた自治体及び部署では「セルフ・ネグレクト」という概念がある程度浸透しており（知られており）、自治体としても対応や支援が必要な状態であることを認識している実態が判明した。

図表 25 セルフ・ネグレクトの認識度

| 設問 | 選択件数 |
|--------------------|------|
| 1 非常に重要な問題と認識している | 6件 |
| 2 ある程度重要な問題と認識している | 6件 |
| 3 あまり重要な問題と認識していない | 0件 |
| 4 全く重要な問題と認識していない | 0件 |
| 5 分からない | 0件 |

② セルフ・ネグレクトへの対応方法

セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応の方法について、現時点においてどの様に対応しているかを調査した。回答を得られたのは9自治体12課、未記入1自治体1課であった。これら9自治体12課の回答は「高齢者虐待（に準じる）として対応している」が4件、「ある程度、高齢者虐待（に準じる）として対応している」が4件、「高齢者虐待とは別に関係部署・機関が対応している」、「高齢者虐待とは別に相談を受けた部署・機関が対応している」が各1件、「セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応は行っていない」、「その様な事例は把握していない」が共に0件、「その他」が2件であった。「その他」の内容としては、「高齢者虐待に準ずる対応を検討しているが、虐待ケースとして対応した事例はない」との回答であった。

今回、回答を得られた自治体及び部署では、主に高齢者虐待に準じた対応を取っていることが把握できた。しかし、対象者の状況によっては「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法と記載）に規定された対象者に必ずしも当てはめて対応することが難しく、虐待ケースとして取り扱う（対応する）ことができていない状態にありながらも、相談を受けた部署や関係機関が対応しているという実態が明らかとなった。この結果は、セルフ・ネグレクト状態にある方に対する支援の必要性を感じながらも、対応する部署や体制が整っておらず、根拠をもって対応することができないというジレンマを担当課・担当者として感じていることを示すものといえる。

図表 26 セルフ・ネグレクトへの対応方法

| | 設問 | 選択件数 |
|---|---------------------------------------|------|
| 1 | 高齢者虐待(準じるを含む)として対応している | 4件 |
| 2 | ある程度、高齢者虐待(準じるを含む)として対応している | 4件 |
| 3 | 高齢者虐待とは別に、関係部署・機関が連携して対応している | 1件 |
| 4 | 高齢者虐待とは別に、相談を受けた部署・機関が個別に対応している | 1件 |
| 5 | セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応は行っていない | 0件 |
| 6 | その様な事例は把握していない | 0件 |
| 7 | その他(高齢者虐待に準ずる対応を検討しているが、虐待で対応した事例はない) | 2件 |

③ セルフ・ネグレクトの予防・早期発見

セルフ・ネグレクト状態にある対象者への予防・早期発見を目的とした取り組みについて、どの様に取り組んでいるのかを調査した。回答を得られたのは9自治体12課であり複数回答が3自治体3課あった。未記入は1自治体1課であった。これら9自治体12課の回答のなかで一番多かったのは、「セルフ・ネグレクト状態にある対象者の事例を検討する場の実施（地域ケア会議等）の活用」であり、4件であった。次に、「セルフ・ネグレクト状態にある対象者に関する勉強会・研修会の開催」が3件、「生活環境の保存に関する条例（ごみ屋敷条例）等の制定、もしくは制定のための検討」が3件、「その他」3件（理由未記入）であった。

今回、回答を得られた自治体及び部署では、地域ケア会議による個別のケース検討会議の機会や勉強会・研修会の活用が多く選択されていた。地域ケア会議等を活用することは、前述の高齢者虐待防止法に規定された対象者の基準に該当せずとも、セルフ・ネグレクト状態にある方への支援が可能になることにメリットがみられる。また、医療・介護等の専門職種からの視点が得られることや、地域共通の課題として取り上げることによって、自治体だけでなく周辺住民を巻き込んだ見守り体制・支援体制（マンパワーの活用方策）を整備できることなどがメリットにあげられる。また、各自治体で制定されている、いわゆる「ごみ屋敷条例」に伴う、相談窓口の明確化や対応部署の体制整備による早期発見機能、さらにごみ屋敷条例における、指導・勧告、支援等を根拠としながら介入することにより予防機能にも役立てていることが明らかとなった。

図表 27 セルフ・ネグレクトの予防・早期発見

| | 設問 | 選択件数 |
|----|--|------|
| 1 | セルフ・ネグレクト状態にある対象者に関する相談・窓口の周知・明確化 | 2件 |
| 2 | セルフ・ネグレクト状態にある対象者を早期発見するためのチェックリストの整備 | 1件 |
| 3 | セルフ・ネグレクト状態にある対象者の事例を検討する場の実施(地域ケア会議等) | 4件 |
| 4 | セルフ・ネグレクト状態にある対象者に関する勉強会・研修会の開催 | 3件 |
| 5 | セルフ・ネグレクト状態にある対象者に介入、対応するためのアセスメントツールの整備 | 1件 |
| 6 | 地域による見守りネットワーク等の構築 | 1件 |
| 7 | 見守りをする住民ボランティア等の養成 | 1件 |
| 8 | 民間事業者(電気・ガス・水道・新聞等)への早期発見、連絡の依頼 | 2件 |
| 9 | 生活環境の保存に関する条例(ごみ屋敷条例)等の制定、もしくは制定のための検討 | 3件 |
| 10 | 特になし | 2件 |
| 11 | その他(2件とも理由記載なし) | 3件 |

④ セルフ・ネグレクトが想定される対象範囲

セルフ・ネグレクト状態にある対象者の範囲について、どの様に想定されているのかを調査した。回答を得られたのは5自治体6課であり複数回答が2自治体2課であった。未記入は5自治体7課であった。これら5自治体6課の回答は「高齢者」が4件、「障がい者」が3件、「生活困窮者」が2件、「母子」が1件、「その他」は2件であった。「その他」の内訳としては、「現時点にてセルフ・ネグレクトについて明確に定義していない」、「支援が必要と認められる対象者であれば誰でも対象者となる」との回答であった。

セルフ・ネグレクト状態にある対象者の範囲について、主に高齢者と回答している自治体では、高齢者虐待防止法に基づいて高齢者のみを想定している場合と、高齢者虐待防止法に準じて障がい者や生活困窮者も含めて想定しているとの回答が得られている。

また、当該設問における未回答自治体の理由として、現時点においてセルフ・ネグレクトの範囲を定めていないことや、認知症等のなんらかの精神疾患を抱えているケースに起

因する問題について、家族問題や病気、障害など多種多様であり、ひとくくりにできるものではないと考えているとの見解が得られている。

今回、回答を得られた自治体及び部署では、セルフ・ネグレクト状態にある対象者の範囲について、自治体ごとに大幅な違いがみられることが判明した。高齢者虐待防止法に基づく対象者の範囲においても解釈の違いがみとめられており、ケースの状態において一様に範囲を決定できるものではないことが分かる。また、特にセルフ・ネグレクト状態にある対象者として母子が想定されていない実態は今後の課題になり得る。

図表 28 セルフ・ネグレクトが想定される対象範囲

| | 設問 | 選択件数 |
|---|--|------|
| 1 | 高齢者 | 4件 |
| 2 | 母子 | 1件 |
| 3 | 障がい者 | 3件 |
| 4 | 生活困窮者 | 2件 |
| 5 | その他(現段階では「セルフ・ネグレクト」に起因する課題の特定や定義が明確でなく、範囲の想定に至っていない。、誰でも) | 2件 |

⑤ セルフ・ネグレクト取り組み条例及び事業

セルフ・ネグレクト対策について、条例や取り組みの具体的な内容について調査した。回答を得られたのは、7自治体8課、取り組み事業無し及び未記入が3自治体5課であった。回答のあった7自治体8課において現時点で制定されている条例としては、「生活環境保全に関する条例(ごみ屋敷条例)」が4件、「高齢者虐待防止法に関連する会議や連絡会、対応業務等」が4件、「地域ケア会議」1件、「見守りネットワーク事業」や「孤立死予防対策事業」が各1件、「高齢者の福祉相談窓口や緊急対応に関する事業」が3件であった。

今回、回答を得られた自治体及び部署では、ごみ屋敷対策に伴う対策支援がセルフ・ネグレクト対策としての機能を担っているという認識があることが判明した。今回ごみ屋敷条例を制定している自治体は、4自治体とも環境改善だけでなく、対象者の「支援」の内容を規定しており、セルフ・ネグレクト状態の対象者に寄り添う福祉的支援の体制が整っていることが前提にあることに留意されたい*。

また、セルフ・ネグレクト状態にある対象者の想定される範囲が主に高齢者であった結果と同様に、高齢者虐待防止法に関連した取り組み業務がセルフ・ネグレクト対策として重要視されていることが分かる。やはり、現状としては、高齢者虐待防止法による自治体としての組織体制が整っていることから、高齢者のセルフ・ネグレクト状態の方が発見及び介入がされやすいことを示している。

また、セルフ・ネグレクト状態にある対象者の情報収集や情報共有において、福祉部門の相談窓口が重要な機能を担っている。さらに、孤立死対策における高齢者の見守り事業等がセルフ・ネグレクトの早期発見機能を担っているものと分かる。

*具体的な事例としては【参考】横浜市の取り組み事例(p30)を参照のこと。

図表 29 セルフ・ネグレクト取り組み条例及び事業

| 自治体名 | 条例・事業名 | 担当課 | 目的 | 詳細 | 予算(千円) | SNとの関連 |
|------|---------------------------------------|-----------------|--|--|--|---|
| 立川市 | 立川市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会 | 高齢者福祉課在宅支援係 | 高齢者虐待防止法第16条 | 開催要綱等はなし | | 事例検討、学習会など |
| 市川市 | 地域包括支援センター運営事業(権利擁護事業・高齢者虐待の防止に関する会議) | 介護福祉課包括支援グループ | 「市川市高齢者虐待の防止に関する会議運営要綱」、高齢者虐待の防止及びその早期発見のための事業 | ①本市における高齢者虐待の現状及び課題に関すること ②高齢者虐待を受けた高齢者又は高齢者虐待を行なった養護者に対して関係機関又は関係団体が行う保護又は支援の評価に関すること ③暴力対策ネットワーク会議に報告する事項に関すること ④個別検討会議で特に検討が必要とされた事例に関すること | 54千円 | セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっていますが、市川市では高齢者虐待マニュアルにて、必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう記載しています。 |
| 足立区 | 足立区生活環境の保全に関する条例 | 生活環境保全課・ゴミ屋敷対策係 | 条文参照 http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/241024.html | 条文参照 http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/241024.html | 5,709千円 需要費、報償費等 | 条例第3条に「区の責務」として所有者等の支援を行うと規定しており、セルフ・ネグレクト対策も含まれる。 |
| 船橋市 | 地域ケア会議 | 包括支援課・地域包括支援係 | 支援が必要な高齢者の有効な支援策の検討 | ・関係者との情報共有 ・問題点の抽出 ・支援方策の検討 ・役割分担 | なし | 対象者の実態に即した有効な支援方策の検討、個別課題を関係者と共有して、支援を実施することができる。 |
| | 船橋市地域見守りネットワーク～地域見守りネットふなばし～ | 地域福祉課・総務係 | 子どもから高齢者まで、地域で孤立しないで、安心して暮らせるために、地域での見守りを目的としている。 | 市内の事業者の皆様が、日常の業務の中で気づいた異変を市へ連絡していただくことで、地域をゆるやかに見守っていき、地域包括支援センター・生活支援課・社会福祉協議会・民生委員等の情報収集によっても安否の確認が取れない場合、警察・消防等と連携しながら地域福祉課職員にて現地確認。 | なし | 事業者が日常業務の中で気づいた異変について市に報告していただく仕組み。地域の見守りの目を広げることがセルフ・ネグレクト対策となりうる。 |
| | 船橋市「保健と福祉の総合窓口」事業 | 地域福祉課・地域福祉推進係 | この事業は、子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」を設置し、対象を限定することなく、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的とする。 | https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/fukushi/012/p023570.html | 46,739千円 (生活困窮者自立支援制度の相談支援事業を含む委託料) | 対象を限らない保健と福祉の総合相談を行っているため、セルフ・ネグレクト対策となりうる。 |
| 世田谷区 | 世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例 | 環境保全課・生活環境改善 | 条文を参照 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/007/d00145089.html | 条文を参照 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/007/d00145089.html | 報酬費 649千円 需用費 144千円 役務費 333千円 委託料 460千円 | 本条例はセルフ・ネグレクト対策として制定したものではないが、居住者に健康的・精神的な疾患の疑いがある場合には保健福祉領域にも情報提供し、連携して対応するケースもあり、セルフ・ネグレクト対策となりうる。 |
| | 世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 | 高齢福祉課・事業担当 | 世田谷区が区民の生活を守り区民福祉の維持向上を図る観点から、区内に居住する在宅の高齢者が、高齢者に対する福祉制度の利用に際し困難な状況に陥った場合に援助するため、緊急避難としての福祉対応を行うに当たり必要な事項を定め、その適切な実施を確保し、もって緊急時における高齢者の生活の安寧を確保するとともに、福祉をはじめとする各種制度利用のための相談援助による区民生活の安定化を促進することを目的とする。 | 福祉制度利用に当たり困難な状況に陥っている高齢者等を確認した場合または通報があった場合、関係機関と連携協力し、速やかに当該高齢者等の状態や状況について、実態把握のための訪問調査を行う。必要に応じて区職員によるホームヘルプや事業者に委託してのホームヘルプサービスの提供を行う。 | 元年度 224千円 事業委託料 | 高齢者自身の力でホームヘルプ等のサービスを利用できない場合、訪問調査を実施し、必要に応じて区職員によるホームヘルプ、事業者に委託してのホームヘルプを活用できる。 |
| | 高齢者虐待対応研修 | 高齢福祉課・事業担当 | 高齢者虐待の早期発見、被虐待者および養護者への適切な支援が行えるよう、対応力向上を目指した研修を実施する。 | 年に3回それぞれ高齢者虐待に関するテーマを選定し、実施する。 対象者：区職員、地域包括支援センター職員、介護事業所職員 | 令和元年度 157千円 報償費、需用費 | 28年度第1回虐待対応研修「セルフ・ネグレクトへの対応」講師：岸恵美子氏 29年度第1回虐待対応研修「セルフ・ネグレクトへの対応」講師：岸恵美子氏 30年度第3回虐待対応研修「セルフ・ネグレクトへの対応」講師：野口洋一氏 |
| | 世田谷区における支援が必要と思われる高齢者等に係る情報の提供に関する協定 | 高齢福祉課・事業担当 | 区と区内で事業を実施する事業者とが協力し、高齢者が住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、高齢者の安否確認を行なうことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 区と区内で事業を実施する事業者とで協定を締結し、協定に基づき事業者は、高齢者の異変を発見したときは、区にその旨を通報する等、可能な範囲内で区に協力する。 | | 協定に基づく対応は、セルフ・ネグレクト対策に限定したものではないが、異変のひとつとしてすみやかな発見につながる。 |
| 京都市 | 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例 | 保健福祉総務課 | 不良な生活環境の解消を推進し、もって要支援者が抱える生活上の諸課題の解決、市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支えあえる地域社会の構築に寄与する。 https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/joho/kankobutsu/siryou/H26/7-1.pdf | 通報等により把握した不良な生活環境案件の状況通報等により把握した不良な生活環境案件の状況調査を行い、清掃や保健福祉施策の適用等の支援を行っていくことにより、不良な生活環境の解消を目指している。 取組にあたっては、行政が市社会福祉協議会や地域包括支援センター等、福祉・医療関連の外部機関や、近隣の自治会、民生児童委員等の住民組織と、必要に応じ情報共有や当事者への声掛け、見守り、清掃の支援を行うなどしている。 調査を行い、清掃や保健福祉施策の適用等の支援を行っていくことにより、不良な生活環境の解消を目指している。 | 5,000千円 需用費、報償費、委託料等 | 「不良な生活環境」の観点から取組の対象案件にはセルフ・ネグレクト状態が見受けられる案件があり、これを発見の契機として必要な福祉施策や受診につなぐ等状態解消のための支援を行う。 |
| 横浜市 | いわゆる「ごみ屋敷」対策 | 福祉保健課・地域福祉保健担当 | 「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止するための支援及び措置に関する条例」 この条例は、住居その他の建築物等における不良な生活環境に対し、福祉的支援による解消、再び発生させないための支援、発生の未然防止、及び措置に関し必要な事項を定め、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で | ※横浜市HP参照「不良な生活環境の解消・発生防止」ページ左記条例掲載 1 相談・支援(6条1項) 当事者、地域住民等からの相談に対応している 2 解消に向けた支援(6条2項) 相談を受けた場合は、当事者が抱える孤立等の生活課題の解決に向け、情報提供、助言、その他法令の規定に基づく支援を一体的に行う | 28,281千円 | ごみ問題を抱えている人の中には、ごみ問題悪化の要因として「地域からの孤立」が上げられる。またごみ問題だけでなく様々な対象において、困り感のない人への支援について支援者が困難さを感じている現状がある。そのため、研修会でSNの理解を深め個別課 |

| 自治体名 | 条例・事業名 | 担当課 | 目的 | 詳細 | 予算(千円) | SNとの関連 |
|------|-------------|---------|--|--|--------|---|
| | | | 安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的としている。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiiikufukushi/yashiki/g-project.html | 3 排出支援(6条3項) 自ら排出が困難であると認める場合は、不良な生活環境の原因になっている堆積物の排出を支援している 4 措置(7～9条) 周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じない場合は、指導、勧告、命令、代執行などの措置を行う ※審議会に諮問し、必要と認められた場合に限り代執行を行う 5 調査及び報告(10条) 不良な生活環境の解消に向け、必要時物を溜め込んだ本人の親族関係、福祉サービスの受給状況等の調査を行っている 6 調査結果等の提供(11条) 市と民生委員及び規則で定める関係機関が協力して支援を行う必要があると認める場合は、調査または報告の結果を提供する 7 啓発 ・周知用チラシ作成(内容:いわゆる「ごみ屋敷」条例施行チラシ) ・区民向けチラシ作成(名称:何かお困りごとはありませんか?) ・市職員および関係機関向け研修の実施 ・事例集作成 | | 題に合わせた支援および解消につなげる。 |
| | 孤立予防対策事業 | 福祉保健課 | ・民間事業者との連携による見守り体制の強化 ・緩やかな見守りにおける地域の重層的なつながりの醸成 | 訪問や配達等の日常業務で何らかの異変を発見した場合、登録事業者から区役所または警察・消防へ通報する | | 民間の協力事業者が日常業務の中で異変を発見した場合に關係機関に通報し早期対応につなげるため、セルフ・ネグレクト対策となりうる。 |
| | 高齢者虐待防止対応業務 | 高齢在宅支援課 | 市の広報誌にセルフ・ネグレクトについて掲載することで、市民の方に関心を持ってもらい、安心して暮らしていけるよう普及啓発として行っている。 | | | |

【参考】横浜市の取り組み事例

ポイント

- ・ごみの片付けだけでなく、生活の諸課題の解決を目指した取り組み(本人に寄り添う支援)

本人に寄り添った支援

横浜市のごみ屋敷対策条例のポイントとして、「本人に寄り添った支援」がある。基本的に、ごみ屋敷状態を解消する責任は、物をため込んだ本人にあるとしながらも、その「ため込み症」の背景に居住者の認知症や、加齢による身体機能の低下、地域からの孤立などの様々な課題があることを考慮し、福祉的側面による個別のアプローチだけではなく、市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、ごみを片付けるだけでなく本人に寄り添った生活の諸課題の解決に取り組むことを目指している。

平成30年12月26日の「横浜市建物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会(第5回)」による報告では、平成30年度上半期時点におけるごみ屋敷として把握されている74件について、相談を受理した後の支援担当として、総務部等※(7件)、福祉保健課(6件)、高齢・障害支援課(33件)、子ども家庭支援課(3件)、生活支援課(25件)と多岐にまたがっており、対象者の状況に応じるに適切な課が支援を担当している実態がみられている。

※総務部等には、総務部、区政推進課、地域振興課、生活衛生課、主たる支援課なしが含まれる。

平成30年度上半期における排出支援について、本人が片付けに同意したものの自ら片付けることが困難であるケースは15件であった。そのうち11件に対し資源循環局と協力してごみの排出支援にあたった結果、11件(昨年度排出支援を実施し今年度解消の3件含む)が解消し、4件が継続ケースとなった。この11件の解消ケースの中には、経済的にごみの排出支援に伴う費用を工面できない者もいたため、このうち9件には減免制度を適応し対応していた。内訳として、生活保護世帯が6件、要介護認定者2件、障害者手帳保持者が1件である。要介護認定者と障害者手帳保持者は、対象者の状況を考慮し資源循環局長が必要と認めて適応させたものである。さらに、平成29年5月2日の審議会における報告書によると、平成28年度中に実施

した排出支援の 11 件の対応実績に基づいて振り返り、「関わりのある各支援課が当事者に寄り添い、排出支援につなげることにより、生活環境の改善につながった」、「事前に工夫し区の職員とごみ収集事業者職員が当事者の状況を共有した上で排出支援を実施したことにより、当事者の不安軽減につながった」、「排出支援後も支援を継続することで、各種サービスにつながりやすくなった」、「当事者の状況に合わせて、排出支援を無理なく数回に分けて実施したことで片付けの動機付けになった」等と評価されている。このように、横浜市では対象者の状況に応じて、必要な支援が得られるように担当課を設定し、ごみの排出に伴う費用面を考慮しながら、対象者の状況に応じて不良な生活環境の解消ができるよう策を講じていることが分かる。

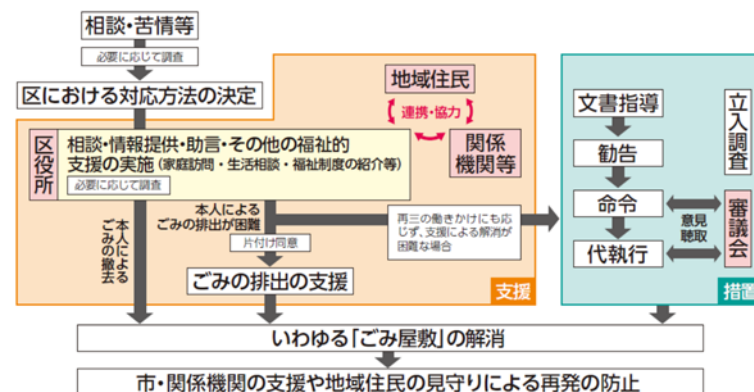
ごみ屋敷に対応する組織体制

横浜市では、健康福祉局・福祉保健課がごみ屋敷に関する情報を集約し、必要に応じて調査を実施しながら、各区において対応方針を決定する。主に相談・情報提供や福祉的支援は各区の福祉保健課が対応する。本人によるごみの撤去を原則としながらも、ごみの排出が本人だけでは困難である場合には、所定の手続きを経た上で、一般廃棄物として排出支援を資源循環局へ依頼する。横浜市以外の自治体では、環境部局がごみ屋敷に関する情報集約や相・談対応体制をしいているところや、保健師がごみ屋敷対策チームとして各区役所に専属で配属されているところもあり、各自治体の組織体制に応じた配置が必要となっている。

また、不良な環境の解消を求めるにあたり、まずは文書指導を実施し、勧告、命令を経て、正当な理由がなく決められた期限までに必要な措置を講じない場合には、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により、市長が解消措置を講じ、費用の徴収をすることができるようになっている。

さらに、ごみ屋敷における不良な環境の解消に向けて、必要に応じて、関係機関や地域住民と連携・協力体制を構築している。

図 1 横浜市ごみ屋敷対策条例リーフレット「解消に向けた流れ」



⑥ セルフ・ネグレクト対策の背景及び問題意識

前述のセルフ・ネグレクト対策における取り組みや事業における経緯・問題意識について調査した。回答自治体及び部署は、7自治体7課、未記入3自治体6課であった。

まず、生活環境保全に関する条例（ごみ屋敷条例）を制定している自治体としては、ごみ屋敷問題における社会的背景や自治体の高齢化に伴う孤立死や認知症に付随する問題への対応として条例制定の必要性を認識していたことが契機になっていることが判明した。

社会的背景としては、平成25年頃から孤立死や家屋・敷地内にごみ等の溜め込みや悪臭被害等が注目されるようになり、ごみ屋敷という存在が広く一般に知られる様になった。市民の意識も高まったことで、ごみ屋敷に関する情報集約も自治体に集中する様になり、ごみ屋敷の居住者の情報が以前より把握されるようになった。そこで、居住者の認知症や精神疾患、セルフ・ケア不足の生命に直結する問題、多頭飼育やごみの認識問題等の課題が浮き彫りになり、自治体としてごみ屋敷状態になりやすい溜め込み症の特徴が見られるセルフ・ネグレクト状態にある対象者への支援の必要性が認識されていった経緯がある。同様に、孤立死の問題も社会的にクローズアップされたことにより、自治体での一人暮らし高齢者の状況把握や、自治会や婦人会と連携して家庭訪問を実施するなどの全国的な動きが見られるようになった。この様な社会的背景が契機となって、各自治体の現状を見直すことで、潜在的なセルフ・ネグレクト状態の方の把握が進み、見守り体制の構築や法的根拠を持って介入が可能である条例策定に向けた動きがみられたと推察される。

また、平成27年には、厚生労働省老健局高齢者支援課の認知症・虐待防止対策推進室長からの「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者のセルフ・ネグレクト及び消費者被害への対応について」の中で、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる様な体制構築に務めるように通達があったことが契機になったとの回答も見られた。この通達を受けて各自治体では、地域包括支援センターで把握されているケースへの支援方法の見直しや地域ケア会議を活用した地域課題としての検討会が活発になったことにより、各自治体での体制構築がなされていったものと考えられる。

以上のような経緯より、セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対策として、生活環境保全に関する条例（ごみ屋敷条例）や、高齢者虐待防止法に準じた対応業務、地域ケア会議や見守り体制の構築等の事業があげられたものと考えられる。

図表 30 セルフ・ネグレクト対策の背景及び問題意識

| 経緯・問題意識(要約) | |
|-------------|--|
| 1 | 高齢者虐待対応マニュアルの策定にあたり、関係機関の連携が重要であると判断し連絡会等を立ち上げる必要があった。 |
| 2 | 虐待対応事例より、セルフ・ネグレクトの事例が認められ、専門職や関連機関を含めた対応が必要となった。 |
| 3 | 市や区の政策方針を鑑みるとごみ屋敷対策は必要であった。 |
| 4 | 平成27年の厚生労働省高齢者支援課からの通達が契機となった。 |
| 5 | 市の相談窓口から、多頭飼育などの苦情が寄せられ、対応に迫られた。 |
| 6 | 孤立死やごみ屋敷、社会的関心により対応が必要となった。 |
| 7 | 超高齢社会の進行、ごみ屋敷居住者への支援の必要性、介入法令立案の必要性により条例を制定した。 |

(3) セルフ・ネグレクト対策への課題と今後の方策について

セルフ・ネグレクト対策を講じる上で、現在の自治体が抱える課題や今後の方策について調査を実施した結果を以下に報告する。

① セルフ・ネグレクト対策への課題

セルフ・ネグレクト対策を講じる上で、現在の自治体が抱える課題について調査した。回答自治体及び部署は、9自治体9課、未記入1自治体4課であった。課題として一番多くあげられているのは、「セルフ・ネグレクト対象者の把握や実数の把握が出来ていないこと」であった。実際に、セルフ・ネグレクト状態にある対象者の実態調査がなされているのは先進地自治体の中でも一部に限られており、現状は、生活環境保全に関する条例（ごみ屋敷条例）に基づく介入や高齢者虐待防止法に準じた既存の体制・対応の中で、セルフ・ネグレクト状態にあるケースを把握する状態となっている。また、今回の調査結果（想定されるセルフ・ネグレクト状態にある対象者の範囲）からも明らかとなったように、セルフ・ネグレクト状態にある対象者の範囲が自治体や部署によって大きく異なり、自治体として支援が必要なセルフ・ネグレクト状態にある対象者の定義づけを行うことから始めていく必要がある。

また、専門家や地域住民と関わる民生委員についても「セルフ・ネグレクト状態にある対象者とはどのような状態なのか知識が足りない」との指摘も見られた。支援が必要な対象者の状態を知ることはスムーズな情報集約と支援介入に役立つため、住民や自治会、専門職を対象にした勉強会や研修会の実施について各自治体が積極的に取り組むことで適切な体制整備としての効果を見込める。

さらに、「年齢や制度の狭間に対する支援体制の困難さを感じている」という課題も見られた。現状、セルフ・ネグレクト状態にある対象者は、各自治体のごみ屋敷条例や高齢者虐待防止法に準じた対応が取られている。しかし、指摘があったように、65歳未満の対象者やごみ屋敷条例に基づく介入に同意を示さない方など、年齢や制度の狭間にある対象者に対する支援方法については、各自治体での組織体制や自治会・外部組織との連携など工夫をしていく必要がある。

図表 31 セルフ・ネグレクト対策への課題

| | 課題内容(要約) | 件数 |
|---|---|----|
| 1 | セルフ・ネグレクトの対象者の把握や実数の把握ができていない。(把握が困難である。) | 3件 |
| 2 | ごみ屋敷対策が結果的にSN対策となっているが、SN状態を支援が必要な方と定義して取り組めていない。 | 1件 |
| 3 | 専門職、住民、事業者、民生委員なども、セルフ・ネグレクトについての知識が十分でない。 | 1件 |
| 4 | 地域のつながりの希薄化や孤立化により発見しにくい。 | 1件 |
| 5 | 対象者の意思が明確であるとやむ措置へつなぎにくい。 | 1件 |
| 6 | 担当者が一人で抱え込まない体制づくりが必要である。 | 1件 |
| 7 | 年齢や制度の狭間に対しては支援体制の困難さを感じている。 | 1件 |

② 今後の方策

セルフ・ネグレクト対策を講じる上で、今後の方策について調査した。回答自治体及び部署は、9自治体10課、未記入1自治体3課であった。今後の方策としては、高齢者の実態把握や情報収集、市民や民生委員に向けた研修会の実施による周知と理解促進、地域ケア会議や高齢者虐待対応に準じた対応支援方法の検討、見守り体制の構築やアセスメント対策等があげられた。

前述の課題にもあげられたように、まずは各自治体での現状を把握するために高齢者の実態把握を通して認知症や一人暮らしの方、障害や疾病等の基本的な情報の中から、多頭飼育や医療拒否・生活環境の状態をアセスメントし、セルフ・ネグレクト状態にある対象者を掘り起こす必要がある。医療や介護、福祉的な支援方策を活用した上で、セルフ・ネグレクトとしてのさらなる介入が必要であるのかリスクを適切に判断する必要に迫られる。そのためには適切なアセスメントが必要不可欠であるため、セルフ・ネグレクトのアセスメントツールの活用が望ましい。セルフ・ネグレクトのアセスメントツールとは、セルフ・ネグレクトの本人が示すサインを早急かつ的確につかみ、支援チームにつなげることを目的としたツールであり、「セルフ・ネグレクトのサインシート」、「スクリーニング3項目」、「セルフ・ネグレクトのアセスメントシート」、「生命緊急度／セルフ・ネグレクトの深刻度アセスメントシート」から構成されている。周囲に気になる対象者を発見した際は、本人の状況、家屋および家屋周囲の状況、社会との交流から構成されたサインシートを用いて、該当項目をチェックする。該当項目があれば、健康行動、個人衛生、住環境、サービスの拒否、地域からの孤立から構成される「スクリーニング5項目」を用いてスクリーニングする。このスクリーニングの結果、1項目でも該当し、セルフ・ネグレクトの可能性があると判断されれば、「アセスメントシート」と「生命緊急度／セルフ・ネグレクト深刻度アセスメントシート」を用いてセルフ・ネグレクトの状態の変化を評価する。このアセスメントツールを導入することで、対象者の状態像を適切に評価するだけでなく、状態に応じた支援の方針や緊急度に応じた介入が期待できる。

また、市民の実態だけでなく、各自治体の組織体制としてセルフ・ネグレクトに対応できる体制か否かを見直すためにも、自治体や地域包括支援センター版の組織的なアセスメントツールを活用することも有用となる。これには、セルフ・ネグレクト状態にある方（疑いのある方）を早期発見するために自治体の仕組みづくり目的として開発された「セルフ・ネグレクトの地域アセスメントツール」を活用することが有用である。「セルフ・ネグレクトの地域アセスメントツール」は、「機関別地域アセスメントツール」と「取り組み優先順位地域アセスメントツール」の2種類からなる。機関別地域アセスメントツールでは、自治体用と地域包括支援センター及び社会福祉協議会用の2種類があり、「相談対応体制」や「見守り・孤立死予防体制」、「ごみ屋敷への対応体制」、「関係機関とのネットワーク」、「関係機関の状況」、「住民への周知」、「住民特性」などの項目を専門職がそれぞれの立場で確認し、連携の場で共通の視点を持ち情報共有できるように開発されている。「取り組み優先順位地域アセスメントツール」では、「住民自助・相互の仕組み」や「地域の見守りネットワークシステム」、「地域への教育・啓発」、「セルフ・ネグレクト事例に対する相談システム」、「関係機関とのネットワークシステム」、「ごみ屋敷対応システム」等の視点から、自治体における実施可能な具体的な取り組みを評価できるように構成されている。このツールを導入することでセルフ・ネグレクト対策の視点を含めた施策づくりや組織体制の構築

が可能となりうる。

また、課題でも述べたように、市民や民生委員への勉強会や研修会による周知や理解促進に努めることは、迅速な情報提供や見守り体制の構築につながる可能性があるため非常に重要な対策となりうる。

図表 32 今後の方策

| 今後の方策 | |
|-------|---|
| 1 | 現状未定 |
| 2 | 本人の「意思尊重」と「生命の安全確保」について、何が最善の策なのか、関係機関で慎重に検討していく。 |
| 3 | 来年度に市独自での研修会実施予定。事例が発生した場合、高齢者虐待に準じた対応を行い、関係機関と役割分担し、支援を実施していく。 |
| 4 | 2020年度から開始する地域包括支援センターの高齢者の実態把握において、数の把握、対応を実施していく。 |
| 5 | 高齢者見守りネットワークの検討 |
| 6 | 認知症サポーター養成講座や高齢者虐待対応研修など、市民や事業者、民生委員等を対象とした講座を開催する際に、セルフ・ネグレクトに関して周知することで、地域の見守り機能の強化を図る。 |
| 7 | 地域ケア会議でのセルフ・ネグレクト事例の検討や情報共有。動物愛護指導センターとの連携による、多頭飼育崩壊に至っている高齢者への対応を行なっている。また、民生委員はもとより新任民生委員の研修会においても、高齢者虐待と併せて、セルフ・ネグレクトについての説明や地域包括支援センターへの通報、見守りをお願いしている。 |
| 8 | セルフ・ネグレクト状態が及ぼす生活上の課題の見極めと、改善のために有効な方策の検討 |
| 9 | 研修会や勉強会でセルフ・ネグレクトの理解を深める。セルフ・ネグレクトアセスメントツールの活用 |

③ 既存の地域資源の活用方策

セルフ・ネグレクト対策を講じる上で、既存の地域資源の活用方策について調査した。回答自治体及び部署は、9自治体10課、未記入1自治体3課であった。既存の地域資源としては、「ごみ屋敷条例」が2件、「見守り事業」が2件、「高齢者虐待防止法ネットワーク委員会」1件、「要支援者の早期発見協定」が1件、「孤立死予防事業」が1件、「日常生活自立支援事業」が1件、「地域ケア会議」1件であった。

今回、ごみ屋敷条例の活用をあげた自治体では、条例規約の中に「指導・勧告・措置」以外にも、対象者に対する「支援」が明記されていた。これは、セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応として、環境改善の視点だけでなく、対象者が抱える生活に関する諸問題の解決を図るために福祉的アプローチを重要視していることが明確に分かる。また、統括部署において、環境部局が主導するのではなく、福祉部局が情報集約と支援の体制を構築することにより、個別の事例検討やより迅速な連携体制の構築につながっている可能性がある。

また、要支援者の早期発見に関する連結協定の活用では、電気・水道・ガス・住宅・金融機関等の民間事業者と協定を締結することにより、より迅速な情報共有及び情報集約が図られることが期待される。実際に、個別事例の追加ヒアリングにおいても、一人暮らしで介入拒否等の事例の場合に、詳細な情報把握ができないことや、適切なアセスメントや支援の方策が立てられないことが課題に挙げられていた。しかし、生活基盤である情報を得られた場合、より適切な状況判断と介入支援の方策を立てられることにつながると考えられる。

さらに、多くの自治体で孤立死予防事業や見守りネットワーク事業が展開されており、セルフ・ネグレクト状態の対象者が要支援者にもなりうるという認識が促進されれば、見守り機能として十分活用可能な既存の地域資源になりうる。本市が実施している見守りネットワーク事業についても同様に、従前以上に活用を図ることで、有効な地域資源となることが期待される。加えて、日常生活を支援する取り組みについても、高齢者の普段の生活状態を把握できる貴重な機会となりうるため、参加されるボランティアや支援者に勉強会や研究会を開催することにより、見守り機能としても十分に活用可能である。

図表 33 地域資源の活用方策

| 自治体 | 地域資源名 | 担当課 | 目的 | 詳細 | 予算(千円) | SNとの関連 |
|-----|----------------------------|------------------|--|--|--|--|
| 立川市 | 地域見守りネットワーク事業 | 全庁(事務局は高齢福祉課) | 子どもから大人まで安心して暮らせるまちづくりを目指す。 | 見守りホットライン(専用ダイヤル)を設け、市民の異変に気付いた場合に通報できる。 24h365 日対応。 | 0 千円 | 地域の見守りにより発見できる |
| | 地域支えあいネットワーク事業 | 高齢福祉課 | 日常生活のちょっとしたお手伝いを通じて、見守り活動を行う。 | 高齢者のちょっとしたお手伝いを地域包括支援センターに登録したボランティアが行う | 32,013 千円 地域包括支援センター委託事業 | 公的介護サービスに繋がりにくい場合に、きっかけとして利用ができる |
| 足立区 | 高齢者虐待防止ネットワーク委員会 | 高齢福祉課高齢支援係 | 虐待の予防と早期発見、再発防止対策等について協議を行い、高齢者が安心して暮らせること | 医師、弁護士、民生・児童委員、人権擁護委員、警察、消防、地域包括支援センター、社協などを構成員とした会議を年3回実施している。 | 168 千円 飲料費、印刷製本費 | 定期的な会議の開催による関係強化及び情報共有によりセルフ・ネグレクトを含む困難ケースの早期発見につながる。 |
| | 要支援者の早期発見のための通報に関する連携協定締結 | 福祉部くらしとごとの相談センター | 支援が必要と思われた方を発見した場合に情報共有し、迅速な支援につなげることを目的とする | 電気、ガス、水道、不動産・住宅関連・金融機関等との事業者・団体(令和元年度 11 事業者・団体)と連携し、要支援者の早期発見、早期支援のために、相互の情報共有、安否確認の実施、年数回の会議を実施している。 | 報償費など | 単身独居で暮らし、自らが支援を求められない状況に気づき、自らの力のみでは課題の解決が困難場合に、関係機関と連携して支援を実施することができる。 |
| | 絆のあんしんネットワーク事業(孤立ゼロプロジェクト) | 絆づくり担当課 | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を中心に、社会的孤立の予防や支援が必要な高齢者の早期発見・早期支援を目的としている。 | 町会・自治会や民生委員の戸別訪問による高齢者実態調査により、孤立のおそれのある方を掘り起こし、地域包括支援センターがそのような方を町会・自治会活動やサロンなどの地域の居場所、介護保険などの行政サービスにつなげる | 126,443 千円 高齢者実態調査により、孤立のおそれのある方を掘り起こし、地域包括支援センターがそのような方を町会・自治会活動やサロンなどの地域の居場所、介護保険などの行政サービスにつなげる | セルフ・ネグレクトの方についても、高齢者実態調査の中で掘り起こし、地域包括支援センターを中心とした見守りネットワークに入れている。 |
| 豊田市 | ひとり暮らし高齢者等登録制度 | 福祉総合相談課 | 登録された人の情報を市消防本部や民生委員、地域包括支援センターに提供し、地域の見守り体制構築を支援することを目的としている。 | ・消防署のシステムに登録し、急病など 119 番通報の緊急時に登録された情報が活用されます。 ・民生委員等による見守りや安否確認に活用されます。 ・担当の地域包括支援センターが状況に応じて訪問します。 | 0 千円 ※印刷費は課内の事務費 | 事業の中の見守り体制により、高齢者のセルフ・ネグレクト状態のアセスメント及び早期発見対応に活用できる。 |
| | ささえあいネット～高齢者見守りホットライン～ | 高齢福祉課 | 高齢者の方々住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するために、地域で広く情報収集できるネットワーク体制を構築し、孤独死、虐待などを防ぐための早期発見及び見守りを行います。 | 介護サービス事業者、飲食店、コンビニエンスストア、薬局、医療機関、理美容店、新聞販売店、郵便局、公共施設等が「関係協力機関」として市に登録し、日々の活動の中で高齢者に関して気がかりなことを感じたら、担当地区の地域包括支援センターや高齢福祉課に連絡します。地域包括支援センターや高齢福祉課では、情報等を確認の上、必要な対応を行います。 | 254 千円 印刷費、製本費 | 事業の中の見守り体制により、高齢者のセルフ・ネグレクト状態のアセスメント及び早期発見対応に活用できる。 |
| 船橋市 | 地域ケア会議 | 包括支援課 | 支援が必要な高齢者の有効な支援策の検討し、個別課題の解決を図る。 | 関係者との情報共有・整理や問題点の抽出、支援方策の検討、役割分担等を実施している。 | なし | 関係者との情報共有により、セルフ・ネグレクト状態の課題把握や今後の対応策への活用ができる。 |
| 京都市 | 不良な生活環境を解消するための支援及び措置事業 | 保健福祉総務課 | 不良な生活環境の解消を推進し、もって要支援者が抱える生活上の諸課題の解決、市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支えあえる地域社会の構築に寄与する。 | 通報等により把握した不良な生活環境案件の状況調査を行い、清掃や保健福祉施策の適用等の支援を行っていくことにより、不良な生活環境の解消を目指している。 取組にあたっては、行政が市社会福祉協議会や地域包括支援センター等、福祉・医療関連の外部機関や、近隣の自治会、民生児童委員等の住民組織と、必要に応じ情報共有や当事者への声掛け、見守り、清掃の支援を行うなどしている。 | 5,000 千円 需用費、報償費、委託料等 | 「不良な生活環境」の観点からの取組の対象案件にはセルフ・ネグレクト状態が見受けられる案件があり、これを発見の契機として必要な福祉施策や受診につながる状態解消のための支援を行う。 |
| 横浜市 | いわゆる「ごみ屋敷」対策 | 福祉保健課 | 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援 | 地域住民や関係機関と協力して、不良な生活環境の解消に向けた支援を行っている。市職員、地域住民や関係機関と連携し、社会的孤立を含む生活課題の解決に向けた支援を行っている。 | | 各機関および地域の見守り・支援により、ごみ問題を抱える人の早期把握、早期対応、寄り添った支援につながっている。 |

④ 施策展開の予定

セルフ・ネグレクト対策を講じる上で、今後の施策展開の予定について調査した。回答自治体及び部署は、2自治体2課、未記入8自治体11課であった。今後の施策展開としては、既存の地域資源をさらに発展させた事業内容の構築が目立った。また、セルフ・ネグレクト対策として活用可能な以下の事業が挙げられる結果となった。

まず、セルフ・ネグレクト対策として重要な予防及び早期発見機能として、見守りネットワーク事業や要支援者の通報に関する連携協定が有効となりうることが判明した。

見守りネットワーク事業では、普段から生活の状況を把握している住民や電気・ガス・水道事業者などの生活基盤情報を把握できる民間事業者らに協力を依頼することで、生活者の細かい異変にも迅速な情報共有と対応ができるものである。また、高齢者に限らず支援が必要となる要支援者に対する迅速な情報共有を実施する必要があるが、個人情報保護法に関する壁に阻まれて迅速な情報共有やアセスメントが困難な状況になる。その際に、以下掲載の要支援者の早期発見に関する連結協定が締結できれば、迅速な情報提供による適切な状況判断、引いては、状態の悪化を防ぎ、セルフ・ネグレクト状態の早期改善が見込まれる。

さらに、高齢者の緊急レスキュー事業や緊急ショートステイ事業、付添派遣事業や緊急移送事業、医療受診医療費助成事業等の高齢者に対する緊急保護事業等が活用できれば、セルフ・ネグレクト対策における具体的な支援機能としても重要な役割を担うことが予測される。上記の事業は高齢者の福祉施策に関するものではあるが、高齢者虐待防止法に規定される対象者に該当せずとも、要支援者として上記の事業を適応させることで状況改善を十分に見込める。

以上のことから、セルフ・ネグレクト対策における今後の施策展開としては、まずは各自治体の高齢者及び要支援者の傾向を把握した上で、既存の事業の活用方策を探り、セルフ・ネグレクト状態にある対象者への予防・早期発見、支援機能として活用可能な事業や体制を整えた上で、充足させるべきである。

なお、新規の取り組みが必要な場合には、各予算の規模や組織の連携に応じて事業展開させる必要がある。

図表 34 施策展開の予定

| 自治体 | 事業名 | 担当課 | 目的 | 詳細 | 予算 |
|-----|---------------------------|--|--|--|--|
| 足立区 | 高齢者虐待全件通報 | 福祉部高齢福祉課高齢援護係及び区内25地域包括支援センター(社協1委託24) | 虐待を含む困難ケースを早期発見及び早期介入するため。 | 虐待を含む困難ケースを疑いの段階で、地域包括支援センターから区に通報させる。符番して定期的に報告させる。 | |
| | 高齢者緊急レスキュー事業 | 福祉部高齢福祉課高齢援護係 | ①被虐待高齢者 ②認知症等の進行による在宅困難 ③徘徊保護 ④セルフ・ネグレクトによる在宅困難等への緊急保護を目的とする | 区内4箇所の警察署に保護され、緊急の保護が必要と判断された高齢者を、契約医療機関の受診を経て、保護当日～翌日の午前10時まで実施施設内で保護する。 | |
| | 高齢者生活支援型緊急ショートステイ事業 | 福祉部高齢福祉課高齢援護係 | | 介護保険未申請の高齢者、又は氏名・住所が不明な高齢者(迷子高齢者等)を対象にした緊急保護 | |
| | 高齢者緊急付添人派遣事業 | 福祉部高齢福祉課高齢援護係 | | 保護を実施する施設までの付添、もしくは定期受診の付添の費用を助成する。 | |
| | 高齢者緊急移送助成事業 | 福祉部高齢福祉課高齢援護係 | | 保護を実施する施設まで移送、もしくは施設⇄医療機関の移送の費用を助成する。 | |
| | 高齢者緊急医療受診医療費助成事業 | 福祉部高齢福祉課高齢援護係 | | 施設保護に必要な健診、保護中の通院等の費用を助成する。 | |
| | 要支援者の早期発見のための通報に関する連携協定締結 | 福祉部くらしとごとの相談センター | | 支援が必要と思われた方を発見した場合に情報共有し、迅速な支援につなげることを目的とする | 電気、ガス、水道、不動産・住宅関連・金融機関等との事業者・団体(令和元年度11事業者・団体)連携し、要支援者の早期発見、早期支援のために、相互の情報共有、安否確認の実施、年数回の会議を実施しているが、さらなる地域との連携を進め、協力事業者・団体の拡大を図っていく。 |
| 和泉市 | 見守りネットワーク事業 | 高齢介護室・高齢支援担当 | 地域住民や事業所の協力を得て、日常業務の中でさりげない見守りを行い、支援が必要な人が、適切な時期に支援を受けることができるようにネットワークを構築する。 | 2019年新規事業として検討中。さりげない見守りを行なってもらう「登録」と見守りに加え、保護協力を行なってもらう「協定」を締結し、見守りを行う。支援が必要な人を地域住民や事業所の力を借りて見守りを行うことで、セルフ・ネグレクトの早期発見・早期介入の一端を担うことができる。 | |

5ーセルフ・ネグレクト対策に係る関連事業の調査

1 | 調査要領

市及び関係機関を対象に、それぞれ既存事業のなかから、セルフ・ネグレクト対策に関連する事業として、以下の7項目について調査を実施した。

図表 35 セルフ・ネグレクト対策に係る関連事業調査の調査項目

| |
|--|
| 1. 事業名 |
| 2. 事業目的 |
| 3. 事業内容（詳細） |
| 4. 事業の効果 |
| 5. 当初予算額（千円） |
| 6. セルフ・ネグレクト対策 （セルフ・ネグレクトの主要な概念と悪化およびリスクを高める概念）との関連性） |
| 7. 事業区分（セルフ・ネグレクト対策の諸段階（「予防」「発見」「連携」「支援」）との関連性） |

2 | 調査結果

ここでは、事業区分ごとに主要な既存事業*について、事業の現状とセルフ・ネグレクト対策に向けて必要と思われる視点について分析した結果を示す。

※セルフ・ネグレクト対策に係るすべての関連事業は、「浦安市におけるセルフ・ネグレクト対策関連事業一覧」（65ページ）に掲載のとおりである。

（1）「予防」段階に係る関連事業

前述のとおり、セルフ・ネグレクトが疑われる市民の数は、総数としては高齢者に比べ若年の方が多くなっているものの、年齢別の人口比で見れば高齢層における出現率は高い。一方で、65歳以上の高齢者については高齢者包括支援課において「介護予防把握事業」や「介護予防普及啓発事業」を実施しており、介護認定を受けていない高齢者の状態を把握するとともに、介護予防教室（口福ひろば、男性のためのクッキングひろば等）や出前講座を実施し、参加を促すことで、高齢者の健康増進や生きがい、居場所づくりを通じてセルフ・ネグレクト状態に陥ることを未然に防ぐとともに、参加者の状態や、急に参加しなくなった者ができるなどの異変に対しても早期に把握（発見）できるようになることが期待される。ただし、介護予防教室等への参加は、高齢者本人の意思によるところが大きい上、開催の頻度や間隔によっては、予防・発見の効果は限定的なものに留まることが危惧される。高齢者が参加しやすい（参加したくなる）内容や、開催頻度・間隔などについては、工夫の余地もあるのではないだろうか。

（2）「発見」段階に係る関連事業

乳児を抱え閉じこもりがちになる母子やひきこもり状態にある方などでは、周囲との関わりも少なく存在自体が地域に埋もれてしまいやすい。こうした状態に対し、母子保健課における「乳児家庭全戸訪問事業」や社会福祉課の「ひきこもり相談事業」では、乳児家庭には全数、おおむね16歳以上のひきこもり状態にある方及びその家族等には希望された方を対象として、それぞれ訪問するなどして状態像の把握や支援につなげている。これらの事業では、対象となる市民を直接訪問し、関わっていくことで社会的孤立の解消につ

なげる端緒となることが期待できる。実際に、「乳児家庭全戸訪問事業」は、育児不安や児童虐待の予防を主目的としつつ、必要に応じて産後ケア事業や産前・産後サポート事業等のサービス利用を勧めるものであることから、事業運営にあたっては既に親のセルフ・ネグレクトにも目を配っているものと考えられる。これに対し「ひきこもり相談事業」は、数少ない現役世代を対象とする事業ではあるものの、当事者及び家族等からの手あげ方式であり、アウトリーチによる把握に至るものではないことから、手をあげられずにいる者を発見できないことも危惧される。「乳児家庭全戸訪問事業」など、子どもを対象とする事業においては、虐待の背景に親のセルフ・ネグレクトが潜む可能性もあることから、サインシートの項目を具体的に意識するよう、改めて応対者への働きかけを行うことも肝要であるように思われる。一方、現役世代を対象とする事業については、直接把握していくような施策がないなかでは、地域のなかでのちょっとした異変についても気軽に連絡してもらえるような体制（窓口）や地域住民との関係性の構築が求められよう。

また、地域における見守りの目を増やし、発見機能を強化していく上では、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化が重要であるといえる。そのためには、これまでの枠組みにとらわれず、地域コミュニティのあり方自体を広い視野で検討することで、より効果的な見守り体制がつくられていくのではないだろうか。

（３）「連携」段階に係る関連事業

セルフ・ネグレクト状態にある市民は、高齢や障がい、疾患を抱えている方や経済的に困窮している方など、世代やおかれている状態も様々であり、複合的な課題を抱えている方も少なくない。こうした方々の課題を解決していく上では、支援に関わる様々な部署・機関の協働が不可欠である。こうした多部署・多機関間の協働を円滑に進めていく上では、社会福祉課が複合的な課題を抱えた方や制度の狭間にある方の相談に対応できるよう、子どもや高齢者、障がい者など、包括的な相談体制を構築することを目的として実施している「包括的支援体制構築事業」や障がい事業課が障害者総合支援法に基づき基幹相談支援センター業務として実施している「相談支援事業」等の活用を促進していくことも有効であるといえよう。

ただし、既存の事業では、高齢や母子、障がい、生活困窮など、対象者の属性や状態に応じて対象が決まっている場合が多く、制度の狭間に陥り支援の手を差し伸べられない者を生む可能性も危惧される。セルフ・ネグレクト状態にある方を適切な支援に繋げていくためには、属性や状態に関わらず、何らかのサポートが必要であることを受け止めた上で、他部署・他機関との協働のもと、支援の可能性を検討していく姿勢が求められよう。

（４）「支援」段階に係る関連事業

「支援」の段階では、社会福祉課が生活困窮者（生活保護を受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）への就労その他自立に関する相談支援を行う「自立相談支援事業」や、市の委託業者が指定した曜日（週１回）に戸別巡回し、指定された場所（玄関前等）から家庭ごみを回収するとともに、声掛け希望者の安否確認を行うごみゼロ課の「高齢者等ごみ出し支援事業」、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを目的として生活支援コーディネーターを配置し、各生活圏域に協議体（地域支え合い会議）を設置して、民生委員、自治会、老人

クラブ、社会福祉法人、NPO、民間企業等の多様な関係者が参加することで幅広いネットワークの構築、情報交換や連携を進め、多様な生活支援サービスを創出することを目的として実施する高齢者包括支援課の「生活支援体制整備事業」など、「連携」段階と同様、高齢や母子、障がい、生活困窮といった所定の属性や状態に対応して、すでに様々な事業が展開されており、実際の運用に際しても、一部では本来、制度の対象外である可能性があるものを解釈で乗り越えるなどの取り組みも行われている。これらの事業は福祉部や健康こども部など福祉系の部署が所管するものが多くなっているものの、ごみゼロ課の事業のほか、対象者の居場所や交流の場としても機能する中央図書館の「図書館サービス事業」や市内在住の外国人の相互扶助や交流の場を創出するとともに、市民主体の国際交流を推進することを目的とした地域振興課が行う「浦安市国際交流強化」や「浦安在住外国人会」への支援、商工観光課が就職に関する様々な悩みを抱える若年者への支援を目的として、若年者本人や家族の方を対象に、若者の就職活動を支援する「若者サポートステーション事業」など、本来、福祉的な役割を求められていない部署・機関においても、セルフ・ネグレクト状態に対する理解を深めることで、通常業務のなかで支援の一翼を担うことが可能となるのではないだろうか。

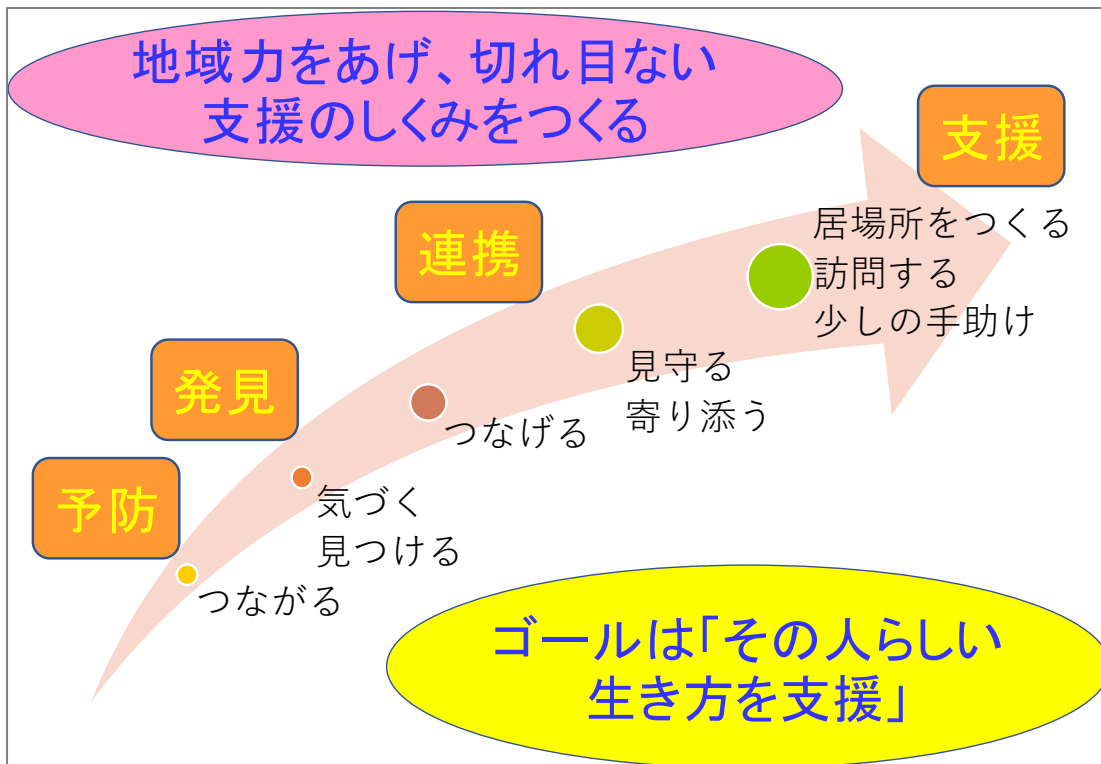
6— 今後の施策展開の方向性

1 | セルフ・ネグレクトの対象と対策の方向性

セルフ・ネグレクトの状態にある方は認知症や精神疾患・障がい、アルコール関連の問題を有していることも多く、過去の生活歴や疾病・障がいなどの理由から、自ら支援を求めることなく地域に埋もれていたり、家族や第三者からの申し出に対しても、「支援してほしいくない」「困っていない」などと支援を拒否する傾向にある。また、前述の調査からも明らかのように、セルフ・ネグレクトが疑われる市民は高齢者だけに留まるものではない。そのため、市におけるセルフ・ネグレクト対策については、若年から高齢者まで、対象範囲を限定することなく全年代を対象とする必要がある。

また、セルフ・ネグレクトの状態にある方は、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えていることから、すでにセルフ・ネグレクト状態にある方はできる限り早期に発見し、その人が抱える複合的な生活課題に対し包括的な支援につなげていくとともに、誰しもがセルフ・ネグレクトに陥る可能性を有していることから、施策展開にあたっては予防的観点を含めることが望ましい。

図表 36 セルフ・ネグレクト対策の方向性



出所：岸恵美子「セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究」に加筆

2 | 全庁的な取り組みとしての連携体制の構築

既存の取り組みの中で支援につなげていない市民を効果的に支援につなげるためには、関係機関間での情報の共有や、支援に向けた連携した取り組みが不可欠である。かねてよりセルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対しては、高齢者虐待に準じるものとして対応していく中で、本人同意の元、「地域ケア会議^{※1}」を活用して関係機関間の情報共有や支援につなげてきている。

一方で、こうした関係機関間での情報共有に際しては本人同意の有無が壁となり、緊急性が高い状態にも関わらず支援が進まなくなることも危惧される。セルフ・ネグレクト等の状態は、改正生活困窮者自立支援法において明確化された基本理念とも整合的である点も多いことから、情報共有や支援に向けた取り組みを速やかに行う上では、守秘義務を課すことで本人同意がない場合も関係機関間の情報共有が可能となる。生活困窮者自立支援法に規定する「支援会議^{※2}」の活用も連携体制の構築には有効である。一方で、セルフ・ネグレクトの状態に陥る者のすべてが必ずしも経済的に困窮している（おそれがある）わけではない。しかし、厚生労働省が作成した「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」では、生活困窮者の範囲を法に示すとおり「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第2条第1項）であるとしつつ、同法に基づく自立相談支援事業においては、「相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要」であり、「生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行う」こととしている。同様に、令和元年6月14日付の社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」では、「関係者間においてその状態像の共有を進めることで、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていく」こととするとともに、「経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、引きこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受け止め」ることとし、ひきこもりの状態にある方やその家族に対して丁寧な寄り添う対応を求めている。また、国は共生社会の実現に向けて令和2年度には社会福祉法等の改正を予定しており、①断らない支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を明記し、包括的な相談体制の構築を目指している。これらのことを鑑みれば、必ずしも経済的に困窮していない場合を含め、セルフ・ネグレクトの状態にある（陥るおそれのある）市民を漏れなく支援につなげていく上で、浦安市においても社会福祉課が令和2年2月1日に設置した「支援会議」をセルフ・ネグレクト等への支援に活用していくことが望ましい。

なお、セルフ・ネグレクトを認知したケースは、現在も高齢や母子、障がいについては虐待に準じて対応しているものの、「8050問題」や「中高年引きこもり」に代表されるように、現状では制度の狭間にあって支援につなげることが困難であるケースも少なくない。また、公共サービスの拒否を契機として発見につながることもあり、発見した際は適切に連携し、支援につなげていくことが求められる。このようなケースについても、現在、地域包括支援センターにて使用しているアセスメントシート等の活用を全庁的に展開し、高齢者のセルフ・ネグレクトへの支援については従来どおり「地域ケア会議」を受け皿としつつ、深刻度の高いケースや他世代を含め複合的な課題があるケース等については「支援会議」を通じて支援につなげていくことが考えられる。

※1「地域ケア会議」とは…

介護保険法第115条の48で定義されており、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、運営・実施する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことを指す。地域ケア会議は、個別事例の課題を検討する地域ケア個別会議と、地域に必要な取り組みを明らかにして施策を立案・提言する地

域ケア推進会議の2種類があり、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成の5つの機能を有する。(厚生労働省 老健局老人保健課：介護予防普及展開事業手引きより)

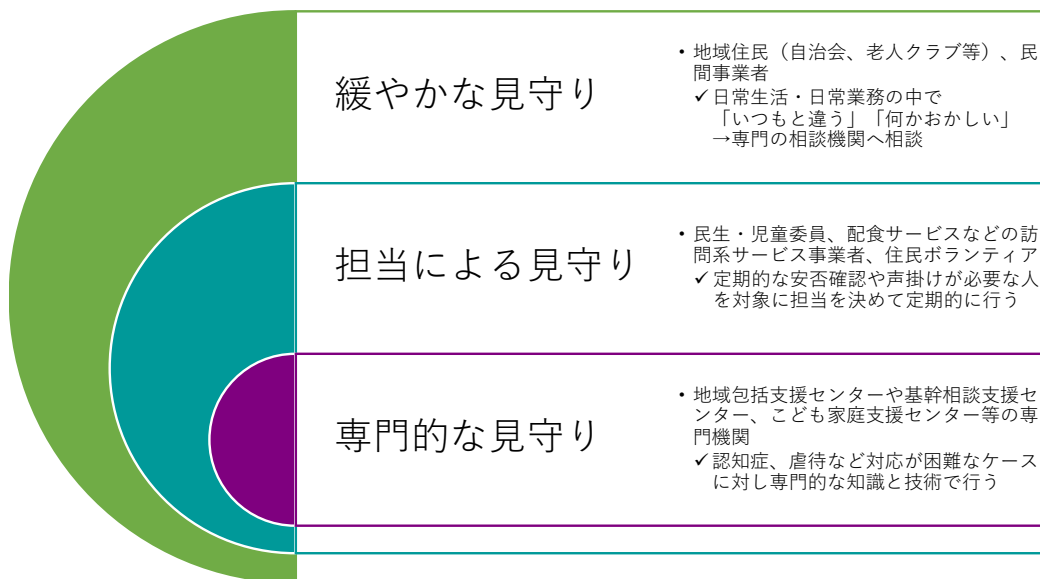
※2「支援会議」とは…

生活困窮者自立支援法第9条1項の規定により、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される会議を組織することができ、同条第2項の規定により生活困窮者の対する自立の支援を図るために必要な情報交換等を行うものとされている。また、第4項には支援会議に従事した者又従事していた者は、支援会議の事務に関して知りえた情報を漏らしてはならない旨が規定されている。(平成30年6月9日改正法公布)

3 | 地域における見守り体制の構築

多くの自治体では日常生活圏域の下層に小学校区や自治会・町会単位のエリアを設けるなど重層的にとらえ、行政や専門機関等による「専門的な見守り」、民生・児童委員や訪問系サービス事業者等の「担当による見守り」のほか、地域住民や民間事業者等による「緩やかな見守り」を通じてきめ細やかな見守りの網を構築することで、地域の中に埋もれている支援につながっていない市民の発見につなげている。これらの自治体の中には、地域住民による「緩やかな見守り」としての取り組みを地域コミュニティの再構築に向けた取り組みの一環として位置づけているところも見受けられる。

図表 37 地域での見守りの方法



東京都福祉保健局「高齢者の見守りガイドブック」平成25年を一部改変

このような地域におけるきめ細やかな見守りの実現に向けては、社会福祉協議会支部(以下「支部社協」という。)の推進委員や地域のボランティア団体との協力・連携体制を構築していくことが望ましい。支部社協の推進委員は民生委員、PTA、自治会、老人クラブ等、多分野の市民により構成されていることから、推進委員の要綱等に「緩やかな見守り」の役割を明記するほか、既存のボランティア団体等に対し、現在の活動に負担のない範囲での協力を仰ぐ(民間事業者との連携協定と同様の形式など)ことが考えられる。なお、このように地域住民を「緩やかな見守り」として巻き込んでいくことは、地域内の困りご

とに関する情報の収集や直接的な支援にもつながることが期待できる。ただし、地域住民の「緩やかな見守り」を通じて地域に埋もれているセルフ・ネグレクト状態にある（陥る可能性のある）市民を早期に発見し適切なタイミングで支援につなげていくためには、地域住民においてもセルフ・ネグレクトそのものや、セルフ・ネグレクト状態に起因するリスクについての理解が不可欠である。「緩やかな見守り」の実効性を高めていくためには、地域住民に向けてセルフ・ネグレクトへの理解を促す研修会を開催していくことも必要である。

こうした地域住民による「緩やかな見守り」ができたとしても、専門機関や行政との連携体制が整っていなければ、適時適切な支援につなげていくことは難しい。前項でとりあげた「地域ケア会議」では、行政職員のほか地域の関係者も含めて構成される上、個別課題を地域課題としても捉え、課題の解決や地域づくりに向けて取り組むものであることから、地域住民を巻き込んだ円滑な情報共有や包括的な支援体制の構築に向けては、地域ケア会議の積極的な活用も有効である。

近年、高齢者を中心として誰にも看取られることなく自宅で亡くなり一定期間が経過して発見される孤立死が増加傾向にある。孤立死は、死後の時間経過に伴って遺体の腐敗・損壊が進むなど故人の尊厳に関わる状態であるだけでなく、一度発生すれば遺族や近隣住民に多大な精神的ストレスをかけることにもつながる事象である。加えて、多くの場合、故人の住居及び当該地域における資産価値の低下など経済的な損失も避けられないことも踏まえれば、未然の防止につながる社会的孤立の解消や、死後の早期発見につなげるための取組が期待される。今後、単身高齢者が増加することが予測されている中で、社会的孤立を防止する上記のような取組を行わなければ、孤立死は加速度的に増加することが懸念される。孤立死の問題は高齢者だけでなく、現役世代でも顕在化しているものの、社会的孤立の状態にある方は世代を問わず地域における「緩やかな見守り」の目からこぼれ落ちやすい。そのため、セーフティーネット機能として生命に直結する可能性のあるライフライン事業者との連携強化も不可欠である。

また、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりに向け、サテライト型の相談窓口である「高齢者みまもり相談室」を区内8か所の地域包括支援センターに併設し、地域内の困りごとに関する相談を包括的に受け付ける体制を構築している墨田区や、区内15か所の区民活動センター単位で事務職及び医療・福祉の専門職による地区担当（アウトリーチチーム）を配置し、見守り名簿や区が所有しているデータを活用して支援の必要な人の発見や継続的な見守りに取り組み、個別相談支援や地域の潜在ニーズ・課題発見、地域の社会資源のネットワーク化につなげている中野区の取り組みも参考となる。

4 | アウトリーチによる発見・支援にむけた取り組み

上記の通り、地域における見守り体制の構築を進める場合でも、地域住民間のつながりの希薄化が進む中では、見守りの網からこぼれ落ちたり、深刻な状態になってから発見につながるケースが生じることも危惧される。そうした事態を減らしていくためには、現在の介護予防把握事業と同様に、セルフ・ネグレクト状態に陥るリスクの高い市民に向けた積極的なアプローチにより予防・発見につなげていくことも肝要である。実際に、前述の「介護予防把握事業」のほか母子保健課の「乳児家庭全戸訪問事業」やごみゼロ課の「高齢者等ごみ出し支援事業」など、戸別訪問することで予防・啓発や、支援が必要な方の早期発見につながることを期待される既存事業もあることから、施策展開の方向性としては、こうした取り組みを多様な属性・状態の方に向け拡げていくことも有益である。

今後、保健事業・介護予防事業の一体化を進めていく中で、健診未受診かつ医療機関未受診者等にアプローチすることで介護予防事業につなげることができれば、フレイル予防・介護予防にもつながり、結果的に社会的孤立の防止にも寄与するものと考えられる。

5 | ごみ屋敷条例の制定

上記の取り組みにより早期の発見や介入・支援につなげることができた場合においても、実際の介入・支援を円滑に進めていく上では、法的根拠が整備されていることが望ましい。特にセルフ・ネグレクトの一つの態様である「ごみ」の問題については、撤去に対する対象者自身の意思のみならず、片づけの労力や費用負担の所在など、法的な整備の有無が円滑な状態改善の鍵となることも想定される。

「ごみ屋敷条例」を制定している先進自治体のなかでは、主管を福祉部局におくところや、環境部局におくところがある。各自自治体に対するヒアリングの結果からは、どちらを主管とするかについては、「生活支援の視点」の有無のほか、関係部局間の連携体制の程度（過去からの経験の蓄積があり、連携を取りつつ進めることが当たり前になっている、等）により異なる。例えば既に条例を制定・運用している横浜市においては、健康福祉局の福祉的アプローチと資源循環局の行政代執行の機能を組み合わせ、ごみ屋敷対策条例に基づく体制として、各区の健康福祉局の福祉保健課にて相談・苦情等の情報集約を実施し、各区役所にてごみ屋敷の状態を調査判断、資源循環局と協力したごみの排出支援や、関係機関や地域住民と協力した福祉的連携体制の構築、審議会を経た行政代執行を執り行う協働体制をとっている。

セルフ・ネグレクト対策としてごみ問題にあたる上では、単にごみの撤去の手続きを定めるに留まらず、生活支援もあわせて考えていくことが不可欠であることから、「ごみ屋敷条例」を制定する場合は横浜市の事例と同様、福祉部主導としつつ、手続き面では環境部との協力・連携の仕組みを構築する形とすることが望ましい。

【参考】横浜市におけるごみ屋敷対策条例制定の経緯と関係部局間の連携体制

1. ごみ屋敷対策条例制定に至る経緯

横浜市のごみ屋敷対策条例は、平成 28 年 9 月 26 日に公布され、同年 12 月 1 日付で施行された。横浜市は、条例制定の背景として、①超高齢社会の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、「ごみ屋敷」問題が顕在化してきていること、②単に「ごみを片付ける」ことで問題が解決するのではなく、ごみをため込んでいる住民が抱えている問題に対処することが必要であること、③本人がごみではないと主張した場合であっても、周辺住民に危害が及ぶ場合に、介入する法令がないこと等をあげている。自分の土地・建物をどのように使用するかは基本的には自由であり、一般のごみに見えるものでも、本人は財産だと主張する場合がある。

こうした状況に対し、廃棄物処理法、道路法、空き家対策特別措置法など、既存の法令では十分に対応ができず、ごみ屋敷の実態を把握しようにも法令に基づいた調査権もないため、強制的な撤去は困難である。認知症高齢者を含め、ごみをため込む住民の多くは様々な生活課題を抱えているものの、これまでもごみ屋敷に対する苦情や対応を実施してきた部署は多岐に渡っている上、情報集約や体制が明確ではないことで、福祉的サービスを受けていない方へのアプローチが困難であった。

これらの背景より、各区役所がごみ屋敷等の対応相談に対して個々に取り組むのではなく、市全体で取り組めるような予算措置や法令整備の必要性を感じ、区局合同で条例化を検討する必要があったと推察される。

2. 健康福祉局と資源循環局との協働体制

ごみ屋敷対策条例は、平成 28 年頃から議題にあがり、平成 28 年 12 月 22 日には、第 1 回「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会」が開催された。その際の事務局として、健康福祉局及び資源循環局の各局長や部長、課長や担当課長がメンバーとして構成されており、福祉的アプローチを担う健康福祉局と行政代執行を担う環境局とが協働して条例の制定に向けた初動体制を整えていることが分かる。さらに、審議会メンバーの外部委員として自治会長や社会福祉協議会の地域活動部長等のほか、学識経験者等の有識者を迎えており、条例制定に向けてごみ屋敷居住者のセルフ・ネグレクト傾向に対する方策や地域を巻き込んだごみ屋敷居住者への支援体制の構築に向けた視点が含まれていることが分かる。

このように、横浜市では健康福祉局の福祉的アプローチと資源循環局の行政代執行の機能を組み合わせる結果、ごみ屋敷対策条例に基づく体制として、各区の健康福祉局の福祉保健課にて相談・苦情等の情報集約を実施し、各区役所にてごみ屋敷の状態を調査判断し、資源循環局と協力したごみの排出支援や、関係機関や地域住民と協力した福祉的連携体制の構築、審議会を経た行政代執行が執り行われる協働体制をとる形となった。横浜市は、単なるごみの撤去だけでなく、ごみ屋敷居住者が抱える認知症や加齢による身体機能の低下、地域からの孤立などの生活の諸課題に目を向けて、自治体として対応・支援をしていく必要性を認識していたために、環境部だけではなく、福祉部が主導してごみ屋敷対策条例を制定するに至っている。

7ー 今後の具体的な取り組み

今後、市では、セルフ・ネグレクトへの対策として以下の5点について取り組んでいく。

1 | セルフ・ネグレクト対策の対象の拡大

セルフ・ネグレクト状態に陥る原因は多岐にわたっており、高齢者だけに留まるものではない。また、誰しもがセルフ・ネグレクトに陥る可能性を有していることから、施策展開にあたり予防的観点を含めることが必要である。

そのため、セルフ・ネグレクト対策については、若年から高齢者まで、世帯構成を含め対象範囲を限定することなく施策を展開していく。

2 | 包括的な連携体制の構築

現在、地域包括支援センターにて使用しているアセスメントシート等の活用を全庁的に展開し、高齢者については従来どおり「ケース会議」や「地域ケア会議」を受け皿としつつ、深刻度の高いケースや他世代を含め複合的な課題があるケース等については「支援会議」を通じて支援につなげるなど、包括的な相談体制を構築する。

地域福祉の大きな課題である地域共生社会の実現と一体的に考えるとともに、より身近な相談機能としての地域包括支援センターのサテライト設置についても検討していく。

3 | 地域における見守り体制の構築

地域との関係を断っていたり、支援を拒否するセルフ・ネグレクト状態の市民を発見し、必要な支援につなげていくため、社会福祉協議会支部や地域のボランティア団体との協力・連携体制の構築や、ライフライン事業者との連携強化に取り組むとともに、市としての公的な見守り体制の構築について検討していく。

4 | アウトリーチによる発見・支援にむけた取り組み

地域における見守りの網からこぼれ落ちたり、深刻な状態になってから発見につながるといった事態を減らしていくためには、セルフ・ネグレクト状態に陥るリスクの高い市民に向けた積極的なアプローチにより予防・発見していくことが必要である。

そのため、健診未受診かつ医療機関未受診者等へのアプローチなど多方面からの発見に向けた取り組みの可能性について検討する。

5 | ごみ屋敷条例の制定

セルフ・ネグレクトの典型例ともいえる「ごみ屋敷」の問題については、単に撤去すれば良いというものではなく、対象者に対する「生活支援の視点」も不可欠である。

撤去に対する対象者自身の意思のみならず、法的な整備の有無が円滑な状態改善の鍵となることも想定されるため、全庁的な連携のもと条例の制定について検討を行う。

資料編

1 | セルフ・ネグレクト等の諸問題を誘発する可能性のある市民の数を推計するための実態把握調査票

ご担当の地域にお住まいの方のなかで、下記に示す項目に該当するものがあることで、「なんとなく気になる」方や、その地域の中で、「ウワサにのぼることがある」方についてお伺いします。

A. その方ご自身の状況について、あてはまるものをすべてお選びください。

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 無力感、あきらめ、投げやりな様子がみられる <input type="checkbox"/> 2. 暴言を吐く、無表情な顔つきなど、今までと急に変わった様子がある <input type="checkbox"/> 3. うす汚れた下着や衣服を身につけている時がある <input type="checkbox"/> 4. 服装や身だしなみに関心がなくなってきた <input type="checkbox"/> 5. ゴミをうまく分別できなくなってきた、または指定日にゴミを出さなくなった <input type="checkbox"/> 6. 薬を飲んでいないなど、治療を中断しているような言動がある <input type="checkbox"/> 7. 痩せてきたり、体調が悪そうにみえる <input type="checkbox"/> 8. 痛みや病気の為に日常生活の動きが制限されているようにみえる <input type="checkbox"/> 9. 昼間からアルコールを飲み続けている様子がみられる | <input type="checkbox"/> 10. [50代以下のみ] 全身倦怠感。疲労感。「身体がしんどい」「何となく身体がだるい」「ちょっとしたことですぐに疲れやすい」などの訴えがある <input type="checkbox"/> 11. [50代以下のみ] 仕事が長続きしない。少なくともこの1年は仕事をしていない <input type="checkbox"/> 12. [65歳以上のみ] 人目を避けて夜間に買い物や外出をすることが多い <input type="checkbox"/> 13. 終始怒鳴り口調であるなど挑発的行動がみられる <input type="checkbox"/> 14. 問題行動を指摘しても正当化した理由を主張する <input type="checkbox"/> 15. こだわりが強く、会話がかみ合わないことがたびたびある <input type="checkbox"/> 16. ギャンブルやパチンコに毎日のように通っている様子がみられる <input type="checkbox"/> 17. あてはまるものはない |
|--|--|

B. その方の家屋・家屋周囲の状況について、あてはまるものをすべてお選びください。

| | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. テーブルや台所に汚れた食器類が積み重なっている <input type="checkbox"/> 2. トイレ、台所、浴室など使えない場所がある <input type="checkbox"/> 3. 仏壇の手入れがされていない <input type="checkbox"/> 4. 室内を掃除した様子がない <input type="checkbox"/> 5. 中に入れてもらえない部屋がある(開かずの間がある) <input type="checkbox"/> 6. 庭や家屋の手入れがされていない(雨どい、門が壊れたまま放置されている) <input type="checkbox"/> 7. 郵便受けに郵便や新聞がたまっている <input type="checkbox"/> 8. 同じ洗濯物が干したままになっている。洗濯機が使えない | <input type="checkbox"/> 9. 晴れた日なのに雨戸やカーテンがしまったままになっている <input type="checkbox"/> 10. 昼夜問わず、室内の照明がついていない。または昼でも照明がついている <input type="checkbox"/> 11. 玄関周りや室内の床に小銭が落ちている <input type="checkbox"/> 12. 敷地内や家屋内にごみやモノを溜め込んでいる様子がみられる <input type="checkbox"/> 13. ブルーシートで覆うなど溜め込んだモノを隠している様子がある <input type="checkbox"/> 14. 頻繁に荷物が届くなど買い物を多くしている様子がある <input type="checkbox"/> 15. あてはまるものはない |
|---|--|

C. その方の社会との交流の状況について、あてはまるものをすべてお選びください。

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. ここ3年ぐらいの間に、一人暮らしになった <input type="checkbox"/> 2. ここ3年ぐらいの間に、家族、特に配偶者の死に直面した <input type="checkbox"/> 3. 近隣との日常会話が減った <input type="checkbox"/> 4. これまでに近隣とのトラブルがある <input type="checkbox"/> 5. 今まで挨拶していたのに、挨拶しなくなった(挨拶しても反応が薄い・挨拶を返さない) <input type="checkbox"/> 6. 地域行事への参加が急に減ってきた。またはこれまでほとんど参加したことがない <input type="checkbox"/> 7. 最近、自分の周囲に関して無関心になった。または、以前から関心がない <input type="checkbox"/> 8. 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、世間や周囲に気がねする態度がみられる <input type="checkbox"/> 9. 家にいることは確認できるが、返事がない、または電話に出ない | <input type="checkbox"/> 10. 今まであった親族・別居家族の出入りがみられな <input type="checkbox"/> 11. 家族の世話や介護をすることに過剰なほど熱心であるようにみえる <input type="checkbox"/> 12. 否定されたり拒絶されるのを極端に恐れているようにみえる <input type="checkbox"/> 13. 早朝から深夜まで自宅にいない。長時間労働の様子がみられる <input type="checkbox"/> 14. 親が本人の引きこもりや精神面の相談をしていた履歴がある <input type="checkbox"/> 15. こちらの姿がみえると隠れるなど対面を避ける傾向にある <input type="checkbox"/> 16. 外出している様子がない。姿をみかけない <input type="checkbox"/> 17. あてはまるものはない |
|---|---|

その方について、以下の質問にもあわせてお答えください。

F 1. その方の性別は

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 男性 | <input type="checkbox"/> 2. 女性 |
|--------------------------------|--------------------------------|

F 2. その方の年代は次の中ではどれにあたりますか。

| | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 20歳未満 | <input type="checkbox"/> 7. 40代後半 | <input type="checkbox"/> 13. 70代後半 |
| <input type="checkbox"/> 2. 20代前半 | <input type="checkbox"/> 8. 50代前半 | <input type="checkbox"/> 14. 80代前半 |
| <input type="checkbox"/> 3. 20代後半 | <input type="checkbox"/> 9. 50代後半 | <input type="checkbox"/> 15. 80代後半 |
| <input type="checkbox"/> 4. 30代前半 | <input type="checkbox"/> 10. 60代前半 | <input type="checkbox"/> 16. 90歳以上 |
| <input type="checkbox"/> 5. 30代後半 | <input type="checkbox"/> 11. 60代後半 | |
| <input type="checkbox"/> 6. 40代前半 | <input type="checkbox"/> 12. 70代前半 | |

F 3. その方は、どなたと一緒に住まいになっていますか。

ご存知の範囲で構いませんので、次の中から一緒に住まいの方をすべてお答えください。

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 配偶者（パートナー・婚約者・恋人） | <input type="checkbox"/> 7. 祖父母 |
| <input type="checkbox"/> 2. 息子 | <input type="checkbox"/> 8. 甥・姪 |
| <input type="checkbox"/> 3. 娘 | <input type="checkbox"/> 9. 伯父・伯母（叔父・叔母） |
| <input type="checkbox"/> 4. 父親（義父を含む） | <input type="checkbox"/> 10. その他 |
| <input type="checkbox"/> 5. 母親（義母を含む） | <input type="checkbox"/> 11. 同居者はいない（一人暮らし） |
| <input type="checkbox"/> 6. 兄弟姉妹 | |

F 4. その方のお住まい（住所地）はどちらになりますか。その方のお住まいについて住所をお知らせください。

| |
|--|
| |
|--|

F 5. その方のお住まいは次のどれにあてはまりますか。集合住宅にお住まいの方の場合には、おおよそでも構いませんので、その方がお住まいの階数までお知らせください。

なお、同じ住所地内に複数の棟からなる大型集合住宅（大規模マンションなど）にお住まいの方については、その方のお住まいがある棟（号・館）の記号・番号もあわせて記入してください。

| | |
|---|---------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 戸建て | |
| <input type="checkbox"/> 2. 集合住宅（5階建て未満の低層マンション、アパート） | →（ ）棟（ ）階 |
| <input type="checkbox"/> 3. 集合住宅（5～10階建て未満） | →（ ）棟（ ）階 |
| <input type="checkbox"/> 4. 集合住宅（10階建て以上） | →（ ）棟（ ）階 |

2 | セルフ・ネグレクト等の個別対応事例に関する調査票

セルフ・ネグレクトに関する事例記入シート

▲ご記入いただく事例選定のお願い▲

貴機関を含めて関わっている（いた）以下のようなセルフ・ネグレクト状態の事例についてご記入いただきますようお願いいたします。

※下記1～3についてそれぞれ最大で3事例（3. は最低1事例）あげてください。

また、記入いただく際は下記1～3のどれにあたるか、該当する番号に○をつけてください。（1つだけ）

- | |
|---------------------------------|
| 1. 関わりの中で改善した事例 |
| 2. 関わりがあったものの改善せずに支援が困難になっている事例 |
| 3. 関わりがあったものの改善せずに孤立死（孤独死）した事例 |

※複数人世帯の事例では、主たる方について回答してください。

I. ご記入者について

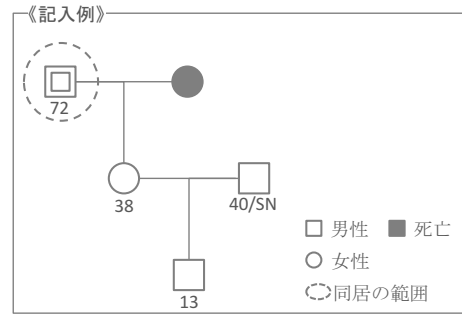
| | | |
|---|------------------|------------|
| お名前： _____ | 勤務先（所属）： _____ | |
| 連絡先 電話番号： _____ | | |
| 職種： 1. 社会福祉士（包括） | 2. 主任ケアマネジャー（包括） | 3. 看護職（包括） |
| 4. 社会福祉士（包括以外） | 5. ケースワーカー | 6. 保健師 |
| 7. 事務職 | 8. その他（ _____ ） | |
| 現職種の経験年数〔※事務職の方は福祉部での経験年数としてお答えください〕：（ _____ ）年 | | |

II. 事例の概要

問1 事例の概要について該当する箇所に○印をおつけください（事例を把握した時点の状況でご記入ください）

| 事例 No | 年齢（ _____ 歳） | 性別： 1. 男性 | 2. 女性 |
|----------------------|---|--------------------|----------------------------|
| 認知症自立度 | 1. I 2. II | 3. III | 4. IV |
| | 5. V 6. MCI | 7. 診断なし | 8. 不明 |
| 日常生活自立度 | 1. J-1 2. J-2 | 3. A-1 | 4. A-2 |
| | 6. B-2 7. C-1 | 8. C-2 | 9. 診断なし |
| | | | 10. 不明 |
| 介護保険認定 | 1. 申請していない | 2. 事業対象者 | 3. 要支援1 |
| | 6. 要介護2 | 7. 要介護3 | 4. 要支援2 |
| | | | 5. 要介護1 |
| | | | 8. 要介護4 |
| | | | 9. 要介護5 |
| | | | 10. 非該当 |
| | | | 11. 不明 |
| 障害者手帳 | 1. なし 2. 身体障害者手帳（ _____ 級 部位 _____ ） | | |
| | 3. 療育手帳（ _____ ） 4. 精神障害者保健福祉手帳（ _____ 級） | | |
| サービス利用の有無 | 1. 介護保険サービスを利用 | | |
| | 2. 障害者自立支援法のサービスを利用 | | |
| | 3. その他のサービスを利用（ _____ ） | | |
| | 4. いずれも利用していない | | |
| 住居の形態 | 1. 一戸建持家 | 2. 一戸建て賃貸 | 3. 共同住居持家 |
| | | | 4. 共同住居賃貸 |
| | | | 5. その他（ _____ ）階（ _____ ）階 |
| 家族との同居・近居 | 1. 同居者あり | 2. 独居（近隣に家族・親族が居住） | 3. 独居（近隣には家族・親族なし） |
| | | | 4. 不明 |
| 経済的背景〔複数回答可〕 | 1. 自身の稼働所得 | | |
| | 2. 家族の稼働所得 | | |
| | 3. 自身の年金 | | |
| | 4. 家族の年金 | | |
| | 5. 生活保護 | | |
| | 6. その他（ _____ ） | | |
| | 7. 不明 | | |
| 精神疾患や心身の障害の有無〔複数回答可〕 | 1. 統合失調症 | | |
| | 2. うつ | | |
| | 3. 知的障害 | | |
| | 4. 発達障害 | | |
| | 5. 強迫神経症 | | |
| | 6. アルコール依存（疑い含む） | | |
| | 7. その他の精神疾患・障害・依存（ _____ ） | | |
| | 8. ためこみ症（疑い含む） | | |
| | 9. 身体障害（ _____ ） | | |
| | 10. 不明 | | |
| | 11. なし | | |
| 生活習慣病 | 1. あり → 具体的病名（ _____ ） | | |
| | 2. なし | | |
| | 3. わからない | | |
| その他の治療が必要な内科的な慢性疾患 | 1. あり → 具体的病名（ _____ ） | | |
| | 2. なし | | |
| | 3. わからない | | |

問2 家族状況・ジェノグラム



※対象者以外の家族にセルフ・ネグレクトの方がいる場合は、どなたかわかるように記載してください
(対象者からみた続柄、年齢等)

問3 この事例の把握のきっかけについてお書き下さい。(複数回答可)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. あなた自身による気づき | 2. あなた以外の貴機関職員の気づき |
| 3. 本人からの相談 | 4. 本人の家族、親族からの相談 |
| 5. 貴機関の他の利用者やその家族からの連絡 | 6. 住民からの連絡相談 |
| 7. 民生委員からの報告 | 8. 他機関からの情報連絡 |
| 9. 介護保険や生活保護などの申請 | 10. その他 () |

問4 この事例においてセルフ・ネグレクトに至ったきっかけ(背景・要因)として考えられることについて以下の中から当てはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|------------------|-----------------------------|---------------------|
| 1. 認知症(疑い含む) | 2. 精神疾患(疑い含む) | 3. アルコール依存(疑い含む) |
| 4. うつ | 5. 知的障害 | 6. 発達障害 |
| 7. 身体障害 | 8. 自身の病気・けが・体調不良 (疾患名:) | 9. 近親者の死亡や病気 |
| 10. 配偶者との死別・離別 | 11. 定年退職 | 12. 失業・退職 |
| 13. 経済的困窮 | 14. 近親者とのトラブル・人間関係 | 15. 近隣住民とのトラブル・人間関係 |
| 16. 制度・サービスへの不信感 | 17. 医療機関とのトラブル | 18. プライド |
| 19. 遠慮・気兼ね | 20. 他者からの虐待 | 21. 若いころからの引きこもり |
| 22. 高齢による心身機能の低下 | 23. その他 () | 24. 不明 |

問5 この事例において、セルフ・ネグレクトに至るまでの生活歴や過去の行政・関係機関との関わりの有無について、把握されている範囲でお書きください。

問6 この事例の発見時と支援後（現在）のセルフ・ネグレクトの状態として、以下のそれぞれの項目へのあてはまりの程度に○印をお付けください。

状態を把握できていない項目は「わからない」を、対象者には該当しない項目は「該当しない」を、それぞれお選びください。また、項目以外の状態に関しては自由回答欄にご記入ください。

| 大項目 | 中項目 | 事例把握時の状態 | | | | | 支援後（現在）の状態 | | | | | | |
|-----------------------------|------------------------------------|----------|------|-------|----|-------|------------|----|------|-------|----|-------|-------|
| | | ある | ややある | あまりない | ない | わからない | 該当しない | ある | ややある | あまりない | ない | わからない | 該当しない |
| 生命を脅かす自身の治療やケアの放置 | 1. 治療が必要な慢性疾患や症状を放置し、受診しない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 2. 自身が行うべき必要な医療ケアを行っていない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 3. 生命にかかわるような日常生活の注意が守られていない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 4. 服薬など療養上必要とされる指導が守られていない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 5. やせており、必要な食事を摂っていない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 不潔で悪臭のある身体の放置 | 6. 入浴や清拭を怠っており、身体の汚れや悪臭がある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 7. 汚れて不潔な衣類を着用している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 8. 髪・髭・つめの整容をせず、伸び放題である | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 9. 洗顔や歯磨きをしていない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| 不衛生・不適切な住環境 | 10. ゴキブリなどの害虫が大量に発生している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 11. 屋内に腐った食べ物や生ごみが放置され悪臭がする | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 12. 屋内にペット類が放置されており、不潔な状態である | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 13. 排泄物や排泄物で汚れた衣類が放置されている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 14. 電気・ガス・水道などのライフラインが止まっている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 15. トイレや台所、浴室などが利用できない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 16. 屋内に大量のごみや物が放置され、足の踏み場がない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 17. 窓ガラスやドアが壊れたまま放置されている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 18. 屋外に大量のごみや不用品があふれている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 19. 家屋が著しく老朽化し、樹木が敷地外にまで鬱蒼と茂っている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| 必要な医療・サービスの拒否 | 20. 医療が必要な状態だが、受診を勧めても拒否する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 21. 介護が必要な状態だが、介護保険の利用を勧めても拒否する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 22. 困窮しているが、生活保護を申請しない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 23. 必要な保健・福祉サービスを拒否している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 地域の中で孤立 | 24. 他者との関わりを拒否する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 25. 訪問しても玄関に入れてくれない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 26. 知人や親族との交流がない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 27. 近隣とのトラブルや拒絶により孤立している | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 28. 閉じこもり状態で、外出しない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| 不適当な金銭・財産管理 | 29. 生活費を嗜好品やギャンブルに費やし、健康に悪影響が生じている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 30. 契約などの金銭に係る手続きができない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 31. お金や通帳などの貴重品が放置されている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| | 32. 家賃や公共料金等が支払われていない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | — |
| 《その他》上記以外の状態がありましたらお書きください。 | | | | | | | | | | | | | |

問7 この事例を把握した時点におけるこの事例の生命・身体・生活へ影響の程度はどのようなものだったでしょうか。対象者、同居者、近隣住民のそれぞれについて該当箇所に○をつけてください。

| | |
|------|--|
| 対象者 | 1. レベルA（最重度）生命・身体・生活に重大な危険が生じている 2. レベルB（重度）生命・身体・生活に著しい影響 3. レベルC（軽度）生命・身体・生活に影響 4. 不明 |
| 同居者 | 1. レベルA（最重度）生命・身体・生活・財産に著しい影響 2. レベルB（重度）生命・身体・生活・財産に影響 3. レベルC（軽度）生命・身体・生活・財産への影響は部分的にあるが、顕在化していない 4. 不明 5. 同居者はいない |
| 近隣住民 | 1. レベルA（最重度）生命・身体・生活・財産に著しい影響 2. レベルB（重度）生命・身体・生活・財産に影響 3. レベルC（軽度）生命・身体・生活・財産への影響は部分的にあるが、顕在化していない 4. 不明 |

問8 近隣住民への影響の内容はどのようなものだったでしょうか。次の中から該当するものに○をつけてください。（複数回答可）

| | |
|------------------------------|--------------|
| 1. ごみや害虫、動植物、所有物などの近隣住民宅への侵入 | 2. 対象者とのトラブル |
| 3. 火災の不安 | 4. 悪臭 |
| 5. 騒音 | 6. その他（ ） |
| 7. 近隣住民への影響は顕在化していない | 8. 不明 |

Ⅲ. 支援の状況

問9 この事例の把握時点から現在（対応を終えた時点）までの主な支援経過について、別紙2の記入例を参考にお書きください。

| 時期 | 関わった機関と経緯 | 経過・支援内容と根拠 | 支援による事例の変化 |
|----|-----------|------------|------------|
| | | | |

問 10 問6でお答えいただいた6項目の分類ごとに、事例を把握した時点と支援後（現在）での状態の改善状況について該当箇所に○をつけてください。また、その理由についてお書き下さい。

| 分類 | 改善状況 | 理由 |
|------------------------|---------------------------------|----|
| 1. 生命を脅かす自身による治療やケアの放置 | 1. 改善した 2. 変わらない 3. 悪化した | |
| 2. 不潔で悪臭のある身体の放置 | 1. 改善した 2. 変わらない 3. 悪化した | |
| 3. 不衛生・不適切な住環境 | 1. 改善した 2. 変わらない 3. 悪化した | |
| 4. 必要な医療・サービスの拒否 | 1. 改善した 2. 変わらない 3. 悪化した 4. 非該当 | |
| 5. 地域の中での孤立 | 1. 改善した 2. 変わらない 3. 悪化した | |
| 6. 不適当な金銭・財産管理 | 1. 改善した 2. 変わらない 3. 悪化した | |

問 11 この事例への貴機関・部署における対応期間はどれくらいですか。事例を把握してから現在（対応を終えた時点）までの経過期間について該当箇所に○をつけてください。

| | | | |
|-----------|------------|------------|-------------|
| 1. 1か月未満 | 2. 1～3か月未満 | 3. 3～6か月未満 | 4. 6か月～1年未満 |
| 5. 1～3年未満 | 6. 3～5年未満 | 7. 5年以上 | |

問 12 現在の事例の状態について該当する箇所に○をご記入ください。

| | |
|------------|--------------|
| 1. 対応を終了した | 2. 対応を継続している |
|------------|--------------|

※「1. 対応を終了した」とお答えいただいた方 ⇒ 問 13へ その他の回答の方は ⇒ 問 15へ。

問 13 対応を終了した理由について該当する箇所に○をご記入ください。（複数回答可）

| | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| 1. 対象者の健康、生活の改善 | 2. 近隣住民への影響の改善 | 3. 対象者の入院 |
| 4. 対象者の施設入所 | 5. 対象者の死亡 | 6. その他（具体的に ） |

※「5. 対象者の死亡」とお答えいただいた方 ⇒ 問 14へ その他の回答の方は ⇒ 問 15へ。

問 14 死亡時の状態についてお聞きいたします。

| | |
|---------------------------|---|
| 1) 死亡時の年齢 | 歳 |
| 2) 死亡から発見までの経過期間 | _____ 日程度 または _____ ヶ月程度 |
| 3) 発見した時期 | 1. 1～3月 2. 4～6月 3. 7～9月 4. 10月～12月 |
| 4) 死亡原因 | 1. 病気 2. 事故 3. 自殺 4. 衰弱 5. その他（ ） 6. 不詳 |
| (死因の詳細が分かればご記入ください) | |
| 5) 発見者（故人との続柄 等） | 1. 家族 2. 親類 3. 近隣住人 4. 支援者（具体的に ） 5. 集金や宅配などの訪問者（具体的に ） |
| (発見の経緯・状況等を分かる範囲でご記入ください) | |

問 15 この事例に関わった中で感じたあなたの困難や悩みについてお書きください。

問 16 セルフ・ネグレクト状態にある者の支援にはどのような制度やサービスが必要とを感じるかお書き下さい。

ご協力ありがとうございました

▲セルフ・ネグレクト状態の例▲

セルフ・ネグレクトとは、大阪の高齢者虐待防止研究会によると「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」と定義されています（津村、2006）。

※具体的な例として以下のような特徴が挙げられます。

【家が不潔】

家屋内にカビが発生している、家屋が著しく老朽化している、家屋内にペット類がたくさんいる、ネズミやゴキブリなどの害虫が発生している、冷暖房器具がなく温度調節がなされていない、食べ物やゴミが放置されている、家屋内に悪臭がする、など。

【尋常ではない危険な行動】

慢性疾患のコントロールがされていない、服薬がなされていない、必要な医療の提供を拒否する、医療的なケア（カテーテルや人工肛門など）を怠る、制限を無視するなど医療上不適切な食事をしている、必要な保健・福祉サービスを拒否する、など。

【金銭や財産管理がなされていない】

金銭の適切な使い方ができない、預金の出し入れができない、家賃や公共料金が未払いである、お金や通帳などが放置されている、など。

【地域の中での孤立】

他人との関わりを拒否する、近隣住民との関わりがない、閉じこもり状態である、近隣住民との間でトラブルが発生している

【奇異にみえる生活のありさま】

生命にかかわるような日常生活の注意を怠る、失禁が放置されている、排泄物や排泄物で汚れた衣類や物が放置されている、腐ったものを摂取している、全裸に近い状態である、など。

【不潔で悪臭のある身体】

入浴がなされていない、汚れた衣類を着用している、身体から悪臭がする、など。

*セルフ・ネグレクトの分類は平成20～22年度科学研究費補助金基盤研究（B）「セルフ・ネグレクトに対応する介入プログラムの開発と地域ケアシステムモデルの構築（代表研究者 岸恵美子）」より引用。

<記入例> ※問9にご記入の際、参考にしてください。

問9 この事例の発見時から現在（終結時）までの主な支援経過について、記入例を参考にお書きください。

| 時期 | 関わった機関と経緯 | 経過・支援内容と根拠 | 支援による事例の変化 |
|----------------------------------|--------------------------------|---|--|
| 平成〇〇年〇〇月 | 民生委員→包括（電話連絡） | 民生委員からの連絡で民生委員とともに初回訪問。中に入れてくれたものの、屋内はゴミが散乱し、歩行も困難な状態であったため、介護保険の利用を勧める。しかし、本人は利用を拒否したため、民生委員 1/W と地域包括支援センター1/W で見守り開始。 | 介護保険の利用は拒否したため変化なし。 |
| 平成〇〇年〇〇月 ～ 平成〇〇年〇〇月 | | 見守りのため定期訪問するも、本人は今までのままでいいと述べ、サービスの利用は拒否的なため、見守り支援に終始する。一方で、生命のリスクも考えられたためこの時期、市担当課、保健センター保健師も含めた見守り支援を導入。 | サービス利用を拒否し続けたため変化なし。 |
| 平成〇〇年〇〇月 ・ ・ ・ ・ | 包括（訪問） ・ ・ ・ ・ | 見守り支援を行っていたが、徐々に包括職員との関係が構築でき悩みなどを訴えるようになったので、より良い関係を構築するため、訪問時は本人の話を傾聴する。 ・ ・ ・ | サービス利用は拒否するものの、関係構築が可能になり、徐々に心を開いてきた。 ・ ・ ・ |
| 平成〇〇年〇〇月 | 保健センター→包括（電話連絡） | 訪問した保健センターの保健師より、転倒して動けないとの連絡があり、緊急訪問。保健師と協働して救急車を呼び、緊急入院。入院が本人にとっては危機状況であり、今後の生活改善へのチャンスであると捉えたため、入院中にカンファレンスを開き、介護保険の導入を検討。要介護2の判定が出たため、本人は、ヘルパーの導入のみの同意であったが、居宅介護支援事業所に連絡し、退院後はケアマネジャー、ヘルパー3/W が関わるようになり、徐々に生活も改善した。 | 入院という危機的状況の中で関わる中で、本人の中に変化が生まれ、サービスの導入に至るようになり、ゴミもだいぶ減り、栄養状態も改善した。 |
| 現在 | | 現在は、本人との関係構築ができたため、ヘルパー3/W の他配食サービスも導入でき、生活は改善している。包括・保健センター・民生委員の見守りもあり、安心した生活ができています。 | 生活は改善し、関係機関との関係も良くなってきている。一方で、支援者との交流のみでありデイサービスなどの利用を検討している。 |

3 | 先進地自治体の取り組み実態調査票

セルフ・ネグレクト対策に係る先進地事例についてのお伺い

■ 本調査におけるセルフ・ネグレクトの定義 ■

セルフネグレクト（自己放任）とは、「健康、生命および社会生活の維持に必要な個人衛生、住環境の衛生もしくは整備、または健康行動を放任・放棄していること」
野村祥平、岸恵美子他（高齢者のセルフ・ネグレクトの理論的な概念と実証研究の課題に関する考察「高齢者虐待防止研究 2014」）

※以下設問について、当てはまる番号に○又は、回答をご記入ください。

I. ご記入者について

自治体： _____ 都道府県 _____ 市町村 _____
 所属： _____ 役職・職種 _____
 お名前： _____
 連絡先： 電話番号 _____ メール _____
 ※後日詳細について直接照会させていただく可能性がありますので、連絡先のご記入をお願いいたします。

II. セルフ・ネグレクトへの取り組み状況について

問1 貴自治体では、セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応の必要性についてどのように認識されていますか。右端の回答欄に該当の番号を入力してください（1つだけ）。

| | | |
|-------|--|-----|
| SN認識度 | 1. 非常に重要な問題と認識している 4. 全く重要な問題と認識していない 2. ある程度重要な問題と認識している 5. 分からない 3. あまり重要な問題と認識していない | 回答欄 |
|-------|--|-----|

問2 貴自治体では、セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応にどの様に対応されていますか。右端の回答欄に該当の番号を入力してください（1つだけ）。

| | | |
|--------|--|-----|
| SN対応方法 | 1. 虐待（準じるを含む）として対応している 2. ある程度、虐待（準じるを含む）として対応している 3. 虐待とは別に、関係部署・機関が連携して対応している 4. 虐待とは別に、相談を受けた部署、機関が個別に対応している 5. セルフ・ネグレクト状態にある対象者への対応は行っていない 6. そのような事例は把握していない 7. その他（ _____ ） | 回答欄 |
|--------|--|-----|

問3 問2で1～4のいずれかに回答いただいた場合、セルフ・ネグレクト状態にある対象者として、どのような方を想定されていますか。右端の回答欄に該当の番号を入力してください（いくつでも）。

| | | |
|-------|--|-----|
| SNの範囲 | 1. 高齢者 3. 障害 5. その他（ _____ ） 2. 母子 4. 生活困窮 | 回答欄 |
|-------|--|-----|

問4 貴自治体では、セルフ・ネグレクト状態にある対象者への予防・早期発見を目的とした取り組みはどの様にされていますか。右端の回答欄に該当の番号を入力してください（いくつでも）。

| | | |
|---------------|---|-----|
| SN予防・ 早期発見 | 1. セルフ・ネグレクト状態にある対象者に関する相談・窓口の周知・明確化 2. セルフ・ネグレクト状態にある対象者を早期に発見するためのチェックリストの整備 3. セルフ・ネグレクト状態にある対象者の事例を検討する場の実施（地域ケア会等） 4. セルフ・ネグレクト状態にある対象者に関する勉強会・研修会の開催 5. セルフ・ネグレクト状態にある対象者に介入、対応するためのアセスメントツールの整備 6. 地域による見守りネットワーク等の構築 7. 見守りをする住民ボランティア等の養成 8. 民間事業者（電気・ガス・水道・新聞等）への早期発見、連絡の依頼 9. 生活環境の保存に関する条例（ゴミ屋敷条例）等の制定、もしくは制定のための検討 10. 特になし 11. その他（ _____ ） | 回答欄 |
|---------------|---|-----|

問 5 問 4 で回答いただいたセルフ・ネグレクト対策について、条例や取り組みの具体的な内容についてご記入下さい。(URLや資料等の添付をしていただいても構いません)

※具体的な予算措置がある場合は記入例の通り事業名と併せて予算額もお知らせください。

| | 条例・事業名 | 担当課・係 | 条例・事業目的 | 条例・事業の詳細 | セルフ・ネグレクトとの関連 |
|-----|--------------------------------|---------------|---|--|---|
| 記入例 | 〇〇市生活環境の保全に関する条例 (6,800 千円) | 生活環境課・ゴミ屋敷対策係 | この条例は、市内における土地・建物等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康で安全な生活を確保することを目的としている。 | 用語の定義・・・ 責務・・・ 協力機関との連携・・・ 調査・・・ 指導・勧告・・・ 代執行等・・・ | 条例の規則の中にある「支援」は、所有者が自ら不良な状態を解消することが困難である場合に、関係機関と連携して支援を実施することができるため、SN対策となりうる。 |
| ① | | | | | |
| ② | | | | | |
| ③ | | | | | |
| ④ | | | | | |
| ⑤ | | | | | |
| ⑥ | | | | | |
| ⑦ | | | | | |
| ⑧ | | | | | |
| ⑨ | | | | | |
| ⑩ | | | | | |

問6 問5で回答いただいたセルフ・ネグレクト対策のそれぞれについて、条例の制定や事業として取り組むに至った経緯(問題意識)についてご記入下さい。(URLや資料等の添付をしていただいても構いません)
 ※記入の際は問4のご回答との対応関係がわかるよう、冒頭に番号を振ってください。

| |
|---|
| <p>経緯・問題意識</p> <p><記入例>2000年当時、ゴミ屋敷からの悪臭に関する近隣住民からの苦情が 件報告されていた。所有者へ状況を確認したが、セルフ・ネグレクト状態にあり、支援も拒否していた。さらに動物がゴミを持ち出すなどして道路へゴミが広がり、その道路を使わざるを得ない住民が悪臭や動物の糞害にさらされていた。市は住民の安全と健康を守る観点から、強制代執行が可能な制度を整える必要性を感じ、条例制定に至った。</p> |
|---|

Ⅲ. セルフ・ネグレクト対策への課題と今後の方策について

問7 貴自治体では、セルフ・ネグレクト対策を講じる上での現在の課題と方策についてどの様にお考えですか

| セルフ・ネグレクト対策にむけた課題 | 今後の方策 |
|---|--|
| <p>例)セルフ・ネグレクト状態の方がどの程度いるのか把握できていない、連携できる関係部署が整理できていない等</p> | <p>例)セルフ・ネグレクト状態かを把握するために、高齢者虐待の事例検討会にてセルフ・ネグレクトアセスメントツールを活用する予定、代執行を含めた条例の制定を検討中等</p> |

問 8 貴自治体では、セルフ・ネグレクト対策を講じる上で、既存の地域資源の活用に向けた方策はございますか。方策の有無について該当する番号を右端の回答欄に入力してください。

| | |
|-------|-----|
| 1. ある | 回答欄 |
| 2. ない | |

問 9 問 8 で「1. ある」と回答下さった方にお伺いします。現在、活用可能な地域資源について具体的にご記入下さい。

※記入例の通り、活用を想定する地域資源については下線を引くなどして明示するようにしてください。

※具体的な予算措置がある場合は記入例の通り事業名と併せて予算額もお知らせください。

| | 事業名 | 担当課・係 | 事業目的 | 事業の詳細 | セルフ・ネグレクトとの関連 |
|-----|----------------------------|--------|---------------------------------|--|---|
| 記入例 | 高齢者見守りネットワーク事業 (480 千円) | 高齢者福祉課 | ひとり暮らし高齢者を中心に、孤立や認知症予防を目的としている。 | 2010 年からNPO法人に委託し、地域情報誌の配布や認知症予防教室を実施している。 | 事業の中の見守り体制により、高齢者のセルフ・ネグレクト状態のアセスメント及び早期発見対応に活用できる。 |
| ① | | | | | |
| ② | | | | | |
| ③ | | | | | |
| ④ | | | | | |
| ⑤ | | | | | |
| ⑥ | | | | | |
| ⑦ | | | | | |
| ⑧ | | | | | |
| ⑨ | | | | | |
| ⑩ | | | | | |

問 10 今後、市としてセルフ・ネグレクト対策に関する施策展開の予定がございますか。既存事業の変更・拡大や新規事業への取り組みを含め、現在のご予定の有無について該当する番号を右端の回答欄に入力してください。

| | |
|-------|-----|
| 1. ある | 回答欄 |
| 2. ない | |

問 11 問 10 で「1. ある」と回答下さった方にお伺いします。今後の具体的なセルフ・ネグレクト対策に関する施策展開について、ご記入下さい。
※次年度の施策として具体的な予算の目処がある場合は記入例の通り事業名と併せて予算額もお知らせください。

| | 事業名 | 担当課・係 | 事業目的 | 事業の詳細 |
|-----|------------------------------|------------|---|---|
| 記入例 | 例)〇〇住宅供給会社との情報連携協定の締結(100千円) | 住宅課及び高齢福祉課 | ひとり暮らし高齢者を中心に、高齢者の異変や生活課題等についての情報共有を実施し、迅速な支援につなげることを目的とする。 | 2015年から市とJKKが情報連携協定を締結し、高齢者の見守りネットワークの一環を担うものである。迅速な情報共有により、セルフ・ネグレクト状態の早期発見及び対応・支援が図られる。 |
| ① | | | | |
| ② | | | | |
| ③ | | | | |
| ④ | | | | |
| ⑤ | | | | |
| ⑥ | | | | |
| ⑦ | | | | |
| ⑧ | | | | |
| ⑨ | | | | |
| ⑩ | | | | |

ご協力ありがとうございました

▲セルフ・ネグレクト状態の例▲

セルフ・ネグレクトとは、大阪の高齢者虐待防止研究会によると「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」と定義されています（津村、2006）。

※具体的な例として以下のような特徴が挙げられます。

【家が不潔】

家屋内にカビが発生している、家屋が著しく老朽化している、家屋内にペット類がたくさんいる、ネズミやゴキブリなどの害虫が発生している、冷暖房器具がなく温度調節がなされていない、食べ物やゴミが放置されている、家屋内に悪臭がする、など。

【尋常ではない危険な行動】

慢性疾患のコントロールがされていない、服薬がなされていない、必要な医療の提供を拒否する、医療的なケア（カテーテルや人工肛門など）を怠る、制限を無視するなど医療上不適切な食事をしている、必要な保健・福祉サービスを拒否する、など。

【金銭や財産管理がなされていない】

金銭の適切な使い方ができない、預金の出し入れができない、家賃や公共料金が未払いである、お金や通帳などが放置されている、など。

【地域の中での孤立】

他人との関わりを拒否する、近隣住民との関わりがない、閉じこもり状態である、近隣住民との間でトラブルが発生している

【奇異にみえる生活のありさま】

生命にかかわるような日常生活の注意を怠る、失禁が放置されている、排泄物や排泄物で汚れた衣類や物が放置されている、腐ったものを摂取している、全裸に近い状態にいる、など。

【不潔で悪臭のある身体】

入浴がなされていない、汚れた衣類を着用している、身体から悪臭がする、など。

*セルフ・ネグレクトの分類は平成20～22年度科学研究費補助金基盤研究（B）「セルフ・ネグレクトに対応する介入プログラムの開発と地域ケアシステムモデルの構築（代表研究者 岸恵美子）」より引用。

4 | 浦安市におけるセルフ・ネグレクト対策関連事業一覧

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | |
|------------|------|----|----|----|---------------|-----|--------|--------|-----|--------------------|---|---|---|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不深 | 不衛生 | 生命を脅かす | 奇異に見える | | | | | 不適当な金銭・財産管理 |
| 広聴広報課 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | ● | | | | | | | | ● | 法律相談 | 市民が日常生活で直面する様々な問題などについて、弁護士が相談を受け法律に基づく助言を行い問題解決に導くために実施する。 | 毎週水・金曜日の10時から15時までの間、1回30分を1枠として、1日8回実施しており、多くの市民の問題に対し問題解決の助言をしている。 | 市民が直面する様々な問題や悩みの解決の糸口が得られ安心して生活につながる。 |
| 男女共同参画センター | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ● | ● | | | | | | | ● | 女性のための相談 | 女性が抱える様々な問題について、相談者が自ら解決できるように、女性問題の視点とカウンセリングの技法を備えた専門家による相談を実施する | 月14日。1日の相談枠は5回(年間840枠) 週3回(月・火・木曜日):10時~16時(内3日は14時30分~20時の場合あり) 第2水曜日、第4金曜日:14時30分~20時 | のべ人数 実人数 新規 H30 505人 204人 123人 H29 535人 207人 122人 H28 595人 196人 118人 |
| 地域振興課 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 自治会運営支援 | 自治会及び自治会連合会活動を支援する | 持続可能なコミュニティの構築のため、自主的・自立的な地域コミュニティづくりへの取り組みを支援する | 地域コミュニティ活動が活性化され、自立した組織となる |
| 4 | ● | ● | ● | | | | | | ● | 多文化共生推進事業(外国人相談窓口) | 外国人にも住みやすいまちづくりを推進するため、外国人市民に対し、外国人相談アドバイザーが生活情報の提供や生活上の問題点等の相談に応じる | 外国人市民への情報提供・生活相談受付、庁内の行政手続きの通訳サポートなど 時間:月~金曜 10:00~12:00、13:00~16:00 場所:市役所3階 地域振興課内 対応言語:7ヶ国語(英語、中国語、フランス語、ポーランド語、ロシア語、スペイン語、日本語) ※英語・日本語以外の言語は対応できない曜日異なる | 言葉の壁や文化の違いなどにより、日本での生活に不安を抱えている外国人に対し、外国人アドバイザーが、自分の経験に即して適切な助言をすることで、相談者が抱える問題や悩みを共有し、孤独や生きづらさの軽減につながる |
| 5 | ● | ● | ● | | | | | | ● | 国際交流協会支援 | 多文化共生社会を推進する | 地域に根ざした市民主体の国際理解・多文化共生を推進するため、浦安市国際交流協会の活動を支援する | 国際交流の場を設けることや日本語支援サポート等を実施することで、市内在住の外国人が孤独や生きづらさの軽減につながる |
| 6 | ● | ● | ● | | | | | | ● | 浦安在住外国人会支援 | 在住外国人が暮らしやすいよう、外国人市民同士の交流を推進する | 市内在住の外国人の相互扶助や交流の場を創出するとともに、市民主体の国際交流を推進するため、浦安在住外国人会の活動を支援する | 市内在住の外国人同士の交流の場を設けることで、孤独や生きづらさの軽減につながる |
| 7 | ● | ● | ● | | | | | | ● | 国際センターの運営 | 市民の国際交流及び国際協力に関する情報提供並びに市民の相互交流を図る | 国際理解・交流に関する情報提供、多文化共生推進等 時間:月~日曜日(年末年始・祝日を除く) 9:00~21:00 場所:新浦安駅前プラザイルマール 2階 国際センター | 外国人等が交流する場を設けることで、相談者が抱える問題や悩みを共有し、孤独や生きづらさの軽減につながる |
| 市民課 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | ● | ● | ● | ● | | | | | | 市民課窓口業務 | 法や条例に基づく手続きと証明書の交付を行う | 転入転出等の異動届や印鑑登録、出生・死亡等の戸籍届出、マイナンバーカードの申請及び交付、パスポートの申請及び交付、新築届、住民票や戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等の証明書の交付を行う | 届出や証明書の交付の届出時や待合、住民ホールで、セルフ・ネグレクトにおちいっている人の発見と必要な部署につなぐことで支援につながる事が期待できる |
| 市民安全課 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | ● | | | | ● | | | | | 自主防犯・見守り隊活動支援 | 安全で安心なまちづくりを促進するため、地域住民等による自主防犯活動を支援する | 自主防犯活動に取り組む自治会やPTA等の地域防犯団体に対し、支援物品の貸与や防犯パトロール用車両の貸し出しを行う。また、登録制の防犯ボランティア(個人)によるパトロール活動を実施する | 市内の犯罪抑止に寄与することができる |
| 10 | ● | | | | ● | | | | | 防犯活動啓発 | 市民の防犯意識の高揚を図るため、各種啓発活動を実施する | 市民の防犯意識の高揚を図るため、防犯キャンペーンや防犯講演会の開催、重要なお知らせメール等を使った犯罪情報等の情報提供など各種啓発活動を実施する。また、登録制の事業者パトロール隊によるパトロール活動を実施する | 市内の犯罪抑止に寄与することができる |

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | |
|----------|------|----|----|----|---------------|---------|----------------|------------|------------------|--|---|--|--------------------|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不潔 | 不衛生な住環境 | 生命を脅かす治療やケアの放置 | 奇異に見える生活環境 | | | | | 不適当な金銭・財産管理 |
| 11 | ● | | | | ● | | | | | 市内巡回パトロール | 各種犯罪発生を抑止を目的に、市内全域のパトロールを実施し、市民が安全で安心な暮らせる地域社会を実現させることを目的とする | 警備専門の事業者による、委託パトロールを実施する | 市内の犯罪抑止に寄与することができる |
| 商工観光課 | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | ● | | ● | | | | ● | 若者サポートステーション事業 | 就労・就活に関する様々な悩みを抱える15歳から39歳の若年者への支援を目的として、若年者本人もしくは家族の方を対象に、市内の若者の就職活動を支援する | サポートステーションによる無業者やその家族からの相談対応に加え、就業に役立つ各種セミナーの開催や企業の協力を得るための職場実習の実施など、就業につながる様々な支援を実施する また、家族や地域に向けたセミナーを実施することで、啓発やサポートステーションへのつながりをつくっている | 就労に向けた訓練や就労の実現によって、社会とのつながりを形成することができ、孤立を解消することができる | |
| 消費生活センター | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | ● | | | | | | ● | 消費生活相談 | 消費生活の中で発生する契約トラブルや困りごとについて消費生活相談員資格などを有する専門相談員が相談に応じ、悪質商法による被害や契約トラブルなどの、未然防止及び被害の回復やトラブルの解決へとつなげる | 消費生活の中で発生する契約トラブルや困りごとについて消費生活相談員資格などを有する専門相談員が相談に応じた適切な助言や斡旋を行い、悪質商法による被害や、契約トラブルなどの未然防止及び被害の回復やトラブルの解決へとつなげる | 安心した消費生活に寄与することができる | |
| 社会福祉課 | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 生活保護事業 | 生活保護法に基づき、生活困窮のため最低限度の生活を維持することが困難な方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な生活水準が維持できるようにする | 生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じた、必要な保護を行うとともに、阻害要因を解決するために、面談、家庭訪問などを通じながら自立の助長を目指す | セルフ・ネグレクト、ひきこもり状態の方に対し、他部署、他機関と連携を図りながら自立に向けた支援を行うことができる | |
| 15 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 自立相談支援事業 | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者が、困窮状態から早期に脱却することを支援 | 生活困窮者(生活保護を受給していない)が、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)への就労その他自立に関する相談支援 | 本人が自らの意思で自立に向けた行動に寄与することができる | |
| 16 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ひきこもり相談事業 | ひきこもり状態にある方の社会参加及び自立を促進 | おおむね16歳以上のひきこもり状態にある方及びその家族等に面談、家庭訪問を通じて助言等の支援を行う | ひきこもり状態のある方の社会参加及び自立の促進に寄与することができる | |
| 17 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 包括的支援体制構築事業 | 複合的な課題を抱えた方等に対して課題解決のため、多機関で協働した相談支援の実施 | 複合的な課題を抱えた方や制度の狭間にある方の相談に対応できるよう、子どもや高齢者、障がい者など、包括的な相談体制を構築する | 複合的な課題を抱えた方や制度の狭間にある方に対して他部署・他機関との連携を行い自立に向けた支援に寄与することができる | |
| 障がい福祉課 | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | ● | | | | | ● | 給食サービス事業 | 健康維持と安否確認 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者、医療機関で精神障がい認められた方で、一人暮らし、または障がい者と高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な方に対して、1週間につき7回を限度に夕食を届ける | 健康維持と安否確認 | |
| 19 | | | ● | | ● | | | | 住み替え家賃等助成事業 | 住宅セーフティーネットの一環 | 民間の賃貸住宅に居住している世帯がその住宅について、取り壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費を助成する | 住宅セーフティーネットの一環 | |
| 20 | | | ● | | ● | | | | 障がい者寝具乾燥消毒事業 | 清潔の保持 | 月1回寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具の乾燥消毒を行う | 清潔の保持 | |
| 21 | | | ● | | | | | ● | 移動支援事業 | 外出支援(引きこもり防止) | 社会生活上必要な外出、余暇活動などの社会参加のための外出支援 | 外出支援(引きこもり防止) | |
| 22 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 障がい者介護給付事業 | 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの給付を行い、障がい者の福祉の増進を目的とする | 家族以外のヘルパーが自宅を訪問することで、セルフ・ネグレクトに関連する事項の発見、改善に他の支援機関と連携することができる | 市民の方が尊厳を持ちながら暮らしていくことのできる社会の実現に寄与することができる | |
| 23 | ● | | | | | | | ● | バス・鉄道共通ICカード助成事業 | 外出支援(引きこもり防止) | ICカードを使用することができるバス・鉄道を利用した場合、その利用額の一部を助成する | 外出支援(引きこもり防止) | |

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | |
|--------|------|----|----|----|---------------|-----|--------|--------|-----|--------------------------|---|--|--|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不深 | 不衛生 | 生命を脅かす | 奇異に見える | | | | | 不適当な金銭・財産管理 |
| 障がい事業課 | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 相談支援事業 | 障害者総合支援法に基づく、在宅福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるためのアドバイス、介護相談や情報提供等、一般的な障がい者相談支援事業に加え、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として専門的な相談にも応じるなどの基幹相談支援センター業務を一体的に行い、相談体制の強化を図る | セルフ・ネグレクトのおそれがある障がい者に対し、他機関と連携を図りながら相談支援を行う | 在宅の障がい者等に対し、地域における情報提供や相談等のさまざまな支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図る |
| 25 | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 権利擁護センター事業 | 障がい者の虐待を防止し、あわせて障がい者を擁護する者に対する支援の実施、及び障がい者差別に関する相談等を受けるため、障がい者権利擁護センターを設置 | 通報や相談により、セルフ・ネグレクトのおそれが発覚した障がい者に対し、他機関と連携を図りながら支援を行う | 障がい者の虐待防止、早期発見、差別の解消を図る |
| 26 | | | ● | ● | | | | | | 成年後見制度支援事業 | 物事を判断する能力が十分でない障がい者等の権利を守る援助者を選ぶことにより、法律的な支援を行う | 支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がい者対象に、厚生労働省令で定める費用の助成を行うとともに、成年後見制度サポート業務、法人後見等を社会福祉協議会に委託する | 成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を推進する |
| 高齢者福祉課 | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 高齢者あんしんマンションライフ支援事業 | マンションに居住する高齢者コミュニティを形成して孤立化を回避し、安心して生活することができる環境を確保する | マンションの管理組合または自治会が、高齢者を対象としたサロンの開催や安否確認など、健康相談などの事業を実施した場に費用の一部を補助する | マンションに居住する高齢者のコミュニティ形成を図り孤立化を回避する |
| 28 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 給食サービス事業 | 食事の調理が困難な高齢者に対して、栄養バランスの取れた調理済みの夕食を個別に配食することで高齢者の健康の維持と安否の確認を行う | 65歳以上で食事の調理をすることが困難な高齢者(ただし家族からの食事の提供を受けられる場合は除く)を対象に、週7日を限度に栄養バランスの取れた弁当を手渡して配達する | 高齢者の健康維持及び安否確認 |
| 29 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 高齢者見守りネットワーク事業 | さりげない見守りを通じて、高齢者が安心して暮らせる地域づくり | 主に市内で事業活動を展開している事業者と覚書を結び、日常業務中に支障のない範囲で、地域の高齢者に対してさり気なお見守りを行い、何らかの発見をした場合は市へ連絡する | 覚書締結事業所は年々増えている |
| 30 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 敬老祝金品配布事業 | 高齢者を敬愛し、長寿を祝う | ・数え 77 歳以上の高齢者を対象に、祝い品として商品券を地域の民生委員を通じて戸別配布する ・数え 77 歳、88 歳、99 歳の高齢者に祝い金を支給する | 民生委員が個別に配布することで、地域に住む高齢者の状況を把握し、関係を築ききっかけとなる。災害時の避難行動要支援者の掘り起し |
| 31 | ● | | | | | | | | | 老人クラブ支援事業 | 単体老人クラブ及び老人クラブが実施する文化、親睦及び奉仕に関する活動を支援する | 単体老人クラブ及び老人クラブが実施する文化、親睦及び奉仕に関する事業の費用の一部を補助する | 生きがいづくりや健康の増進を図る活動を通じて、会員を増やしコミュニティを形成 |
| 32 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 高齢者支えあいサロン活動及びボランティア育成事業 | 高齢者が集うサロンの提供と担い手として地域を支えていく人材の育成を行う | 全体サロンは市全域を対象に、特に男性の興味を引くような企画を月1回程度開催している 地域密着サロンは、元町、中町の老人クラブ会館を利用して、地域の足腰の弱った方が座ったままできるようなプログラムを月1回程度開催している | 会員の居場所と地域の高齢者の居場所づくり |
| 33 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 買い物サポート事業 | 日頃の買い物に不安を感じている移動困難高齢者の買い物支援を通して、精神的サポート、安否確認、孤立化の防止につなげる | 買い物代行は要介護5までの方、買い物同行は要支援2までの方を対象に、NPO法人によるサービスを実施している。自任に役立っている | 移動困難高齢者の外出の機会を増やし、外への関心を高めている。また、調理意欲を高めたり栄養改善に役立っている |
| 34 | ● | ● | ● | ● | | | | | | 高齢者バス代行事業 | 高齢者の社会参加を促進する | 70歳以上の市民を対象に、年度ごとに東京ベイシティ交通及びおさんぽバスで利用できる福祉乗車券を支給している | 高齢者の外出支援 |
| 35 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 高齢者等住み替え家賃助成事業 | 高齢者世帯の住居の安定確保及び住居水準の向上 | 現在居住している賃貸住宅が取り壊し等のため立ち退きを求められた場合、現在の住宅より高額家賃の賃貸住宅に転居した際の家賃差額、転居に要する転居一時金、更新の際の契約更新料を助成する | 住宅セーフティネットの一環 |

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | |
|----------|------|----|----|----|---------------|---------|----------------|------------|-----|-------------------|--|---|--|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不潔で悪臭のある身体 | 不衛生な住環境 | 生命を脅かす治療やケアの放置 | 奇異に見える生活環境 | | | | | 不適当な金銭・財産管理 |
| 36 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 高齢者寝具乾燥消毒事業 | 要介護者の使用している寝具を乾燥消毒することにより、要介護者に快適な日常生活を保障し、もって要介護者の福祉の増進に寄与する | 月1回、要介護者の自宅において寝具乾燥車両による乾燥消毒を行う | 住環境の衛生保持や介護者負担の軽減 |
| 37 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | 迷い人メール配信事業 | 行方不明高齢者または身元不明高齢者の早期発見・保護 | 市からのお知らせメール配信登録をした市民に、警察署からの行方不明高齢者の情報、または身元不明高齢者の保護情報が届く | 地域住民に周知することで、地域での見守りの意識を高める |
| 38 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 老人福祉センター運営事業 | 高齢者がいつまでも健康で生きがいのある生活を営むことができるよう「心と身体の健康づくり」を目的に設置された老人福祉施設 | 浴室、娯楽室等の設備を備え、季節ごとのイベントやさまざまな教室・サークル活動を行っているほか、各種相談もしている 指定管理者:(副)社会福祉協議会 | 高齢者の健康増進、生きがい、居場所づくり |
| 39 | | | ● | | ● | | | | | ケアハウスの運営 | 高齢等のため居宅において生活することに不安が認められる高齢者に対し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、当該高齢者の福祉の増進を図るため、軽費老人ホームとしてケアハウスを設置(老人福祉法第15条第5項の規定により) | 市内在住の60歳以上、独立して生活するには不安が認められる方、家族による援助を受けることが困難な方を入居対象とし、ケアハウスの運営を行う。(定員50名) | 日常生活に必要な食事や入浴の準備などのサービスを提供することで、生活に不安(主に料理)のある高齢者が、安心して生活できる |
| 40 | | | | ● | | | | | ● | 避難行動要支援者名簿作成事業 | 災害時要援護者が災害時に安全を確保できるよう、平常時に自主防災組織等に配布または、災害時に市が支援を行うための名簿を作成する | 高齢者単身または高齢者のみ世帯を対象とし、民生委員や自主防災組織、地域包括支援センター等により支援が必要と思われる方を名簿に登録する | 災害時要援護者対策を推進する |
| 41 | | | | ● | | ● | | | | 緊急通報装置貸与事業 | 単身または高齢者のみで生活している高齢者の、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消する | 高齢者単身または高齢者のみ世帯、及び日中独居となる世帯に、室内での急病や事故などの緊急時に、ボタン一つで緊急通報サービス会社へ通報できる「緊急通報装置」を貸与する | 高齢者福祉の増進に資する |
| 高齢者包括支援課 | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | ● | ● | ● | | | | | | ● | 介護予防把握事業 | 介護認定を受けていない第1号被保険者に対し実態調査を実施し、介護予防普及啓発及び介護予防事業への参加勧奨を行う | 要支援・要介護者を除く介護保険第1号被保険者に対し、基本チェックリスト項目を含む介護予防実態調査票を郵送により実施し、何らかの支援を要する者の把握を行う。また、調査回答者に対し、結果アドバイス表を作成し郵送することで、介護予防普及啓発及び介護予防事業への参加勧奨を行う | 地域に潜在化している支援を要する者を早期に把握し、介護予防等の事業につなげるきっかけづくりとする |
| 43 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | ● | 介護予防普及啓発事業 | 地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発を行う | 介護予防教室(口福ひろば、男性のためのクッキングひろば等)や出前講座を行う。その他、啓発イベントの開催も行う | 高齢者の健康増進、生きがい、居場所づくりに関与する |
| 44 | ● | ● | ● | | | | | | ● | 地域介護予防活動支援事業 | 高齢者が介護予防事業に参加することで健康寿命の延伸をめざし、また介護予防活動に担い手として主体的に参加することで社会参加の機会を活動確保する | 「介護予防リーダー養成講座」を修了した市民が中心となって設立した、浦安の介護予防をすすめる会「浦安介護予防アカデミア」と連携を図り、介護予防普及啓発活動を行う。また、介護予防を推進すること、高齢者に自身の健康づくり・介護予防への理解を深め、元気高齢者が支援を必要としている高齢者を支えるシステムを構築できるよう「浦安市サブスタッフ養成事業」を実施する | 地域の高齢者が日常生活の中で身近に参加できる機会を、住民の主体的な活動の中で創出し、連携で作ること、市民ニーズに即した地活動を行うと市民の協力により行う。また、介護予防を推進すること、高齢者に自身の健康づくり・介護予防への理解を深め、元気高齢者が支援を必要としている高齢者を支えるシステムを構築できるよう「浦安市サブスタッフ養成事業」を実施する |
| 45 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 地域での介護予防について専門職が直接関わることで、本人への支援と、地域づくりの両方を担っていく | 通所・訪問サービス事業所、地域ケア会議・サービス担当者会議、住民主体の通いの場等、地域における介護予防の取り組みを進めていく | リハビリテーション専門職が定期的に関与することにより、本人の自立の場等、地域における介護予防の取り組みを強化する |

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 |
|--------------|------|----|----|----|---------------|-----|--------|--------|-----|---|---|--|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不深 | 不衛生 | 生命を脅かす | 奇異に見える | | | | |
| 46 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 生活支援体制整備事業 介護保険法に規定されて生活支援体制整備事業を実施することで、住民主体の居場所づくり及び生活支援サービスを創出する | 単身世帯、支援を必要とする軽度認定の高齢者の増加、生活支援の必要性が増すことが想定されるため、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを目的として生活支援コーディネーターを配置し、各生活圏域に協議体(地域支え合い会議)を設置して、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉法人、NPO、民間企業等の多様な関係者が参加することで幅広いネットワークの構築、情報交換や連携を進め、多様な生活支援サービスを創出する | 地域住民が主体となって、生活支援サービスを提供することにより、地域福祉が推進される |
| 47 | ● | | | | | | | | ● | 認知症サポーター養成講座 地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する | 各地域包括支援センター主催による月1回の養成講座と、市内全小学校4年生を対象に実施。それに加え各事業所からの依頼に応じて随時実施している | 認知症に関する正しい知識を習得することで、認知症の人やその家族が社会的に包摂されるようになる |
| 48 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 老人福祉法に基づく措置 居宅で生活できない高齢者もしくは虐待等により契約行為が期待できない高齢者を老人福祉法に基づき措置し、老人福祉法に規定する施設等に入所させる | 老人福祉法第10条の4及び第11条に基づき、65歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由または虐待等のやむを得ない事由により居宅において養護を受けることが困難な者を、本市が養護老人ホームや特別養護老人ホーム等に措置し、その費用を支弁する | セーフティーネットとして、生活の場の提供及び高齢者の安全を確保できる |
| 49 | ● | ● | ● | | | | | | ● | 成年後見制度利用支援事業 認知症高齢者等の福祉を図ることを目的とする | 成年後見制度の申し立て費用の助成、成年後見人への報酬の助成を行う | 成年後見制度の利用を促進し、本人の権利擁護をすすめていく |
| 50 | | ● | | | | | | | ● | 認知症カフェ事業 認知症の人、家族、専門職、地域住民が気軽に集える認知症カフェの運営を支援し、認知症の人とその家族を支援する | 市内において認知症カフェを運営する団体にに対し、その運営に要する経費の一部について補助金を交付する | 認知症の人とその家族を地域で支える体制を整備することができる |
| 51 | | | ● | | | | | | ● | 認知症地域支援・ケア向上推進事業 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る | 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置や認知症ケアバスを作成する | 認知症の人が住み慣れた地域で生活することができる |
| 介護保険課 | | | | | | | | | | | | |
| 52 | ● | | | | | | | | ● | 介護保険料徴収事務 介護保険料の徴収事務を行うための事務を行う | 介護保険料に関する収納業務のうち、私が滞っている市民宅への訪問を年4回実施し、納付の推奨を行う | 介護保険制度の円滑な運営 |
| 53 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 要介護・要支援認定申請の受理及び介護保険認定調査 介護保険法に基づき、要介護・要支援申請をした被保険者へ、要介護・要支援認定のための調査を行い、適正に介護保険認定審査会を行う | 申請のあった被保険者に対し、自宅または施設等へ訪問し、介護保険法に定められた調査項目を調査し、介護保険認定審査会の資料とする | 適正な介護保険認定を行うことで、介護保険制度の円滑な運営につながる |
| 猫実地域包括支援センター | | | | | | | | | | | | |
| 54 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 地域包括支援センターの運営 高齢になっても住み慣れた場所で安心して人生の最期まで暮らすことのできる地域を目指した地域包括ケアシステムを構築する | 高齢者支援の中核機関である地域包括支援センター間の総合調整、統括、困難ケースへの技術支援、職員研修等基幹型包括としての後方支援業務を行う | 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることができる |
| 浦安市社会福祉協議会 | | | | | | | | | | | | |
| 55 | ● | ● | ● | ● | | | | | ● | 社会福祉協議会支部事業 市内を11支部に分けて、高齢者や子育て世代の孤立防止などを目的とした住民による支援を行う仕組み | 地域の实情に合わせて、必要な場所にサロンを開き、地域の中での孤立化を防ぐ | 参加者同士、支部社協推進委員との関係性が生まれ、地域と孤立高齢者とのパイプ役となることができる |
| 56 | ● | ● | ● | | | | | | ● | ボランティアセンター事業 ボランティア派遣に関する中間支援組織として設置され、他にボランティア育成やボランティア連絡協議会の事務局機能を持つ | ボランティアをしたい方とお願いしたい方の中に入って活動の調整等を行う | 地域で孤立している高齢者や一人では外出できない高齢者へボランティアの派遣調整をし、QOLの向上に寄与している |

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | |
|-------|------|----|----|----|---------------|---------|----------------|------------|-----|----------------|---|--|--|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不潔で悪臭のある身体 | 不衛生な住環境 | 生命を脅かす治療やケアの放置 | 奇異に見える生活環境 | | | | | 不適当な金銭・財産管理 |
| 57 | ● | ● | ● | ● | | | | | ● | 災害ボランティアセンター事業 | 災害時に被災者支援を行うため、ボランティア派遣調整をする組織。平時は災害ボランティアの登録や養成等を実施 | 市内関係機関を集め、運営連携委員会を開催し、地域で孤立する高齢者への支援方法等を検討している | 災害時に備えた体制作りを構築することで社会的孤立を防止できる |
| 58 | | | ● | ● | | | | | ● | 食事サービス事業 | 地域で効率している高齢者や高齢世帯へ昼食を配食し、見守りを行う事業 | おべんとうボランティアグループの協力のもと、調理から配達までボランティアが月2回で、必要に応じて専門機関へつ | 月2回でも変化があった場合等、都度利用者の状況の報告を受けること、対象となる高齢者や高齢世帯へ月2回で、必要に応じて専門機関へつ |
| 59 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | ● | 地域福祉推進事業 | 地域福祉活動の活性化を目的とした事業 | 地域福祉活動の活性化を目的とした事業。地域で気軽に集える居場所づくりとし | 参加者の状況変化があった場合等、必要に応じて専門機関へつ |
| 60 | | | ● | ● | ● | ● | | | ● | 生活福祉資金貸付事業 | 低所得世帯などへの経済的自立と生活の安定 | 日常生活を営むために必要な福祉資金の貸付を行う。民生委員・児童委員の | 生活困窮に陥っている方の生活再建に寄与することができる |
| 61 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | 日常生活自立支援事業 | 判断能力に不安のある方へ、金銭管理や福祉サービスの利用援助支援等を実施 | 専門員と生活支援員が契約に基づいて、金銭の入出金管理、郵便物の確認、関係 | 定期的な訪問を行っているため、利用者の状況を把握している。また、関係機関と適宜調整を行っている |
| 62 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 成年後見支援センター事業 | 権利擁護支援として中核機関、法人後見業務を行う | 地域連携ネットワークの推進。判断能力が十分でない方に対して、財産管理及び | セルフ・ネグレクトに陥る可能性のある障がい者や認知症の人の権利身上監護を行う。第三者後見人として市民後見人を養成する |
| 健康増進課 | | | | | | | | | | | | | |
| 63 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | いのちとこころの支援事業 | 市民のいのちとこころの支援に関する事業 ・さまざまな境遇により、孤立・孤独を感じ、セルフ・ネグレクトに陥る市民を、行政のみならず、地域・企業・家庭において行われている「生きることの支援」に関連する取組をネットワーク化し、予防できる「生きごちのよいまち」をつくる | いのちとこころの支援対策協議会(年3回) ・実務者研修会(庁内職員をつなぐつながる会) ・支援者研修会(支援者をつなぐつながる会) ・教育実践講座(教育関係者をつなぐつながる会) ・市民大学 ・ほっこりさん(ゲートキーパー)養成講座(年4回) ・相談先一覧の作成 配布 | 生きることの阻害要因である孤立・孤独に陥る人を、「人と人がつながる。人と人をつなぐネットワーク」で減少させる |
| 64 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 健康相談経費 | 市民の健康上の悩みや不安に対し、客観的かつ専門的な助言で支援し、健康の保持増進に導くこと | 健康チェック:月1回、健康センターにて血圧、体組成測定、尿検査、保健師・管理栄養士による面接相談 健康相談:平日9時~17時、専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士)による随時の相談対応。状況に合わせて、電話、面接、家庭訪問を実施 | 健康への関心を高めることができ、生活習慣改善が必要な人のスクリーニング。特定・後期高齢者健康相談を受ける機会がない年齢層に簡易の検査を実施できる。医療面での相談対応。関係部署と連携・継続支援をし、心身の健康を保持増進する |
| 母子保健課 | | | | | | | | | | | | | |
| 65 | ● | | | | | | | | ● | 利用者支援事業(母子保健型) | 国が全市町村に設置を進めている子育て世代包括支援センター機能を有する者の有無等を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、保健師が家庭訪問等で支援を行う | 妊婦届出の保健師の全数面接から、妊婦の身体・精神状況、経済的困窮、相談を受けることができ、育児不安や児童虐待の予防につながる | 妊婦や子育て世代が必要なサービスを受けながら、健全な子育てを行うことができ、育児不安や児童虐待の予防につながる |
| 66 | | ● | | | | | | | ● | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児がいる家庭に保健師等が訪問し、養育状況や家庭状況を把握することで、必要な支援につなげ児童虐待を予防する | 新生児・妊産婦訪問の訪問指導員(助産師)や保健師、母子保健推進員が乳児家庭に全数訪問し、必要に応じて保健師が産後ケア事業や産前・産後サポート事業等のサービス利用を勧める | 子育て世代が必要なサービスを受けながら、健全な子育てを行うことができ、育児不安や児童虐待の予防につながる |

| 事業番号 | 事業区分 | セルフ・ネグレクトとの関連 | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | | | | |
|-------|------|---------------|---|--|--|--|----|----|----|----|
| | | | | | | | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 |
| 国保年金課 | | | | | | | | | | |
| 67 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 糖尿病性腎症重症化予防 | 特定健診の結果から糖尿病・腎機能にリスクのある方に対し、保健指導を実施することで重症化を予防する | 特定健診の結果から対象者を抽出。病院への通院がレセプト上確認できない者や通院が確認できるものの健診結果が不良の方に対し、保健指導を実施する | 健康寿命の延伸と新規人工透析患者の抑制による医療費の適正化 | | | | |
| 68 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 後期高齢者医療事務運営費 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条(法律第48条に規定する政令で定める事務)に規定された市町村事務を行う | 後期高齢者医療の資格・給付事業に関する業務のうち、被保険者証等の受け取りがなかった場合、市民宅に訪問し、居住状況の確認・現地調査を行う | 後期高齢者医療保険制度の円滑な運営 | | | | |
| 69 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 国民健康保険税賦課徴収事務 | 国民健康保険法第76条に規定された国民健康保険税の賦課徴収事務を行うための事務を行う | 国民健康保険税に関する収納業務のうち、支払が滞っている市民宅に訪問し、居住状況の確認・現地調査を行う | 国民健康保険制度の円滑な運営 | | | | |
| 青少年課 | | | | | | | | | | |
| 70 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | ジュニアリーダー研修会 | 全8回の研修会を通じて受容力、表現力、行動力の3つの力を身につけ、豊かな人間性をもったリーダーシップを発揮できる子どもの育成を目的とする | 小学校4年生から6年生(研修生40名)を対象に、宿泊研修や体験活動を実施している | 異なる学校や年齢の仲間たちと交流をすることで「孤立」を防ぎ、子どもたちの居場所となる | | | | |
| 71 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 青少年リーダー研修会 | 講座を通じて青少年リーダーとして必要な技能を修得させ、体験活動の中から豊かな心を育み、リーダーとしての資質の向上を図ることで青少年健全育成活動におけるリーダー育成につなげていくこと | 主に中学生を対象に、野外体験、表現活動、社会奉仕、危機管理等の講習会を開催し、リーダーとしての資質を身につけている | グループ活動・体験活動を通して、仲間たちと交流することで「孤立」を防ぐ。また活動の中で「不潔」さなど子どもの異変を察知することができる | | | | |
| 72 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 青少年相談員事業 | 青少年健全育成の地域における担い手として、各種事業を通して青少年のよき理解者となる | 青少年健全育成の地域における担い手として、市内小中学生を対象にスポーツや体験学習事業を実施している | 地域における青少年の理解者となり、各種事業実施を通して「孤立」を防ぎ、居場所となる | | | | |
| 73 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 少年少女上研修事業 | 平素体験する機会の少ない上での生活と研修の場を持ち、豊かな自然の中で各種の体験活動を通じて、青少年の健全育成を図る | 小学校6年生と中学生を対象に、あらためて自分を見つめ直し、新しい自分をつくることを目的に、平素体験することのない上での生活や自然体験を通じた様々な研修から学ぶ機会を提供している | グループ活動・体験活動を通して、仲間たちと交流することで「孤立」を防ぐ。また活動の中で、目標を設定し達成することで「自己肯定感」を高めることができる | | | | |
| 74 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 放課後うらっこクラブ事業(放課後の遊びの場を確保するとともに、子どもたちの自主性、社会性等を養い、児童の健全育成を図ることを目的としている。) | 学校施設などを利用し、児童の放課後の遊びの場を確保するとともに、子どもたちの自主性、社会性等を養い、児童の健全育成を図ることを目的としている。 | 学校施設などを利用し、児童の放課後の遊びの場を確保するとともに、子どもたちの自主性、社会性を育む場として、異年齢児間の交流を図る | 安全な遊び場として、異なる学年の児童が交流することで「孤立」を防ぎ、児童の居場所となる | | | | |
| 75 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 社会教育関係団体活動支援 | 社会教育関係団体補助金を交付し、青少年の健全育成に寄与する | 浦安市社会教育関係団体活動補助金交付要綱に基づいて、青少年健全育成を行う社会教育関係団体に補助金を交付する | 各団体でのグループ活動や体験活動を通して、「孤立」を防ぐことができ、地域の大人が子どもの「不潔」さなどの異変を察知することができる | | | | |
| 76 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | こどもの広場管理運営事業 | 子どもたちの自由な発想でのびのび遊ぶことを通じて創造性や自主性を育む施設の管理運営を行う | 遊・水・木・土を使って自由に遊ぶことができる施設として、スタッフ及び設備を整える | 自由な遊び場として親や子の居場所・交流の場として「孤立」を防ぐことに寄与している | | | | |
| 77 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 青少年館管理運営事業 | 青少年の仲間づくりや青少年同士の交流を行える場所及び青少年が自発的に学習、趣味等の活動が行える場を提供することにより、思いやりや創造性のある青少年の育成に資する施設を管理運営する | 指定管理制度を導入し、施設の管理運営に加えて、居場所の提供だけでなく、様々な年代や地域が一緒に交流ができるような自主事業を展開している | 青少年が仲間づくりや交流を行える場及び自発的に学習や趣味等の活動を行える場の提供により、青少年の居場所・交流の場として「孤立」を防ぐことに寄与している | | | | |
| 78 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 青少年交流活動センター管理運営事業 | 青少年の交流、研修、団体活動を通じて、青少年の健全な育成を図ることを目的とする | 指定管理制度を導入し、施設の管理運営に加えて、地域との交流を図ることができるような自主事業を展開している | 地域の子どもの気軽に参加できる自主事業を開催することで、「孤立」を防ぐとともに、小さな異変にも気付くことができる | | | | |
| 79 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 少年の広場管理運営事業 | 宿泊可能なキャンプ場として、市内青少年団体の野外活動を支援する施設を管理運営する | 野外炊事用のかまどや炊事場等の施設整備や予約対応などを行っている | 青少年団体活動を通して「孤立」を防ぎ、居場所づくりの一端を担っている | | | | |
| 80 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | 放課後うらっこクラブ事業(児童育成クラブ) | 保護者が就労等より昼間家庭にいない小学生児童を対象に、その放課後の時間帯において、家庭に代わる生活の場を提供し、遊び及び生活を通じてその健全な育成を図ることを目的としている | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、家庭に代わる生活の場として、放課後の時間帯などに支援を行っている | 家庭に代わる生活の場として、児童育成クラブに入室している児童たちと、放課後等に一緒に生活することで「孤立」を防ぐとともに、小さな異変に気付くことができる | | | | |

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | |
|-------------|------|----|----|----|---------------|---------|----------------|------------|-----------------------------|--|---|--|--|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不潔で悪臭のある身体 | 不衛生な住環境 | 生命を脅かす治療やケアの放置 | 奇異に見える生活環境 | | | | | 不適当な金銭・財産管理 |
| こども家庭支援センター | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | | | | | | | | | 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として組織・運営している | 代表者会議：関係機関の代表者集い実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行う。年に2度開催 実務者会議：全関係機関の実務者が集い要保護児童等の情報・対応方針等を共有し連携を図る。毎月1回開催 個別支援会議：3機関以上の関係機関が集い要保護児童等の情報・対応方針等を共有し連携を図る。適宜開催 | 要保護児童等の情報と対応方針を共有することで、多くの関係機関同士で共通した対応、適切な連携が図れる。また、児童虐待状況にある家庭全体のアセスメントを実施するため、親がセルフ・ネグレクト状態にあるケースについて、早期発見と関係機関同士の情報共有につながると思われる | |
| 82 | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 養育支援訪問事業 | 児童の適切な生活環境整備のために、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問により子育て支援を実施するもので、当該家庭における安定した児童の養育を可能にすることを目的とする | こども家庭支援センターが支援する家庭の中で、特に必要と認められる家庭に対して、助産師会・民間ヘルパー事業所へ委託し、養育に関する専門的助言(助産師)及び家事支援(ヘルパー事業所)を実施する。 民間委託のほか、こども家庭支援センターの家庭児童相談員が訪問により同内容を実施する | 専門的助言や家事支援を実施することで保護者の負担を軽減することには、児童虐待防止だけでなく、親のセルフ・ネグレクト対策に一定の効果があると考えられる |
| ごみゼロ課 | | | | | | | | | | | | | |
| 83 | | ● | ● | ● | | ● | | | 高齢者等ごみ出し支援事業 | ごみの戸別収集による支援を行うことで、日常生活における不安を取り除く | 市が委託した廃棄物処理業者が対象者宅に指定した曜日(週1回)に戸別巡回し、指定された場所(玄関前等)から家庭ごみを回収するとともに、声掛け希望者の安否確認を行う | ごみの排出場所が自宅の玄関先と異なることにより、自宅にごみを溜めることが少なくなることや、転倒などがの防止にも繋がる | |
| 住宅課 | | | | | | | | | | | | | |
| 84 | | ● | ● | | | ● | ● | ● | 堀江市営住宅 | 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること | 堀江市営住宅を維持管理するための施設修繕料、業務委託費、工事費など | 市営住宅の維持管理に努めることにより、良好な居住環境が維持できる | |
| 85 | | ● | ● | | | ● | ● | ● | 猫実第一市営住宅 | 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること | 猫実第一市営住宅を維持管理するための施設修繕料、業務委託費、工事費など | 市営住宅の維持管理に努めることにより、良好な居住環境が維持できる | |
| 86 | | ● | ● | | | ● | ● | ● | 猫実第二市営住宅 | 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること | 猫実第二市営住宅を維持管理するための施設修繕料、業務委託費、工事費など | 市営住宅の維持管理に努めることにより、良好な居住環境が維持できる | |
| 87 | | ● | ● | | | ● | ● | ● | 当代島市営住宅 | 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること | 民間事業者が当代島に建設する住宅を市営住宅として借り上げるための賃借料の他、当代島市営住宅を維持管理するための施設修繕料、業務委託費、工事費など | 市営住宅の維持管理に努めることにより、良好な居住環境が維持できる | |
| 88 | | ● | ● | | | ● | ● | ● | 堀江東市営住宅 | 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること | 民間事業者が堀江に建設する住宅を市営住宅として借り上げるための賃借料の他、堀江東市営住宅を維持管理するための施設修繕料、業務委託費、工事費など | 市営住宅の維持管理に努めることにより、良好な居住環境が維持できる | |
| 89 | | ● | ● | | | ● | ● | ● | 東野市営住宅 | 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること | 民間事業者が東野に建設する住宅を市営住宅として借り上げるための賃借料の他、東野市営住宅を維持管理するための施設修繕料、業務委託費、工事費など | 市営住宅の維持管理に努めることにより、良好な居住環境が維持できる | |
| 指導課 | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | ● | | | | | | | ● | 教育相談推進事業(スクールライフカウンセラー配置経費) | 児童生徒が健やかな学校生活をおくることができるように支援する | スクールライフカウンセラーを全小中学校に各1名配置し、児童生徒の精神的な悩みの発見、相談やその解消に向けての早期発見、解決、不登校等の予防、予防等を行い、学校生活を支援するとともに、保護者、教職員への援助を行う | きめ細かく相談に対応できる学校環境にすることで、児童生徒の悩みの早期発見、解決、不登校等の予防ができ、安心して日々の生活をおくることができる | |

| 事業番号 | 事業区分 | | | | セルフ・ネグレクトとの関連 | | | | 事業名 | 事業目的 | 事業内容(詳細) | 事業の効果 | |
|-------|------|----|----|----|---------------|----|----|----|-----|--------------|---|--|---|
| | 予防 | 発見 | 連携 | 支援 | 不深 | 不衛 | 生命 | 奇異 | | | | | 不適 |
| 生涯学習課 | | | | | | | | | | | | | |
| 91 | ● | | | | | | | | ● | 生涯学習推進事業 | 市民一人ひとりが生きがいを持って心豊か生活が送れるよう、生涯にわたっていつでも、どこでも学ぶことができ、学びを通して市民相互がつながり合うよう、生涯フォーラムを開催し、地域画や多世代交流等をテーマとした講演会や地域づくりに生かせるよう環境の充 | 市民の学習支援や学習環境の整備に動を行ってみたいというきっかけとなるとともに、既に活動している方にとり活動の幅が広がる契機となることが期待される | 市民が学習活動を通して、地域活動を行ってみたいというきっかけとなるとともに、既に活動している方にとり活動の幅が広がる契機となることが期待される |
| 学務課 | | | | | | | | | | | | | |
| 92 | ● | | | | | | | | ● | 就学援助制度 | 市内公立小中学校に通学する児童生徒のうち、経済的に就学が困難な世帯を対象として、学校生活を送るために必要な経費の一部を援助する | 収入が一定以下の世帯を対象に、修学旅行費や校外活動費、給食費等を支給する | 学校生活に必要な経費が支給されることで、学校生活を円滑に過ごすことができる |
| 93 | ● | | | | | | | | ● | 特別支援教育就学奨励制度 | 市内公立小中学校に通学する児童生徒のうち、特別支援学級通学者や通級教室利用者等を対象として、学校生活を送るために必要な経費の一部を援助する | 収入が一定以下の世帯を対象に、修学旅行費や校外活動費、給食費等の一部を支給する | 学校生活に必要な経費が支給されることで、経済的な負担を軽減することができる |
| 中央図書館 | | | | | | | | | | | | | |
| 94 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 図書館サービス事業 | 一般利用者向けのカウンター業務等ができるように態勢を整える。また、当事者以外に対し、関心を持ち理解を進めるサービスを行う | 資料については選書のほか、テーマ展、リスト作成等を行い、市民への関心を広げる。ほかに、直接相談事業や講習会、学習会の場の提供、当事者の居場所としての許容 | 当事者はもちろん、周辺市民の理解も得られる効果が期待できる |
| 95 | ● | ● | | | | | | | ● | 障がい者サービス事業 | 図書館に来館が困難な市民へのサービスと、高齢者が使いやすい施設としての配慮や資料の収集に努める | 障がい者や高齢者に対し、学習の場の提供や読書の機会を創出する | セルフ・ネグレクトのおそれがある障がい者、高齢者の早期発見と、生きがいや居場所づくりを促す |

5 | セルフ・ネグレクトのサインシート・アセスメントシート

(1) セルフ・ネグレクトのサインシート

| 本人の状況 | 家屋および家屋周囲の状況 | 社会との交流 |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 無力感、あきらめ、投げやりな様子がみられる | <input type="checkbox"/> 1. テーブルや台所に汚れた食器類が積み重なっている | <input type="checkbox"/> 1. ここ3年ぐらいの間に、一人暮らしになった |
| <input type="checkbox"/> 2. 暴言を吐く、無表情な顔つきなど、今までと急に変わった様子がある | <input type="checkbox"/> 2. トイレ、台所、浴室など使えない場所がある | <input type="checkbox"/> 2. ここ3年ぐらいの間に、家族、特に配偶者の死に直面した |
| <input type="checkbox"/> 3. うす汚れた下着や衣服を身につけている時がある | <input type="checkbox"/> 3. 仏壇の手入れがされていない | <input type="checkbox"/> 3. 近隣との日常会話が減った |
| <input type="checkbox"/> 4. 服装や身だしなみに関心がなくなってきた | <input type="checkbox"/> 4. 室内を掃除した様子がない | <input type="checkbox"/> 4. これまでに近隣とのトラブルがある |
| <input type="checkbox"/> 5. ゴミをうまく分別できなくなってきた、または指定日にゴミを出さなくなった | <input type="checkbox"/> 5. 中に入れてもらえない部屋がある（開かずの間がある） | <input type="checkbox"/> 5. 今まで挨拶していたのに、挨拶しなくなった（挨拶しても反応が薄い・挨拶を返さない） |
| <input type="checkbox"/> 6. 薬を飲んでいないなど、治療を中断しているような言動がある | <input type="checkbox"/> 6. 庭や家屋の手入れがされていない（雨どい、門が壊れたまま放置されている） | <input type="checkbox"/> 6. 地域行事への参加が急に減ってきた。またはこれまでほとんど参加したことがない |
| <input type="checkbox"/> 7. 痩せてきたり、体調が悪そうに見える | <input type="checkbox"/> 7. 郵便受けに郵便や新聞がたまっている | <input type="checkbox"/> 7. 最近、自分の周囲に関して無関心になった。または、以前から関心がない |
| <input type="checkbox"/> 8. 痛みや病気の為に日常生活の動きが制限されているように見える | <input type="checkbox"/> 8. 同じ洗濯物が干したままになっている。洗濯機が使えない | <input type="checkbox"/> 8. 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、世間や周囲に気がねする態度がみられる |
| <input type="checkbox"/> 9. 昼間からアルコールを飲み続けている様子がみられる | <input type="checkbox"/> 9. 晴れた日なのに雨戸やカーテンがしまったままになっている | <input type="checkbox"/> 9. 家にいることは確認できるが、返事がない、または電話に出ない |
| <input type="checkbox"/> 10. [50代以下のみ] 全身倦怠感。疲労感。「身体がしんどい」「何となく身体がだるい」「ちょっとしたことですぐに疲れやすい」などの訴えがある | <input type="checkbox"/> 10. 昼夜問わず、室内の照明がついていない。または昼でも照明がついている | <input type="checkbox"/> 10. 今まであった親族・別居家族の出入りがみられない |
| <input type="checkbox"/> 11. [50代以下のみ] 仕事が長続きしない。少なくともこの1年は仕事をしていない | <input type="checkbox"/> 11. 玄関周りや室内の床に小銭が落ちている | <input type="checkbox"/> 11. 家族の世話や介護をすることに過剰なほど熱心であるようにみえる |
| <input type="checkbox"/> 12. [65歳以上のみ] 人目を避けて夜間に買い物や外出をすることが多い | <input type="checkbox"/> 12. 敷地内や家屋内にごみやモノを溜め込んでいる様子がみられる | <input type="checkbox"/> 12. 否定されたり拒絶されるのを極端に恐れているようにみえる |
| <input type="checkbox"/> 13. 終始怒鳴り口調であるなど挑発的行動がみられる | <input type="checkbox"/> 13. ブルーシートで覆うなど溜め込んだモノを隠している様子がある | <input type="checkbox"/> 13. 早朝から深夜まで自宅にいない。長時間労働の様子がみられる |
| <input type="checkbox"/> 14. 問題行動を指摘しても正当化した理由を主張する | <input type="checkbox"/> 14. 頻繁に荷物が届くなど買い物も多くしている様子がある | <input type="checkbox"/> 14. 親が本人の引きこもりや精神面の相談をしていた履歴がある |
| <input type="checkbox"/> 15. こだわりが強く、会話がかみ合わないことがたびたびある | | <input type="checkbox"/> 15. こちらの姿がみえると隠れるなど対面を避ける傾向にある |
| <input type="checkbox"/> 16. ギャンブルやパチンコに毎日のように通っている様子がみられるa | | <input type="checkbox"/> 16. 外出している様子がない。姿をみかけない |

出所：セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き,岸恵美子他,2017 を元に岸研究班にて現役世代版の項目を検討・追加

(2) アセスメントシート

2-1 セルフ・ネグレクトアセスメントシート

セルフ・ネグレクトアセスメントシート

| 強み領域 | | | 弱み領域 | | |
|-----------------------------|-------|----|------------------------|----------------------------|----------------|
| かなりある=2点、ややある=1点、ない=0点 | | | かなりある=2点、ややある=1点、ない=0点 | | |
| 健康行動(充足・適切) | 充足・適切 | 点数 | 点数 | 不足・欠如 | 健康行動(不足・欠如) |
| 治療が必要な慢性疾患や症状の治療に通っている | | | | 治療が必要な慢性疾患や症状を放置し、受診しない | |
| 自身で行うべき医療的なケアを行う | | | | 自身で行うべき必要な医療的ケアを行っていない | |
| 健康が障害されないよう生活している | | | | 生命にかかわるような日常生活の注意が守られていない | |
| 服薬など療養上必要とされる指導が守られている | | | | 服薬など療養上必要とされる指導が守られていない | |
| 年齢相応の体型、水分や食事を摂取している | | | | 極端にやせており、必要な食事をとっていない | |
| 個人衛生(清潔) | 清潔 | 点数 | 点数 | 不潔 | 個人衛生(不潔) |
| 入浴や清拭をしており、身体の汚れや悪臭はない | | | | 入浴や清拭を怠っており、身体の汚れや悪臭がある | |
| 清潔な衣類を着用している | | | | 汚れて不潔な衣類を着用している | |
| 髪・鬚は整容されつめが切つてある | | | | 髪・鬚・つめの整容をせず、伸び放題 | |
| 洗顔や歯磨きをしている | | | | 洗顔や歯磨きをしていない | |
| 住環境(優良) | 優良 | 点数 | 点数 | 劣悪 | 住環境(劣悪) |
| 家屋内にゴキブリなどの害虫は見当たらない | | | | ゴキブリなどの害虫が大量発生している | |
| 屋内に腐った食べ物や生ゴミは放置されていない | | | | 屋内に腐った食べ物や生ゴミが放置され悪臭がする | |
| 屋内のペット類は適切に飼われている | | | | 屋内にペット類が放置されており、不衛生な状態である | |
| 排泄物や排泄物で汚れても衣類は片付けられている | | | | 排泄物や排泄物で汚れた衣類が放置されている | |
| 電気・ガス・水道は止まっていない | | | | 電気・ガス・水道などのライフラインが止まっている | |
| トイレや台所、浴室などは使える | | | | トイレや台所、浴室などが使用できない | |
| 屋内のものは適切な場所に置かれている | | | | 屋内に大量の物が放置され、足の踏み場がない | |
| 窓ガラスやドアは壊れていない | | | | 窓ガラスやドアが壊れたまま放置されている | |
| 屋外のゴミや不用品は片付けられている | | | | 屋外に大量のゴミや不用品があふれている | |
| 家屋は手入れがされ樹木も剪定されている | | | | 家屋は老朽化し樹木が敷地外にまで鬱蒼と茂っている | |
| サービス(応諾・受諾) | 応諾・受諾 | 点数 | 点数 | 拒否 | サービス(拒否) |
| 医療が必要であれば、受診の勧めに応じる | | | | 医療が必要な状態だが、受診を勧めても拒否する | |
| 介護保険の利用ができる状態であればの利用の勧めに応じる | | | | 介護が必要な状態だが、介護保険利用を勧めても拒否する | |
| 生活保護が必要であればその勧めに応じる | | | | 困窮しているが、生活保護を申請しない | |
| 必要な保健・福祉サービスには応じる | | | | 必要な保健・福祉サービスを拒否している | |
| 社会との交流・交通 | 交流・交通 | 点数 | 点数 | 孤立・隠遁 | 社会からの孤立・隠遁 |
| 他者と関わる | | | | 他者との関わりを拒否する | |
| 訪問時に玄関を開けて家の中に入れてくれる | | | | 訪問しても玄関には入れてくれない | |
| 知人や親族との交流がある | | | | 知人や親族との交流がほとんどない | |
| 近隣との交流がある | | | | 近隣とのトラブルや拒絶により孤立している | |
| 外出している | | | | 閉じこもり状態で、ほとんど外出しない | |
| 金銭・財産管理(適正) | 適正 | 点数 | 点数 | 不足・欠如 | 金銭・財産管理(不足・欠如) |
| 生活費をギャンブルや嗜好品に費やすことはない | | | | 生活費を嗜好品やギャンブルに費やす | |
| 契約などの金銭にかかわる手続きを行っている | | | | 契約などの金銭にかかわる手続きができない | |
| お金や通帳などの貴重品は管理されている | | | | お金や通帳などの貴重品が放置されている | |
| 家賃や公共料金を滞りなく支払っている | | | | 家賃や公共料金の滞納がある | |
| 合計 | | | | 合計 | |

出所：セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き,岸恵美子他,2017 より抜粋

セルフ・ネグレクト 深刻度アセスメントシート

記入者:

作成: 年 月 日

| | | 内 容 |
|----------------|---------------|---|
| 緊急介入支援 | レベルA (最重度) | 自身の生命・身体・生活に著しい危険が生じている 意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、下肢や顔面の重度のむくみ、極端なやせ、頻脈、徐脈、脈が触れにくい、不規則な呼吸、高血圧、低血圧、高血糖、低血糖、発熱、自殺年慮その他() |
| | レベルB (重度) | 家屋の老朽化が進み破壊され人が住める状態ではない ライフライン(電気、ガス、水道)が途絶えており、代替手段がなく、生命維持に必要な最低限の生活に支障をきたしている |
| | レベルC (軽度) | 自身の生命・身体・生活に影響が生じている 影響は部分的であるか、顕在化していない状態である 経済的困窮により、最低限の生活(衣食住等)に支障をきたしている 家屋内外にゴミや不用品が堆積している 住居のドアなどが壊れたままになっている <以下の場合は、レベルAに移行しやすい> 薬物やアルコール依存症、認知症、うつ病などの既往や現病歴 配偶者の死などストレスが高いライフイベント サービスを拒否したり、近隣・社会から孤立している |
| 相談・調整活用・社会資源支援 | レベルB (重度) | 高齢者自身の生命・身体・生活に著しい影響が生じている 軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、やせが目立つ、頭痛、下痢その他() 重度の慢性疾患があるのに医療を拒否しているため、生命に関わるような重大な結果が生じる恐れの高い状態が見られる 腐敗した生ゴミからウジなどの害虫が発生している。 ペット類の糞便が散在している。 |
| 要見守り・状況確認 | レベルC (軽度) | 自身の生命・身体・生活に影響が生じている 影響は部分的であるか、顕在化していない状態である 経済的困窮により、最低限の生活(衣食住等)に支障をきたしている 家屋内外にゴミや不用品が堆積している 住居のドアなどが壊れたままになっている <以下の場合は、レベルAに移行しやすい> 薬物やアルコール依存症、認知症、うつ病などの既往や現病歴 配偶者の死などストレスが高いライフイベント サービスを拒否したり、近隣・社会から孤立している |

本事例のレベル(該当箇所に○)

| |
|---|
| ○レベルA・・・緊急保護、医療施設への入院を検討 |
| ○レベルB・・・入院、入所、定期的なサービス・支援を検討 |
| ○レベルC・・・定期的な状況確認・支援などモニタリング計画を立案する、緩やかな見守り、入院・入所の可能性の検討 |

レベルA・レベルB・レベルC

※1項目以上該当ありの場合、
高いレベルの条件に従い支援を行う

出所：セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き,岸恵美子他,2017 より抜粋

6 | 浦安市セルフ・ネグレクト対策検討委員会及びプロジェクトチーム 開催状況

| 開催日程 | 会議名 | 議事次第 |
|---------------|----------------------------|--|
| 令和元年 9月27日 | 第1回浦安市セルフ・ネグレクト対策プロジェクトチーム | <ol style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクト対策検討委員会及びプロジェクトチームについて 事業の目的及び用語の定義について セルフ・ネグレクト対策に係る調査の報告について セルフ・ネグレクト対策に関連する事業に関する調査について |
| 令和元年 10月3日 | 第1回浦安市セルフ・ネグレクト対策検討委員会 | <ol style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクト対策検討委員会及びプロジェクトチームについて 事業の目的及び用語の定義について セルフ・ネグレクト対策に係る調査の報告について セルフ・ネグレクト対策に関連する事業に関する調査について |
| 令和2年 1月7日 | 第2回浦安市セルフ・ネグレクト対策プロジェクトチーム | <ol style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクト対策関連事業について セルフ・ネグレクト個別事例について 先進地調査について 今後の施策展開について |
| 令和2年 1月22日 | 第2回浦安市セルフ・ネグレクト対策検討委員会 | <ol style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクト対策関連事業について セルフ・ネグレクト個別事例について 先進地調査について 今後の施策展開について |
| 令和2年 3月5日 | 第3回浦安市セルフ・ネグレクト対策プロジェクトチーム | <ol style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクト対策関連事業に係る再調査の結果について セルフ・ネグレクト対策に関する調査分析業務委託報告書について |
| 令和2年 3月26日 | 第3回浦安市セルフ・ネグレクト対策検討委員会 | <ol style="list-style-type: none"> セルフ・ネグレクト対策関連事業に係る再調査の結果について セルフ・ネグレクト対策に関する調査分析業務委託報告書について |

7 | 浦安市セルフ・ネグレクト対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 セルフ・ネグレクト対策に関する方針及び施策事業等に関する必要な事項について総合的に検討するため、「セルフ・ネグレクト対策検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) セルフ・ネグレクトを背景とする課題の分析に関すること
- (2) セルフ・ネグレクト対策に係る施策事業に関すること
- (3) セルフ・ネグレクト対策に係る関係部課との総合調整に関すること
- (4) その他、委員会が必要と認めたこと

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員長、副委員長及び委員)

第4条 委員長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 2 副委員長は、福祉部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出を求め又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 第2条の所掌事務を適正かつ効率的に推進するため、委員会にプロジェクトチームを設置する。

- 2 プロジェクトチームのリーダーは、福祉部高齢者包括支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 プロジェクトチームのサブリーダーは、福祉部猫実地域包括支援センター所長の職にある者をもって充てる。
- 4 プロジェクトチームの構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの構成員以外の者に対し、資料の提出を求め又は構成員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者包括支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁のあった日から施行する。

別表1 (第4条第3項)

| |
|----------|
| 企画部長 |
| 企画部次長 |
| 市民経済部長 |
| 市民経済部次長 |
| 健康子ども部長 |
| 健康子ども部次長 |
| 環境部長 |
| 環境部次長 |
| 都市政策部長 |
| 都市政策部次長 |

別表2 (第6条第4項)

| | |
|--------|---------------|
| 企画部 | 企画政策課主幹 |
| 市民経済部 | 地域振興課長 |
| 市民経済部 | 市民安全課長 |
| 市民経済部 | 市民課長 |
| 福祉部 | 社会福祉課長 |
| 福祉部 | 障がい福祉課長 |
| 福祉部 | 障がい事業課長 |
| 福祉部 | 高齢者福祉課長 |
| 福祉部 | 介護保険課長 |
| 健康子ども部 | 健康増進課長 |
| 健康子ども部 | 母子保健課長 |
| 健康子ども部 | 子ども家庭支援センター所長 |
| 環境部 | ごみゼロ課長 |
| 都市政策部 | 住宅課長 |

浦安市 セルフネグレクト対策に関する調査
報告書

令和2年(2020年)3月 発行

■ 発行 浦安市 福祉部 高齢者包括支援課
猫実地域包括支援センター
千葉県浦安市猫実一丁目1-1
TEL 047 (351) 1111

禁無断転載